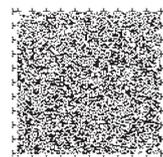


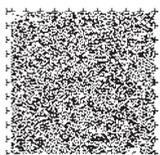


**国分寺市地域福祉計画実施計画(後期)・
国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・
国分寺市自殺対策計画・
国分寺市再犯防止推進計画**

令和3年度～令和6年度

令和3年3月
国分寺市





はじめに

国分寺市では、平成29年度から令和6年度までを計画期間とする『国分寺市総合ビジョン』において、市民、事業者等とともにまちづくりを進める上での共通目標となる未来のまちの姿として「魅力あふれ ひとつつながる文化都市国分寺」を掲げています。



『国分寺市総合ビジョン』における地域福祉施策では、気軽にあいさつや話合いができ、互いに支え合い、助け合い、また問題があれば自発的に解決する地域でのつながりを目指す姿として定め、その実現に向けた事業の推進を図っています。

平成30年には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において社会福祉法が改正され、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域をともに築く、「共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりの推進」が求められています。

このような中で、『国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）』に加え、地域福祉の推進において共通する施策の一体的な取組を進めるため、『国分寺市成年後見制度利用促進基本計画』、『国分寺市自殺対策計画』、『国分寺市再犯防止推進計画』を新たに策定しました。

『国分寺市成年後見制度利用促進基本計画』では、地域連携ネットワークを構築するため、地域住民をはじめ、庁内関係部署や関係機関、団体等が有機的に連携し、一丸となって取り組める仕組みの構築に向けて、検討を始めてまいります。また、『国分寺市自殺対策計画』では、当市の関連する施策を総動員した「生きることの包括的な支援」を推進し、『国分寺市再犯防止推進計画』では、計画の策定を機に、広く市民に再犯防止への関心を広げ、誰一人取り残すことのない地域づくりを進めてまいります。

本計画の施策を進めるため、人と人とのつながりや支え合いの地域づくりに向けたこれまでの取組について、新型コロナウイルス感染症などの急速な社会環境の変化を念頭におきつつ、一層の推進を図り、誰もが個人として相互に認め合い、自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指してまいります。

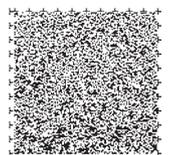
結びに、本計画の策定に当たり、国分寺市地域福祉推進協議会、権利擁護センターこくぶんじ運営委員会及び国分寺市“社会を明るくする運動”推進委員会の委員の皆様をはじめ、関係機関である法務省東京保護観察所立川支部より貴重な御意見、御助言をいただきました。また、関係団体、事業者及び市民の皆様には、アンケート調査等様々な機会を通じて広く御意見をいただきました。

改めて、本計画の策定に御協力をいただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

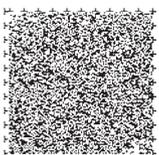
国分寺市長

井澤邦夫

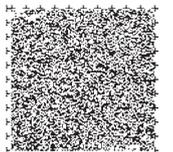


目 次

第1章	国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）	1
第2章	国分寺市成年後見制度利用促進基本計画	51
第3章	国分寺市自殺対策計画	107
第4章	国分寺市再犯防止推進計画	149
資料編		161

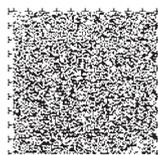


第1章 国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）



目次

第1章 国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）	3
1 国分寺市が目指す地域福祉	3
2 実施計画の基本事項	4
(1) 実施計画の策定について	4
(2) 実施計画の目的と位置付け	4
(3) 各計画との関連	5
3 実施計画の期間	6
4 地域福祉計画の基本理念と施策の体系	7
5 具体的施策	9
6 重点施策・テーマの取組	9
(1) 地域福祉の担い手の育成	9
(2) 地域包括ケアの推進	10
(3) 福祉の総合的な相談窓口の体制整備	13
(4) 避難行動要支援者への支援	15
7 その他の取組	16
生活困窮者への自立支援	16
8 各事業等の紹介	18
基本目標1 共に支える地域づくり	18
(1) 地域福祉を担う人材の育成と活用	18
(2) 地域福祉活動の推進	20
(3) 福祉と人権意識の高揚	24
基本目標2 暮らしを支えるサービスの充実	26
(1) 必要な福祉サービスが利用できる仕組みづくり	26
(2) 福祉ニーズへの総合的・専門的な対応の仕組みづくり	30
(3) 虐待やいじめ等の防止と権利擁護の推進	32
(4) 生活困窮者への自立支援	34
基本目標3 安心して暮らせる環境づくり	35
(1) 安心して生活できる環境づくり	35
(2) 市民生活の安全安心の向上	36
各種相談窓口	40
国分寺市民生委員・児童委員協議会名簿	48



第1章 国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）

1 国分寺市が目指す地域福祉

国分寺市では、人と人のふれあいを大切に、市民同士がつながることによって、互いにいたわり、気づかい、支え合える地域福祉を推進していきます。そのためには、市民一人ひとりが自らできることを考え、活動することや、支援を必要としている方と支援したい方をつなぎ、地域にある様々な資源を結びつけることが必要となります。

この計画を通じ、行政による福祉サービスに加え、地域福祉を推進させ、すべての市民が思いやりをもって互いに認め支え合い、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本目標 1

共に支える
地域づくり

地域福祉の担い手の育成 【地域福祉推進協議会の開催】

地域福祉を推進するためには、その担い手となる、互いに認め合い、支え合える人づくりが重要です。そのため、市民や各種団体が、自らができる地域福祉を考え、話し合い、目標を定める場として、地域福祉推進協議会を開催します。地域福祉の担い手となる方々の情報交換や情報共有の場となるとともに、新たな担い手の育成につなげます。

⇒地域福祉計画P27～28 重点施策・テーマ「地域福祉の担い手の育成」

基本目標 2

暮らしを
支える
サービスの
充実

地域包括ケアの推進 【市民一人ひとりが主役のネットワーク】

子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、適切な支援を切れ目なく提供することのできる、地域包括ケアを推進します。そのためには、地域の様々な専門機関や団体等（民生委員・児童委員、自治会・町内会など）との相互の連携を図り、支援を必要としている方と支援したい方をつなげられるよう、重層的なネットワークを築き、地域を支える基盤を強化します。

⇒地域福祉計画P29～30 重点施策・テーマ「地域包括ケアの推進」

福祉の総合的な相談窓口の体制整備 【安心して相談できる窓口体制】

昨今の経済情勢や核家族化、少子高齢化などから、相談内容は複雑多岐にわたり、複合的な課題を抱えた相談者が増えています。そのため、相談窓口のあり方について、様々な視点からの要望があり、総合的な相談窓口の体制整備が求められています。様々な課題と、これまでの検討経過を踏まえ、市民が安心して相談できる窓口の体制を整備します。

⇒地域福祉計画P31 重点施策・テーマ「福祉の総合的な相談窓口の体制整備」

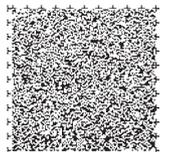
基本目標 3

安心して
暮らせる
環境づくり

避難行動要支援者への支援 【地域での取組が大きなカギ】

市では、災害時にできる限り犠牲者を出さないようにするため、自力又は家族等での避難が困難な方を対象に、地域の支援者が安否確認や避難の介助等を行う避難行動要支援者登録制度を設けています。この制度は、地域の方々の協力により成り立つものであり、市の取組とともに、日頃からの地域での取組が大きなカギとなります。制度の周知を図るとともに、支援者が活動しやすいように運用していきます。

⇒地域福祉計画P32～33 重点施策・テーマ「避難行動要支援者への支援」



2 実施計画の基本事項

(1) 実施計画の策定について

本市では、平成27年9月に社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として「国分寺市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）を策定しました。この地域福祉計画は、福祉保健分野の個別計画と理念を共有し、地域福祉にかかわる各個別計画の施策や個別計画の枠に入らない領域の施策を含め、横断的・包括的な計画とし、更に、文化・教育、都市基盤など、市の様々な計画等と連携を図るものとして策定しました。

この地域福祉計画に基づき策定しました「国分寺市地域福祉計画実施計画」（以下「実施計画」という。）は、中期の計画期間を終了しますので、平成29年3月に策定しました市の最上位計画である国分寺市総合ビジョンとの整合を図り、令和3年度から令和6年度までの後期の実施計画を策定します。

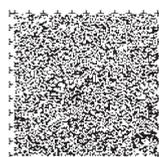
また、平成30年4月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正され、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が追加されました。本市では、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制づくりを進めてきました。令和3年4月に施行される「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）においては、市町村における既存の相談支援等の取組を活かした包括的な支援体制の整備が求められています。人と人とがつながり、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、本実施計画を策定します。なお、実施計画は地域福祉計画に基づき策定するものですが、地域福祉計画は平成27年9月に策定していることから、本実施計画については現状に合わせた記載内容としています。

(2) 実施計画の目的と位置付け

実施計画は、地域福祉計画を実効性のあるものとするため、地域福祉計画の施策体系に基づき、市の様々な分野で行っている地域福祉にかかわる具体的な施策や必要な施策を位置付け、地域福祉を推進することを目的とします。

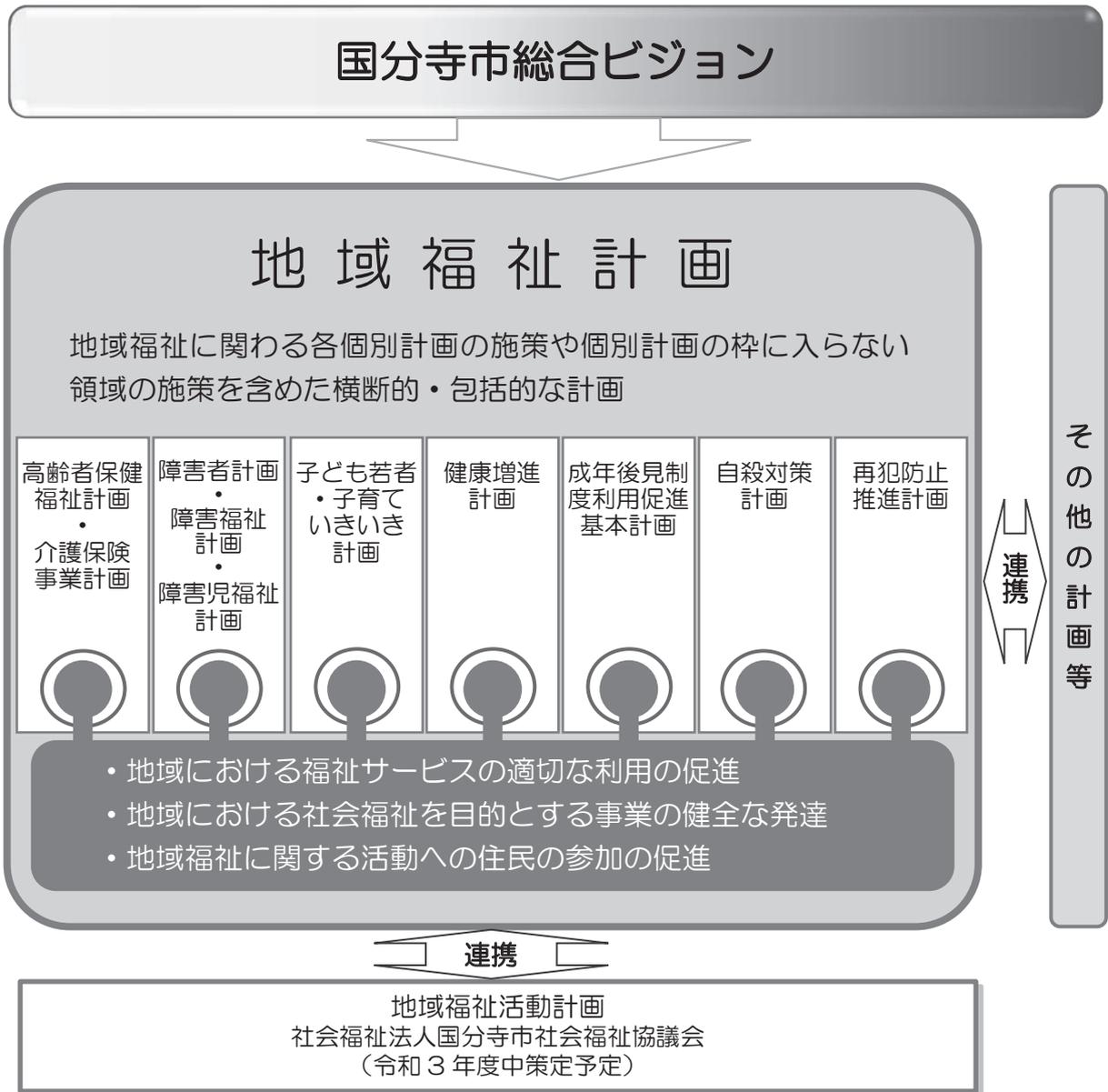
地域福祉計画の実現を目指すために、市として特に推進を図ることが必要な取組として、四つの重点施策・テーマを設定しています。この実施計画では、その四つの重点施策・テーマを具体的に実施していくため、取組内容及び目標を掲げ推進していきます。

また、社会福祉法第107条に基づき市町村地域福祉計画に盛り込むべき具体的な取組内容及び目標をこの実施計画に掲載し、推進していきます。



更に、実施計画には福祉保健分野の個別計画に位置付けられた施策や福祉保健分野に限らない市の様々な計画等に位置付けられた施策等を地域福祉の推進の視点で位置付け、取組内容等を示します。

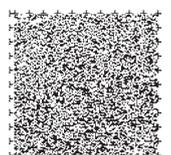
（3）各計画との関連



「地域福祉計画」は、市のまちづくりの最上位計画である「国分寺市総合ビジョン」との整合を図るとともに、理念を共有する福祉保健分野の個別計画と連携を図ります。

また、「地域福祉計画」の理念を共有する福祉保健分野の個別計画として、「国分寺市成年後見制度利用促進基本計画」、「国分寺市自殺対策計画」及び「国分寺市再犯防止推進計画」を本実施計画と一体的に策定します。

なお、社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会が策定を予定している「地域福祉活動計画」は、市民の福祉活動及び地域福祉の実現に向けた活動を具現化するものとして、相互に役割分担を図りながら、連携を進めます。

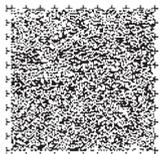


3 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

実施計画（前期） 平成27年度～平成29年度 （3年間）	実施計画（中期） 平成30年度～令和2年度 （3年間）	実施計画（後期） 令和3年度～令和6年度 （4年間）
国分寺市地域福祉計画 平成27年度～令和6年度（10年間）		

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国分寺市 総合ビジョン	第四次 長期総合計画（後期） 平成24年度～平成28年度						総合ビジョン 平成29年度～令和6年度						
地域福祉 計画	従来の 地域保健福祉計画			地域福祉計画 平成27年度～令和6年度									
				実施計画（前期）			実施計画（中期）			実施計画（後期）			
成年後見制 度利用促進 基本計画										成年後見制度利用促進基本計画 令和3年度～令和6年度			
自殺対策 計画										自殺対策計画 令和3年度～令和6年度			
再犯防止 推進計画										再犯防止推進計画 令和3年度～令和6年度			
高齢者保健 福祉計画	高齢者保健 福祉計画 第5期介護保険 事業計画 平成24年度～平成26年度			高齢者保健 福祉計画 第6期介護保険 事業計画 平成27年度～平成29年度			高齢者保健 福祉計画 第7期介護保険 事業計画 平成30年度～令和2年度			高齢者保健 福祉計画 第8期介護保険 事業計画 令和3年度～令和5年度			高齢者保健 福祉計画 介護保険事 業計画
介護保険 事業計画													
障害者計画	第2次障害者計画 平成22年度～平成26年度			障害者計画（第3次） 平成27年度～令和2年度						障害者計画（第4次） 令和3年度～令和8年度			
				実施計画（前期）			実施計画（後期）			実施計画（前期）		実施計画（後期）	
障害福祉 計画	第3期障害福祉計画 平成24年度～平成26年度			第4期障害福祉計画 平成27年度～平成29年度			第5期障害福祉計画 平成30年度～令和2年度			第6期障害福祉計画 令和3年度～令和5年度			障害福祉 計画
障害児福祉 計画							第1期障害児福祉計画 平成30年度～令和2年度		第2期障害児福祉計画 令和3年度～令和5年度			障害児 福祉 計画	
児童育成 計画	子育て・子育て いきいき計画（前期） 次世代育成支援対策 地域行動計画（第二期） 平成22年度～平成26年度			子育て・子育ていきいき計画（後期） 次世代育成支援対策 行動計画（第三期） 子ども・子育て支援事業計画 平成27年度～令和元年度						子ども若者・子育ていきいき計画 次世代育成支援対策行動計画 子ども・子育て支援事業計画 子ども・若者計画 令和2年度～令和6年度			
母子保健 計画													
健康増進 計画							健康増進計画 平成27～令和6年度						
							実施計画（前期）			実施計画（後期）			



4 地域福祉計画の基本理念と施策の体系

基 本 理 念

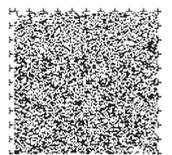
だれもが 共に認め 支え合い

自分らしく暮らせるまち

だれもが地域で安全・安心に暮らすことができ、また性別・年齢、病気や障害の有無、所得や社会的地位等にかかわらず、個人として相互に尊重し認め合い、必要な福祉サービスが受けられるようなまちづくりが求められています。

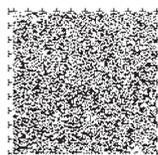
人と人とのふれあいを大切にし、いつでもだれかに支えられ、まただれかを支えることができるような、思いやりのあるまちづくりを推進することが必要です。

国分寺市に住み、働き、学び、活動する、すべての市民が自分らしい生き方ができ、思いやりをもって互いに支え合い、住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進します。



地域福祉計画の基本理念を実現するための施策体系は次のとおりです。

基本目標		施策の柱		施策			
1	共に支える 地域づくり	(1)	地域福祉を担う 人材の育成と活用	①	ボランティアや市民活動団体の育成・養成		
				②	協働の推進		
		(2)	地域福祉活動の推進	①	地域住民の交流促進		
				②	民生委員・児童委員の活動の充実		
				③	地域福祉活動団体等への支援		
		(3)	福祉と人権意識の高揚	①	学校教育の場での福祉教育の推進		
				②	福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発		
		2	暮らしを支える サービスの充実	(1)	必要な福祉サービスが 利用できる仕組みづくり	①	市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有
						②	地域に密着したサービスの展開
(2)	福祉ニーズへの 総合的・専門的な 対応の仕組みづくり			①	福祉ニーズに対する相談機能の充実		
				②	地域の福祉課題を発見する仕組みづくり		
(3)	虐待やいじめ等の防止と 権利擁護の推進			①	あらゆる虐待やいじめ等の防止		
				②	権利擁護の推進		
(4)	生活困窮者への自立支援			①	暮らしを支える支援の充実		
3	安心して暮らせる 環境づくり			(1)	安心して生活できる 環境づくり	①	ユニバーサルデザインのまちづくり
		②	市内交通の利便性の向上				
		(2)	市民生活の 安全安心の向上	①	防災・減災対策の推進		
				②	地域での見守り体制の充実		
				③	地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進		



5 具体的施策

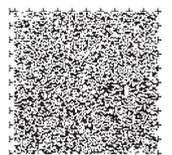
地域福祉計画の実現を目指すため、市として特に推進を図ることが必要な取組として、四つの重点施策・テーマを設定しています。その四つの重点施策・テーマを具体的に実施していくための取組内容及び目標を次のとおり示します。

また、社会福祉法第107条に基づき市町村地域福祉計画に盛り込むべき具体的な取組内容及び目標も以下に示します。

6 重点施策・テーマの取組

（1）地域福祉の担い手の育成

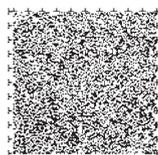
基本目標	1 共に支える地域づくり		担当課	地域共生推進課
施策の柱	(1) 地域福祉を担う人材の育成と活用			
事業名（主な取組）	地域福祉推進協議会の開催	関連する課		
事業概要（取組内容）	地域福祉を推進するためには、その担い手となる、互いに認め合い、支え合える人づくりが重要である。そのため、市民や各種団体が、自らができる地域福祉を考え、話し合い、目標を定める場として、地域福祉推進協議会を開催する。会場内では、新型コロナウイルス感染症対策を実施するとともに書面開催やWeb会議の導入を図る。地域福祉の担い手となる方々の情報交換や情報共有の場となるとともに、新たな担い手の育成につなげていく。			
目指すべき方向性	地域福祉推進協議会を開催し、地域の方と一緒に地域福祉の推進のために活動している。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ●委員は、年度当初に目標を定め、地域福祉の推進のための活動を行い、年度末に1年間の活動を振り返り、評価している。そのため支援等を行っている。 ●委員数 77人 	<ul style="list-style-type: none"> ●委員は、地域福祉の推進に向けた目標を定め、年度末に活動を振り返る。 ●地域課題などの情報共有を進め、つながりによる新たな委員の参加を目指した取組を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●委員は、地域福祉の推進に向けた目標を定め、年度末に活動を振り返る。 ●地域課題などの情報共有を進め、つながりによる新たな委員の参加を目指した取組を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●委員は、地域福祉の推進に向けた目標を定め、年度末に活動を振り返る。 ●地域課題などの情報共有を進め、つながりによる新たな委員の参加を目指して取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ●委員は、地域福祉の推進に向けた目標を定め、年度末に活動を振り返る。 ●地域課題などの情報共有を進め、つながりによる新たな委員の参加を目指して取り組む。



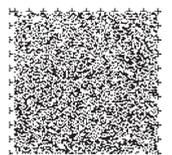
基本目標	1 共に支える地域づくり			担当課	地域共生推進課
施策の柱	(1) 地域福祉を担う人材の育成と活用				
事業名（主な取組）	国分寺市職員地域参加促進事業			関連する課	各課・市職員
事業概要（取組内容）	市職員は「国分寺市民」であることを自覚し、地域行事やイベント等、地域づくりにかかわる場に積極的に参加することで、地域の市民との絆を強めるとともに市民目線を養い職員としての資質向上を図る。ひいては、地域福祉の担い手づくりの支援に寄与する。				
目指すべき方向性	市職員が積極的に地域行事やイベント等、地域づくりにかかわり、地域の市民との絆が強められ、地域福祉の担い手づくりの支援をしている。				
現 状	目 標				
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
●入職職員等に地域の割振りを行う。 ●地域イベント情報等を庁内に周知し、地域への関心を高めるための情報提供を行っている。	●入職職員等に地域の割振りを行い、地域イベント情報等を周知する。 ●地域づくりへの関心を高めるため、情報共有の方法等を検討する。	●入職職員等に地域の割振りを行い、地域イベント情報等を周知する。 ●地域づくりへの関心を高めるため、情報共有の方法等を検討する。	●入職職員等に地域の割振りを行い、地域イベント情報等を周知する。 ●地域づくりへの関心を高めるため、情報共有を進める。	●入職職員等に地域の割振りを行い、地域イベント情報等を周知する。 ●地域づくりへの関心を高めるため、情報共有を進める。	

(2) 地域包括ケアの推進

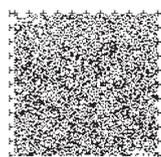
基本目標	2 暮らしを支えるサービスの充実			担当課	地域共生推進課 障害福祉課 高齢福祉課 健康推進課
施策の柱	(1) 必要な福祉サービスが利用できる仕組みづくり				
事業名（主な取組）	地域包括ケアの推進			関連する課	健康部・福祉部・子ども家庭部の各課
事業概要（取組内容）	子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、適切な支援を切れ目なく提供することのできる、地域包括ケアを推進する。そのためには、地域の様々な専門機関（医療機関・介護やリハビリの施設のほか、地域包括支援センターや各種相談窓口など）や団体等（民生委員・児童委員、自治会・町内会、ボランティア団体、民間企業など）との相互の連携を図り、支援を必要としている方と支援したい方をつなげられるよう、重層的なネットワークを築き、地域を支える基盤を強化する。				
目指すべき方向性	地域の様々な専門機関や団体等との相互の連携を図り、重層的なネットワークを築けるよう、調整が図られている。				



担当課	地域共生推進課				
現 状	目 標				
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
●地域の様々な社会資源を結ぶための会議を開催し、連携の在り方を検討するとともに、ネットワークの構築が進められている。	●地域の様々な社会資源を結ぶため、地域福祉推進協議会において、委員相互の多様な連携について情報共有を進める。	●地域の様々な社会資源を結ぶため、地域福祉推進協議会において、委員相互の多様な連携について情報共有を進める。	●地域の様々な社会資源を結ぶため、地域福祉推進協議会において、委員相互の多様な連携の在り方を検討する。	●地域の様々な社会資源を結ぶため、地域福祉推進協議会において、委員相互の多様な連携の在り方を検討する。	
担当課	障害福祉課				
現 状	目 標				
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
●障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築する必要がある。相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ、専門的人材の育成、地域の体制づくり等の機能を持った拠点を整備している。 ●障害者地域自立支援協議会（専門部会、作業部会、ワーキンググループを含む）開催回数43回	●障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、関係機関と連携し、地域生活支援拠点機能の充実が図られている。 ●障害者地域自立支援協議会（専門部会、作業部会、ワーキンググループを含む）開催回数43回	●障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、関係機関と連携し、地域生活支援拠点機能の充実が図られている。 ●障害者地域自立支援協議会（専門部会、作業部会、ワーキンググループを含む）開催回数44回	●障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、関係機関と連携し、地域生活支援拠点機能の充実が図られている。 ●障害者地域自立支援協議会（専門部会、作業部会、ワーキンググループを含む）開催回数44回	●障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、関係機関と連携し、地域生活支援拠点機能の充実が図られている。 ●障害者地域自立支援協議会（専門部会、作業部会、ワーキンググループを含む）開催回数45回	

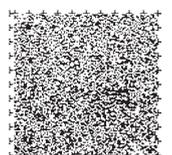


担当課		高齢福祉課				
現 状		目 標				
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	
<p>●関係機関との連携を図り、在宅医療・介護の整備体制について関係機関と検討し、在宅医療介護連携推進に取り組んでいる。</p> <p>●連絡・連携件数 1,635 件</p>	<p>●切れ目のない在宅医療と介護の提供体制実現のために、地域包括支援センターを中心に医療機関等と円滑な連携ができています。</p> <p>●連絡・連携件数 1,695 件</p>	<p>●切れ目のない在宅医療と介護の提供体制実現のために、地域包括支援センターを中心に医療機関等と円滑な連携ができています。</p> <p>●連絡・連携件数 1,725 件</p>	<p>●切れ目のない在宅医療と介護の提供体制実現のために、地域包括支援センターを中心に医療機関等と円滑な連携ができています。</p> <p>●連絡・連携件数 1,755 件</p>	<p>●切れ目のない在宅医療と介護の提供体制実現のために、地域包括支援センターを中心に医療機関等と円滑な連携ができています。</p> <p>●連絡・連携件数 1,755 件</p>		
担当課		健康推進課				
現 状		目 標				
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度	
<p>●関係課と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援が実施されている。</p> <p>●関係機関連携件数 502 件</p>	<p>●関係課と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援が実施されている。</p> <p>●関係機関連携件数 505 件</p>	<p>●関係課と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援が実施されている。</p> <p>●関係機関連携件数 510 件</p>	<p>●関係課と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援が実施されている。</p> <p>●関係機関連携件数 515 件</p>	<p>●関係課と連携を図り、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない支援が実施されている。</p> <p>●関係機関連携件数 520 件</p>		



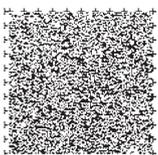
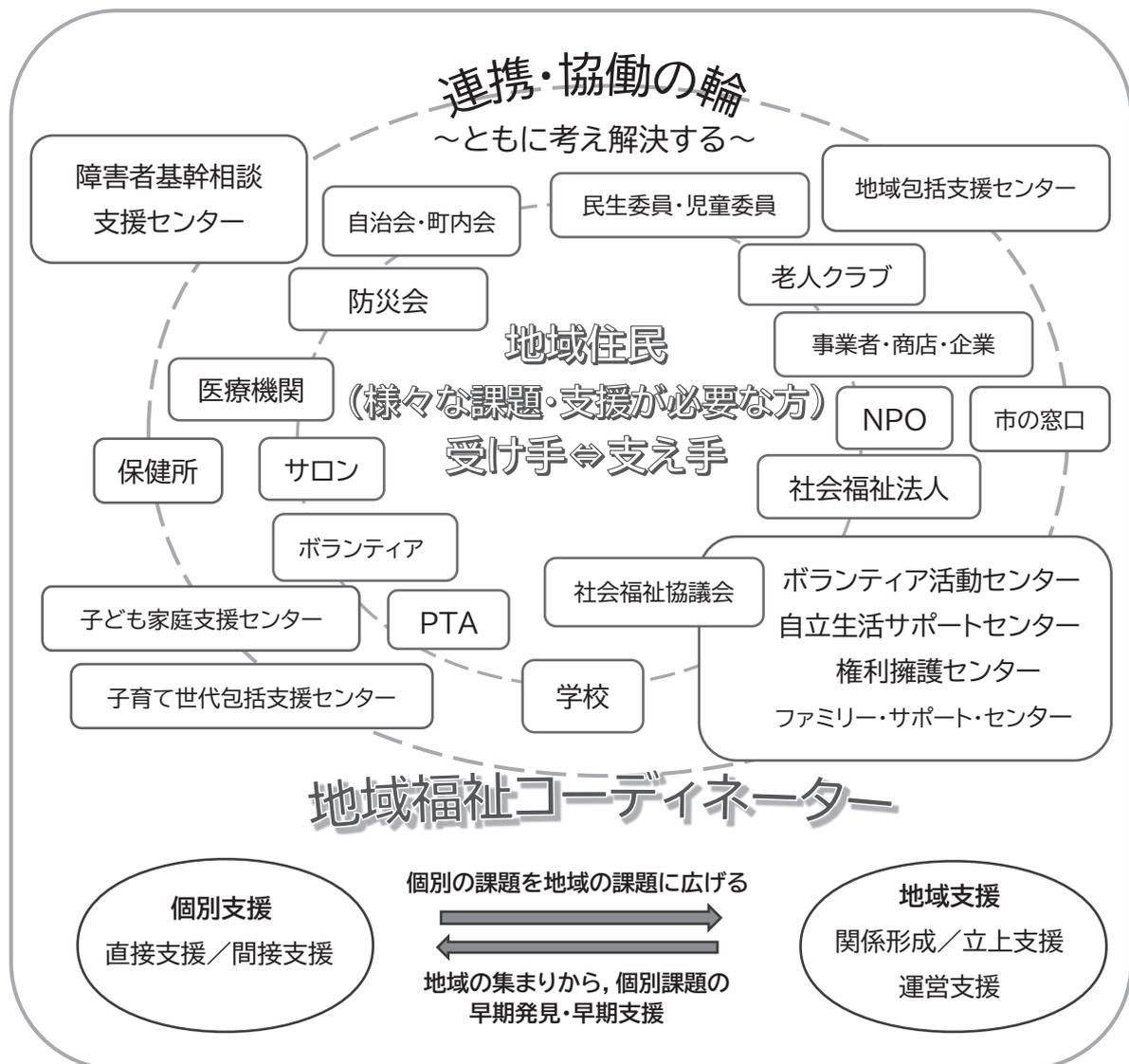
（3）福祉の総合的な相談窓口の体制整備

基本目標	2 暮らしを支えるサービスの充実		担当課	地域共生推進課
施策の柱	(2) 福祉ニーズへの総合的・専門的な対応の仕組みづくり			
事業名（主な取組）	福祉の総合的な相談窓口の体制整備		関連する課	健康部・福祉部・子ども家庭部の各課
事業概要（取組内容）	相談支援総合調整会議において、事例の共有等により職員の対応力を高め、複合的な課題や制度の狭間の課題への取組について検討を重ねるとともに、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施を含め、庁内での総合的な相談窓口の設置等を検討する。地域福祉コーディネーターが地域に向き、幅広い相談を受け止め、相談内容に応じて適切な支援関係機関につなぐとともに、地域におけるネットワークの構築、地域力強化の推進等に取り組む。			
目指すべき方向性	福祉の総合的な相談窓口の体制が整備され、市民の方がより安心して相談することができている。福祉の様々な窓口では、それぞれの窓口で相談を受け付け、複合的な相談内容の場合は、担当部署間で連携をし、総合相談窓口の機能を果たしている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ●第2庁舎1階の健康部、福祉部及び子ども家庭部のワンストップ窓口の体制整備及び相談支援総合調整会議により、担当部署間の連携が図られ、複合的な課題に対する総合相談窓口機能を果たす体制を整備している。 ●市内東西2区域に地域福祉コーディネーターを2人配置し、総合的な相談支援、地域ネットワークの構築、地域力強化の推進等に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援総合調整会議において、「重層的支援体制整備事業」の実施を含め、庁内での総合相談窓口の設置等を再検討する。 ●地域福祉コーディネーターが受けた複合的な課題を抱えた相談件数 12件 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援総合調整会議において、「重層的支援体制整備事業」の実施を含め、庁内での総合相談窓口の設置等を検討し、方向性を決定する。 ●地域福祉コーディネーターが受けた複合的な課題を抱えた相談件数 13件 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援総合調整会議において、「重層的支援体制整備事業」の実施を含め、庁内での総合相談窓口の設置等に向けて、人員体制等の準備をする。 ●地域福祉コーディネーターが受けた複合的な課題を抱えた相談件数 14件 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援総合調整会議において、「重層的支援体制整備事業」の実施を含め、庁内での総合相談窓口の体制を整備する。 ●地域福祉コーディネーターが受けた複合的な課題を抱えた相談件数 15件



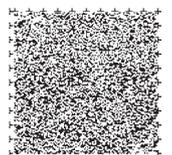
地域福祉コーディネーター

少子高齢化や核家族化，地域のつながりの希薄化など，地域社会を取り巻く環境の変化による福祉ニーズの多様化，複雑化へ対応するために，令和元年度から社会福祉協議会への委託により配置されました。どこに相談したらよいかわからないお困りごとや，気になること，地域の様々な相談に幅広く対応します。また，地域に出向き，皆さんと協働して問題解決に向けた取組を支援します。新たな地域活動の立ち上げや運営支援も行います。



（4）避難行動要支援者への支援

基本目標	3 安心して暮らせる環境づくり		担当課	地域共生推進課
施策の柱	(2) 市民生活の安全安心の向上			
事業名（主な取組）	避難行動要支援者への支援		関連する課	防災安全課 障害福祉課 高齢福祉課
事業概要（取組内容）	震災等の災害が発生した際、本人又は家族の支援のみでは避難が困難な方を名簿に登録する。平常時から名簿を地域の支援者に提供し、支援者は登録者の所在や状況を把握しておく。災害発生時には、支援者は速やかに登録者の安否確認や避難の介助等を実施する。			
目指すべき方向性	制度が適切に運用され、災害時における登録者の安否確認・避難介助等の体制が整備されている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ●制度を周知し、申請による名簿登録が行われている。 ●市の保有する介護や障害の情報から名簿登録の必要性が高い市民の自動登録が行われている。 ●地域の支援者との連携が図られている。 ●個別計画の策定に向けた整理を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●制度を周知し、申請による名簿登録を進める。 ●地域の支援者との連携を図る取組を進める。 ●個別計画の策定に向けて、関係課との課題整理を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●制度を周知し、申請による名簿登録を進める。 ●地域の支援者との連携を図る取組を進める。 ●個別計画の策定に向けて、関係課との課題整理を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●制度を周知し、申請による名簿登録を進める。 ●地域の支援者との連携を図る取組を進める。 ●個別計画の策定に向けて、関係課との課題解決の検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●制度を周知し、申請による名簿登録を進める。 ●地域の支援者との連携を図る取組を進める。 ●個別計画の策定に向けて、関係課との課題解決の検討を進める。



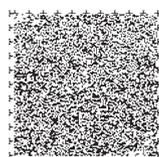
7 その他の取組

生活困窮者への自立支援

基本目標	2 暮らしを支えるサービスの充実	担当課	生活福祉課
施策の柱	(4) 生活困窮者への自立支援		

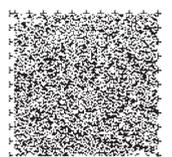
事業名（主な取組）	自立相談支援事業（相談）	関連する課	各課	
事業概要（取組内容）	生活保護の前段階にある生活困窮者が抱える複合的な課題に包括的かつ一元的に対応する自立相談支援機関を設置し、庁内関係課及び地域の関係機関と連携し、支援を必要とする生活困窮者の把握に努めて、窓口又は自宅訪問等により、相談を受け付ける。併せて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う離職・減収者に対して、住居の喪失を防ぐ目的で住居確保給付金を支給する。			
目指すべき方向性	庁内関係課及び地域の関係機関と連携し、支援を必要とする生活困窮者の把握に努めて、早期に自立相談支援機関において相談を受け付け、相談者が抱える課題が整理されている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●新規相談件数 339件	●新規相談件数 425件	●新規相談件数 450件	●新規相談件数 475件	●新規相談件数 500件

事業名（主な取組）	自立相談支援事業（支援）	関連する課	各課	
事業概要（取組内容）	自立相談支援機関において相談を受け付けた生活困窮者を対象として、それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成し、この計画に基づき早期自立に向けた支援を行う。また、家計改善に関する支援希望者に対し、家計再生プランを作成し支援を行う。生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議を設置し、個別支援計画の適切性の協議及び関係機関との情報共有と連携を図る。			
目指すべき方向性	相談者ごとに個別支援計画を作成し、早期自立に向けた包括的、継続的な支援が行われている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●個別支援計画作成 件数 94件	●個別支援計画作成 件数 94件	●個別支援計画作成 件数 96件	●個別支援計画作成 件数 98件	●個別支援計画作成 件数 100件



事業名（主な取組）	自立相談支援事業（就労）		関連する課	各課
事業概要（取組内容）	就労を希望する相談者を対象に、自立相談支援機関による就労支援を行う。また、要件を満たす方に対しては、住居確保給付金支給事業を活用し、就職活動中の家賃相当額を支給することで、住居の確保を図る。			
目指すべき方向性	相談者に対する効果的な就労支援が行われている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●就職者数 24人	●就職者数 25人	●就職者数 26人	●就職者数 27人	●就職者数 28人

事業名（主な取組）	学習支援事業		関連する課	各課
事業概要（取組内容）	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもの学習支援を行う。また、家庭訪問を通して、世帯全体の課題を把握し、その解決に向けた支援を行う。			
目指すべき方向性	生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもが学習支援を受けられている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●事業利用者数 42人	●事業利用者数 43人	●事業利用者数 43人	●事業利用者数 44人	●事業利用者数 44人



8 各事業等の紹介

福祉保健分野の個別計画に位置付けられた施策や福祉保健分野に限らない市の様々な計画等に位置付けられた施策等を地域福祉の推進の視点で実施計画に位置付けます。本来の事業目的を達成するとともに、その取組は地域福祉の推進にも欠かせない視点です。そのため、実施計画にその取組内容、担当課等を示します。

なお、表中、「掲載している個別計画」の欄には、福祉保健分野の各個別計画に掲載されている事業等について、その計画名を略称で記載しています。また、それ以外のものについては、空欄としています。

- ※ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画……………高齢
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画……………障害
- 子ども若者・子育ていきいき計画……………子ども
- 健康増進計画……………健康

更に、第1章5 具体的施策で示した取組について事業を紹介し、事業名の欄には、【重点等】の表示をしています。

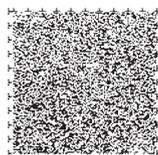
基本目標1 共に支える地域づくり

(1) 地域福祉を担う人材の育成と活用

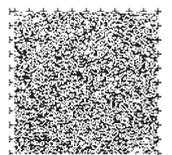
- ① ボランティアや市民活動団体の育成・養成
 - 地域福祉を担う人材の育成・養成
 - ボランティアや市民活動団体の活性化
 - 地域コミュニティ活動の促進・充実
 - 地域福祉推進協議会の開催

施策体系 1-(1)-①

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
【地域福祉を担う人材の育成・養成】			
1 国分寺市職員 地域参加促進 事業【重点等】	市職員が「国分寺市民」であることを自覚し、積極的に地域行事やイベント等、地域づくりにかかわる場に参加することで地域の市民との絆を強めるとともに職員の育成を行う。	地域共生推進課	
	引き続き、新規に入職した職員等がいた場合は地域の割振りの希望を聞き、割振りを行う。	各課	
	地域や市民活動団体等のイベント開催情報を職員へ提供し、参加を呼びかける。	市職員	
2 障害者支援 ボランティア 養成講座	障害者に対する理解を深め、ボランティアの養成を目指す講座を開催する。公民館くぬぎ教室の活動や運営の紹介を通して、スタッフの養成を行う。	公民館課	障害



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
3	プレイリーダー 講習会	子どもたちを見守り、安全を管理しながらともに遊ぶ感性を持ち、子どもの思いを代弁する役割を担うプレイリーダーの養成を実施する。	社会教育課	子ども
4	青少年地域 リーダー講習会	地域での活動に積極的に参加し、豊かな地域づくりに貢献できる青少年を育成する。	社会教育課	子ども
5	子ども家庭支援 センター地域 ネットワーク事業	子育てをともに支え合えるまちをつくるために、市内各親子ひろばの運営拡充と、講習会、イベント、広報活動、情報交流、ボランティアの参加等を進める。各ひろば事業を展開する市民活動団体等と市との連携を強化し、子育ての課題解決に努める。子ども家庭支援センターを中心とし、各スタッフとセンター職員がお互いに顔の見える、相談しやすい環境を作る。	子育て相談室	子ども
6	認知症キャラバン・ メイト養成	地域の高齢者を支えるため、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成講座について、東京都主催の講座に受講者を推薦するほか、市主催の講座を開催する。	健康推進課 (高齢福祉課)	高齢
7	認知症サポーター 養成及び支え合い 体制の構築	認知症の正しい知識をもち、本人や家族を温かく見守るサポーターを養成する講座を実施する。また、地域の人材としてより活躍できる仕組みづくりを行う。	健康推進課 高齢福祉課	高齢
8	介護支援 ボランティア の育成	高齢者を介護保険施設等で活動していただく介護支援ボランティアとして育成し、健康づくりや社会貢献など生きがいを創出し、介護予防を実現する。	高齢福祉課	高齢
9	生活支援隊・介護 予防応援隊の確保・ 育成	基礎研修・現任研修・フォローアップ研修を行い、介護予防・生活支援サービス事業の担い手や地域活動に取り組む人材の確保・育成を行う。	高齢福祉課	高齢
【ボランティアや市民活動団体の活性化】				
10	ボランティア活動 センターとの連携	地域交流会等の社会福祉協議会の事業など、様々な事業において、ボランティアの力を借りる。	各課	
11	児童館におけるボ ランティア受入れ 事業	児童館において、通常の運営以外に、春・夏・冬休み期間中に、社会福祉協議会登録者のボランティアを受け入れる。また、中学生の体験学習や、近隣の各高校や大学からの実習生を受け入れる。	子ども子育て 事業課	子ども
12	ファミリー・サポー ト・センター事業	育児の援助をしたい方（援助会員）と育児の援助を受けたい市民（利用会員）が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。	子育て相談室	子ども
13	クリーン運動	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会、老人クラブ、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づいて、自主的に清掃活動を行うことにより、地域環境の向上を図る。また、市職員が地域に参加し、清掃活動を実施している。	環境対策課	



事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
【地域コミュニティ活動の促進・充実】			
14 自治会・町内会 連絡会	市内130弱の自治会・町内会の会長を対象として、連絡調整及び情報提供を行う。	協働 コミュニティ課	健康
【地域福祉推進協議会の開催】			
15 地域福祉推進協議 会の開催 【重点等】	地域福祉計画に基づき「地域福祉推進協議会」を開催し、情報交換、交流を通じ、委員同士、団体間でのつながりにより、地域の支え合い、地域福祉の推進に取り組む。	地域共生推進課	高齢

②協働の推進

施策体系 1-(1)-②

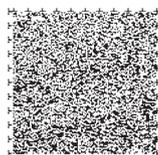
事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
16 提案型協働事業	市民活動団体からの発意で事業提案をいただき、協働事業審査会に採択された後、事業を実施する。	協働 コミュニティ課	

(2) 地域福祉活動の推進

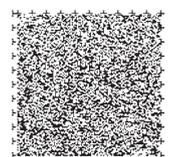
①地域住民の交流促進

施策体系 1-(2)-①

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
17 市民活動センター 団体交流会	市民活動センターにおいて、団体同士の交流を目的とした「こらぼ de サロン」を開催する。	協働 コミュニティ課	
18 地域会議事業	地域の各種団体が参加し、情報交換等を行うための地域に根ざした会議を開催する。	公民館課	
19 地域生きがい交流 事業	高齢者が生きがいを持って社会参加を続けられるように、生きがい創作、介護予防活動に関する事業を実施する。	健康推進課	高齢 健康
20 ひとり暮らし高齢者 等地域交流会の実施	社会福祉協議会において、ひとり暮らし高齢者のひきこもりを防ぎ、孤立することがないように、地域において交流会を実施している。また、歌・軽体操、異世代間の交流や警察署・消防署からの情報提供などもあわせて行っている。	地域共生推進課	高齢
21 地域での 生きがいづくり・ 仲間づくり	様々な公民館主催事業の開催や、グループでの学習・活動・交流の場の提供を通じて、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを支援する。	公民館課	高齢
22 認知症カフェ	認知症の方やその家族、地域の方が気楽に集まり、認知症や介護に関することなどの相談・情報交換ができる場を提供する。	高齢福祉課	高齢



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
23	公民館・児童館における高齢者ボランティアによる異世代交流事業	公民館が中心になり、地域の方々（高齢者も含む）が指導者になり、世代を越えて交流・体験できる学びの場をつくっていく。児童館行事において、昔遊びや読み聞かせ等の企画に高齢者ボランティアを積極的に受け入れ、子どもと高齢者の自然な交流を図る。	公民館課 子ども子育て 事業課	高齢 子ども
24	くぬぎ教室	知的障害の人がサロンなど余暇活動を通して、仲間作り、社会性や生きる力を身につける活動を行います。誰もが地域で学ぶことができるよう、関係機関と連携して居場所や学習機会の提供に努める。	公民館課	障害
25	ロビーコンサート	障害者団体と共催し、同団体の周知と、障害者との交流を目的に、市民グループの参加を広く呼びかけ、コンサートを開催する。	公民館課	障害
26	親子ひろば事業	地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者、妊娠期の方に対して、安心して立ち寄り、遊びと交流ができる場所と育児相談の機会を提供する。	子育て相談室 (子ども子育て 事業課)	子ども
27	こくぶんじ 青空ひろば事業	市内の公園を活用し、午前中は、乳幼児親子の遊びと交流の場となり、午後は、小中学生の放課後の居場所となる「こくぶんじ青空ひろば」を開催する。屋外での活動であるため、事業の様子が地域住民に見え易く、入り易いという利点があり、事業参加者と地域住民の交流を生み出す効果が期待できる。	子ども子育て 事業課 (子育て相談室)	子ども
28	放課後子どもプラン の実施	地域・学校・行政が連携し、子どもたちの安全で安心な居場所づくりを推進するため「放課後子どもプラン」を実施する。	社会教育課 (子ども子育て 事業課)	子ども
29	公民館、地域センター 等を活用した「居場所」 づくり事業	公民館は小中学生も利用できる施設であることを、小学生の「社会科見学」や中学生の「職場体験」で積極的にPRし、「居場所づくり」事業を促進する。また、館内のフリースペースを活用し、地域の人とふれあえる場を創出する。	公民館課 (協働コミュニ ティ課)	子ども
30	保育所地域支援事業	保育所の行事等に、保育所に入所していない親子が参加し交流を行う。	子ども子育て 事業課	子ども
31	児童館職員・学童保 育所職員の地域会議 等への参加	児童館職員・学童保育所職員が青少年育成地区委員会や教育フォーラム、各シンポジウム、地域子ども会や他施設利用者協議会、自治会会議などへ参加し、地域の中での子育て支援の一役を担う。	子ども子育て 事業課	子ども
32	公民館青少年体験事 業	公民館で開催する「中学生とともに学ぶ教室」で講師の役割を担う等、異世代との交流や地域貢献を体験することができる、青少年向けの様々な体験事業を実施する。	公民館課	子ども
33	児童館と地域子育て 支援活動の連携	地域の子どもたちのための活動へ、児童館職員の派遣協力を行う。	子ども子育て 事業課	子ども
34	保育園給食地域交流 会	地域の子育て世代に対して、実際に保育園の給食を食べることを含めた情報提供と交流を行う。	子ども子育て 事業課	健康

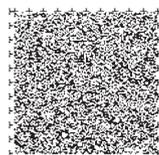


事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
35	スポーツ大会開催	各種スポーツ大会を開催する。7大会を開催する。 (市民体育大会, 少年野球大会, 少年少女サッカー大会, 少年少女バレーボール大会, 少年少女バドミントン大会, 壮年ソフトボール大会, 市民体操祭)	スポーツ振興課	健康
36	スポーツ推進委員によるイベント	スポーツ推進委員により各種イベント（ウォーキング, スポレクまつり）を行う。	スポーツ振興課	健康
37	子ども家庭支援センターまつり	親子参加型のフリーマーケットや地域活動の一環としてのイベントを開催し, ボランティア及び多世代の交流を図る。	子育て相談室	健康
38	西部地区拠点親子ひろば「ぶんちっちひろば」クリスマス会	地域のボランティアによるイベント及び多世代との交流を図る。(午前・午後2回実施)	子育て相談室	健康
39	地域センターまつり(5館)	地域センターまつりの実行委員会である利用者協議会に協力している。まつりでは, ダンスや健康体操などの利用団体が日頃の活動の成果を発表するとともに, 普段地域センターを利用しない世代も含め, 多世代交流の場となっている。	協働 コミュニティ課	健康
40	地域センター利用者協議会や交流会	様々な利用団体の代表者で構成される利用者協議会について協力する。	協働 コミュニティ課	健康
41	市民活動フェスティバル	市民活動センターに登録している団体が運営委員会形式でフェスティバルを開催し, 活動内容の展示や発表を行うことで, 市民活動のPRや交流の場とする。	協働 コミュニティ課	健康

②民生委員・児童委員の活動の充実

施策体系 1-(2)-②

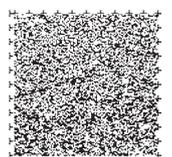
事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
42	民生委員・児童委員の活動の充実	国分寺市民生委員・児童委員協議会及び協議会内の高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の部会の活動を通じて, 市・各種団体との連携を図りながら, 地域の課題解決に取り組む。	地域共生推進課	
43	民生委員・児童委員の研修の実施	地域の課題解決に必要な知識の習得を目的として, 民生委員・児童委員を対象とした研修を実施し, 課題解決能力の向上に努める。	地域共生推進課	



③地域福祉活動団体等への支援

施策体系 1-(2)-③

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
44	介護保険事業者 連絡会の開催	事業者間の意見交換の場の提供、研修の実施、保険者等からの情報提供などを行うことにより、介護保険事業者を支援する。	高齢福祉課	高齢
45	市民活動団体等の 支援	こくぶんじ市民活動センターでは、市民活動に関する情報の収集及び提供を行う。また、市民活動団体に対する活動の相談やコーディネート、市民活動団体間の交流や市と市民活動団体との協働の促進のほか、市民活動団体の拠点として、活動の場及び設備の提供を行う。	協働 コミュニティ課	高齢 子ども
46	グループ活動支援 事業	公民館を利用して活動している団体に対し、印刷機等の貸出しや必要備品保管場所の提供等、活動の支援を行う。	公民館課	
47	障害当事者団体等の 育成・支援	障害のある当事者が、様々な活動を通し、自立と社会参加できるよう、当事者団体の育成と支援をする。また、障害福祉ガイドブック等を通じた周知を行う。	障害福祉課	障害
48	体育館等個人開放・ 団体貸出し	市内体育施設を維持管理し、市民に活動の場を提供する。	スポーツ振興課	健康
49	子育てサークルの 育成及び支援	親子の「わ」の事業やおもちゃ図書館の事業を通じて、子育てグループの育ちのきっかけを提供したり、各自主保育グループ等への活動場所の提供などの支援を行う。	子ども子育て 事業課	子ども
50	市民の活動の場の 提供	地域センター 6 館及び多喜窪公会堂の集会室等を貸し出し、市民に活動の場を提供する。	協働 コミュニティ課	健康
		cocobunji プラザのホール等を貸し出し、市民に活動の場を提供する。	文化振興課	
		いずみホールのホール等を貸し出し、市民に活動の場を提供する。	文化振興課	
		市内体育施設を貸し出し、市民に活動の場を提供する。	スポーツ振興課	健康
		福祉センターの会議室等を貸し出し、市民に活動の場を提供する。	地域共生推進課	健康
		いきいきセンターを貸し出し、市民に活動の場を提供する。	健康推進課	健康
		さわやかプラザもとまちのホール等を貸し出し、市民に活動の場を提供する。	高齢福祉課	
		ひかりプラザの会議室等を貸し出し、市民に活動の場を提供する。	社会教育課	
	公民館施設を貸し出し、市民に活動の場を提供する。	公民館課	健康	



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
51	地域センター登録団体の情報管理	市民活動を活性化させるため、地域センター6館を利用する登録団体の情報を管理し、要望に応じて当該団体の了解のもと公開する。	協働 コミュニティ課	健康

(3) 福祉と人権意識の高揚

①学校教育の場での福祉教育の推進

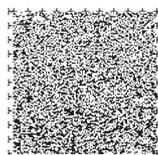
施策体系 1-(3)-①

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
52	保健福祉意識の高揚	小中学校における総合学習やクラブ活動、生涯学習として行われている地域高齢者等との交流、地域や事業所における出前講座の実施等、様々な場所や多様な方法により意識の高揚を図る。 (例：社会福祉協議会の福祉学習会)	地域共生推進課	
53	国際交流事業	総合学習等への協力として外国人在住者を小学校に派遣し、国際理解を目的とし交流する。	人権平和課	
54	学校での人権教育の推進及び子どもの権利に関する啓発の推進	人権について重点的に考える人権週間に合わせて、全市立小・中学校で、人権集会や人権標語づくり、人権メッセージや人権作文の発表会等の取組を充実するとともに、人権教育推進委員会作成のリーフレットを活用して、人権教育の指導の充実を図る。	学校指導課	子ども

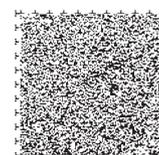
②福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発

施策体系 1-(3)-②

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
55	福祉に関する講座等事業	福祉に関する各種講座等を実施し、福祉に対する啓発事業を行う。	公民館課	
56	家族介護者交流会	高齢者や介護にかかわる家族を対象に、介護に関する勉強会や介護者間の交流を地域包括支援センターが行う。	高齢福祉課	高齢
57	認知症普及啓発講演会の開催	認知症になっても安心して暮らせる国分寺を目指して、市民に認知症について正しい知識を普及啓発するための講演会を実施する。	健康推進課	高齢
58	生涯学習の推進	生涯学習の場の提供として、引き続き市民大学講座の充実を図る。生涯学習、スポーツ活動等への参加機会増進として、グループサークル活動情報の充実と提供を行う。市民の持つ特技等の情報を登録している「人材バンク」の登録件数を増加させ、気軽に活動が行える環境を整備する。	社会教育課	高齢



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
59	理解促進・普及啓発事業	障害への理解促進に関する講演会等の開催や、「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」の普及啓発活動などを通じて、障害や障害のある人への理解を深め、互いを思いやる心を育む「心のバリアフリー」の推進に取り組む。	障害福祉課	障害
60	精神保健啓発事業	心の健康に関する講座実施、メンタルヘルスセルフチェックシステムや、ホームページの活用により、精神保健や心の健康についての正しい知識の普及に努める。	健康推進課	健康
61	障害者センターにおける発達障害者理解促進事業	発達障害者に対する理解促進を図るため、市民及び関係機関の職員等への講座及び研修を実施する。また、発達障害者の状況、生活上の課題、社会資源等を把握し、発達障害者への支援につなげる。	障害福祉課	障害
62	障害者を理解し受け入れる地域づくり	障害者週間にあわせた啓発事業、ヘルプマークの周知、広報等を実施する。また、地域活動支援センターI型の事業として、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業等を実施する。	障害福祉課	障害
63	中高生と乳幼児のふれあい事業	主に、市内各親子ひろば事業での、中高生と乳幼児のふれあいの場を企画し、乳幼児に対する次世代の親へ向けて、感性を磨いてもらうなどの体験の場を設定する。	子育て相談室 (子ども子育て事業課) (学校指導課)	子ども
64	こどもの発達センターつくしんぼ市民講演会	障害をもつ児童への支援体制構築のため、発達センターとして、障害のある子について理解を深めることを目的とし、市民を対象とする講演会を年1回実施する。	子育て相談室	
65	人権事務事業	講座開催やリーフレット配布等により、多様な性自認又は性的指向の理解促進を図るための啓発を行う。	人権平和課	子ども



基本目標2 暮らしを支えるサービスの充実

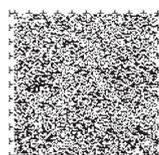
(1) 必要な福祉サービスが利用できる仕組みづくり

①市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有

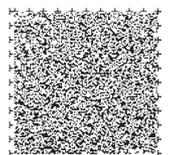
- 情報の提供・共有
- 福祉サービス第三者評価の受審・公表

施策体系 2-(1)-①

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
【情報の提供・共有】			
66	市報・ホームページによる福祉情報の提供 市報やホームページを使い、福祉情報を提供する。	市政戦略室	
67	相談窓口での情報提供 地域包括支援センターにおいて、各種制度・サービスや地域に関する情報提供を効果的に行う。	高齢福祉課	高齢
68	各種訪問活動を活用した情報提供 地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員、ボランティアなどによる訪問活動を通じて、心身の状況により情報収集や内容把握が困難な高齢者等に対して情報提供を行う。	高齢福祉課	高齢
69	情報のバリアフリー化の推進 誰もが必要な情報を入手でき、適切なサービスが利用できるよう情報提供を行う。	高齢福祉課	高齢
70	障害福祉ガイドブックの作成 障害者（児）の福祉施策・福祉サービスの概要や利用の仕方を掲載した障害福祉ガイドブックを作成し、わかりやすい情報提供を行う。	障害福祉課	障害
71	声の広報発行事業 声の広報（市報・市議会だより・しろばら・けやきの樹）として、音声録音をしたCDを希望者に提供する。	市政戦略室 議会事務局 選挙管理委員会 事務局 公民館課	
72	ホームページ運営・バリアフリー事業 ホームページにおけるアクセシビリティ（利用しやすさ）の維持・向上のための研修を実施する。	市政戦略室	障害
73	メンタルヘルスセルフチェックシステム（こころの体温計） 携帯電話やパソコンによりストレスや落ち込み度を簡単にチェックするものである。それを実施することで、どこに相談に行ったらよいか分かる仕組みとなっている。	健康推進課	障害 健康
74	図書館における障害者サービス 読書バリアフリー法に基づき、読書について不自由を感じる視覚障害者等の読書環境を整備する。	図書館課	障害



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
75	意思疎通支援事業	意思疎通の円滑化を図ることを目的として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う。 手話通訳者派遣については、手話奉仕員養成講習会を継続実施し、手話通訳者の確保に努める。また、市役所での手話通訳者の配置を継続する。	障害福祉課	障害
76	障害のある方のための意思疎通支援事業	手話通訳：聴覚に障害のある方が、市の主催行事及びそれに準ずる催し等に参加する時、又は健聴者との意志疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣する。	障害福祉課	障害
		要約筆記：聴覚障害者団体及び聴覚障害者で手話による意志疎通が困難な方に要約筆記者を派遣する。		
		盲ろう者の通訳・介助者：視覚と聴覚の両方に障害がある方に、その方の障害の特性に応じたコミュニケーションしやすい方法で通訳を行う通訳・介助者を派遣する。		
77	子育てガイド「ホッとおれんじこくぶんじ」の作成と普及	子育てに関する様々なサービスの総合的な案内をするためのガイドブックを作成、配布する。	子ども家庭部	
78	ホームページ、ツイッターによる子育て関連情報の発信	ホームページやツイッターから子育て・子育てに関する情報をタイムリーに発信する。	子ども家庭部	子ども
79	健康情報のポスター作成	市内薬局等に健康講座や、食育などの情報をポスターにて掲示し、市民に広く周知する。	健康推進課	健康
80	メンタルヘルス講座	精神面の気づきのポイントを理解してもらい、心の健康づくりや病気の早期発見・治療についての普及啓発をする。	健康推進課	健康
81	すくすくこくぶんじ	地域の親子を対象とし、保育園にて、予防的観点から健康に関する保健講話や、健康相談を実施する。	子ども子育て事業課	健康
82	市職員による出前講座	市政などについて学習会を開催する場合、市から関係職員を講師として派遣する。	各課	健康
83	健康づくりに関する情報発信	市報、ホームページ、ツイッターなどの情報媒体を使い、対象者に合わせて健康づくりに関する情報を発信していく。若い世代・働き盛り世代に対してインターネットの活用を充実させる。	各課	健康
84	健康・食育に関する団体の情報集約・発信	健康づくりに取り組む市民活動団体や食育に関する団体、自主グループなどの情報を集約し、市民・団体に発信する。	健康推進課 協働コミュニティ課	健康



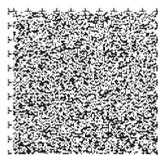
事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画	
【福祉サービス第三者評価の受審・公表】				
85	第三者評価の 受審の促進	サービス提供事業者が第三者の評価を受けてサービスの質の向上に努めることにより、利用者は安心してサービスを受けることができるようになる。また、客観的な評価情報が公開されることで、利用者が容易にサービスを選択できるよう、第三者評価の受審を働きかける。	地域共生推進課 高齢福祉課	高齢
86	福祉サービス 第三者評価受審 支援事業	サービス提供事業者の第三者評価受審費用を補助し、福祉サービス第三者評価の普及・受審促進を図る。障害者福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進を図る。	地域共生推進課	

②地域に密着したサービスの展開

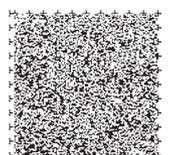
● 地域包括ケアの推進

施策体系 2-(1)-②

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画	
【地域包括ケアの推進】				
87	地域包括ケアの 推進 【重点等】	子どもから高齢者まで、障害のある方もない方も、地域で自分らしく暮らすために、ライフステージに合わせた保健・医療・福祉の連携を図る。高齢者のための地域包括ケアシステムや、障害者や子どもについての、地域の社会資源を活用したネットワークを、重層的なネットワークとして連携させていく。	地域共生推進課	
		障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ、専門的人材の育成、地域の体制づくり等の機能を持った拠点を整備する。	障害福祉課	
		在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口を設置し、医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応や、地域包括支援センターとの連携を図る窓口を設置する。	高齢福祉課	
		保健師や助産師、ソーシャルワーカー等を配置し、妊娠から出産、子育てまで一貫して同じ場所で相談でき、切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターを整備する。	健康推進課	
88	再犯防止	市の再犯防止推進計画に基づき、関係機関との連携により、再犯防止に向けた取組を行う。	地域共生推進課	
89	地域ケア会議の 効果的な運営	地域ケア会議の開催により、地域のネットワーク構築、多職種の連携による地域づくりを推進する。	高齢福祉課	高齢



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
90	指定特定相談支援事業の体制整備	障害者（児）やその家族が、障害福祉サービス等を引き続き安定して利用できるよう、相談支援専門員等の拡充などサービス等利用計画等の作成の促進に向けた体制を整備する。	障害福祉課	障害
91	精神保健医療相談（心の健康相談）	精神科専門医師による個別相談を精神科医師及び保健師が担当し、月1回予約制で実施。精神障害者及びその家族からの医療に関する専門的な相談に応じる。	障害福祉課	健康
92	こどもの発達相談	心身の発達に心配のある又は発達に遅れのある子どもに関する相談を実施する。	子育て相談室	障害
93	障害者センターにおける高次脳機能障害者支援促進事業	高次脳機能障害者、その家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、適切な支援を提供する。	障害福祉課	障害
94	教育相談事業	適切な教育対応を可能にするために、障害の状態を的確に判断するとともに、保護者等の十分な理解を得るため、教育相談や就学相談との連携を図る。	学校指導課	障害
95	教育・就学相談体制の整備	早期から適切な教育相談・就学相談が行えるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実に努める。	学校指導課	障害
96	歯科医療連携推進事業	歯科衛生士が障害者等歯科相談窓口でかかりつけ歯科医を探すことが困難な障害者、在宅要介護者等の相談を受け、身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、歯科医師会コーディネーターと連携して対応する。	健康推進課	障害 子ども
97	障害者地域自立支援協議会の運営	障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、障害福祉にかかわる地域の関係者が参加し、障害者地域自立支援協議会を開催する。地域全体で障害福祉に関する課題を共有し、関係機関と連携を図りながら、課題の解決に向けた取組を行う。また、必要に応じて各専門部会に作業部会を設置し、個別課題の対応や事業所間の連携をより強化していく。	障害福祉課	障害



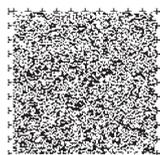
（2）福祉ニーズへの総合的・専門的な対応の仕組みづくり

①福祉ニーズに対する相談機能の充実

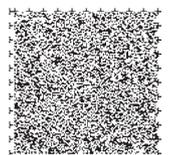
- 相談窓口の周知
- 福祉の総合的な相談窓口の体制整備
- 福祉ニーズに対応する人材の資質向上

施策体系 2-(2)-①

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
【相談窓口の周知】 40 ページ～ 47 ページに各種相談窓口を添付			
【福祉の総合的な相談窓口の体制整備】			
98	福祉の総合的な相談窓口の体制整備【重点等】 福祉の総合的な相談窓口の体制整備が求められていることから、市民が安心して相談できる窓口の体制を整備する。	地域共生推進課	障害
99	地域包括支援センターにおける総合相談支援事業の実施（総合相談支援事業） 地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等からの様々な相談に対して、情報提供や各種サービスの調整等を行う。	高齢福祉課	高齢
100	地域包括支援センターにおける総合相談支援事業の実施（関係機関との連携強化） 高齢者や家族等からの様々な相談に対して、庁内の関係部署や関係機関との円滑な連携により、市民サービスの向上に努める。	高齢福祉課	高齢
101	地域包括支援センターにおける総合相談支援事業の実施（民生委員等との連携による相談） 地域住民からの相談について、民生委員等と連携しながら対応する。	高齢福祉課	高齢
102	生活支援・介護予防サービス体制整備の推進 市、第1層生活支援コーディネーター及び地域の関係団体とサービス整備推進会議を開催し、生活支援・介護予防サービス体制整備の推進に向け協議を行う。また、各地域包括支援センターに配置した第2層生活支援コーディネーターが地域において活動できるように、協議体開催の支援等を行う。	高齢福祉課	高齢
【福祉ニーズに対応する人材の資質向上】			
103	教育・研修の充実 事業所、ケアマネジャー、介護職員等への必要な情報提供や研修等を行う。	高齢福祉課	高齢
104	ケアマネジャーへの支援 ケアマネジメントの質の向上、ケアマネジャーが抱える複合的な課題等を有するケースへの対応について、地域包括支援センターが助言や個別支援を実施する。	高齢福祉課	高齢



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
105	事業者向け研修	基幹相談支援センターにおいて、障害福祉にかかわる地域の支援者を対象とした虐待防止、権利擁護、意思決定支援などに関する研修を実施する。	障害福祉課	障害
106	基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修	障害福祉にかかわる地域の関係機関や支援者等を対象に、「地域移行」、「障害と介護の連携」、「障害児支援における福祉・医療・教育の連携」などをテーマとした研修等を実施し、地域のネットワーク構築を進めるとともに、関係者の支援力の向上を図る。	障害福祉課	障害
107	教員研修の推進	学級担任のための障害児教育にかかわる研修会や情報交換等の研修を行う。	学校指導課	障害
108	保育所・学童保育所の障害児保育研修	市内を三つのエリアに分け、各エリア内に設置した基幹型保育所が、保育の質の維持・向上のため、相互に連携を図り、外部機関等と連携しながら、保育施設に対して障害児保育に係わる内容なども含めた情報の共有・助言指導・各種研修等を行う。また、学童保育所に従事する職員の障害児保育に関する知識の習得及び技術の向上のため、各種研修等を実施する。	子ども子育て事業課	障害
109	手話通訳者養成講習会	手話のできる市民を育成し、手話人口のすそ野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の増進を図る。	障害福祉課	障害
110	子どもの虐待に関する早期発見と早期対応	子どもの虐待に関する早期発見と早期対応が可能となるように、関係スタッフのスキルアップのための研修を実施する。	子育て相談室	子ども
111	保育所・幼稚園・学童保育所・児童館などの、市内関係機関への専門的視点での指導・援助	民間を含めた、保育所・幼稚園・学童保育所・児童館などへ施設訪問し、発達に心配のある子どもへの対応について、専門的視点によるスタッフへの助言を行う。また、主催研修会の企画立案と参加啓発を行い、施設での実習参加・見学者受入れを実施する。	子育て相談室	子ども
112	基幹型保育所システム事業	市内を三つのエリアに分け、各エリア内に基幹型保育所を設定する。基幹型保育所同士での連携や、市内の保育施設に対して情報の共有・助言指導・各種研修等を行うことにより、保育の質の維持・向上を図る。	子ども子育て事業課 (学校指導課) (子育て相談室) (健康推進課)	子ども
113	ゲートキーパー養成講座	年1回市職員を対象に自殺対策の専門家を講師に自殺対策講座ゲートキーパー養成講座を実施している。対象を市民や関係機関に拡大し、ゲートキーパーを増やす。	健康推進課	健康



②地域の福祉課題を発見する仕組みづくり

施策体系 2-(2)-②

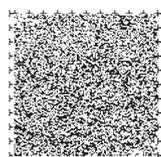
事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
114	社会福祉協議会との連携	地域福祉の推進を担っている社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会や市が行う相談業務等により、地域の福祉課題の発見・把握に努める。	地域共生推進課	
115	若者支援事業	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者について自立に向けた支援を行うため、庁内関係課と各種専門的な支援を行う機関や地域で活動する団体で構成する国分寺市若者支援地域ネットワークで連携し、包括的支援を継続的に行う。当事者ととともにその家族への支援を行うため、相談会等を実施する。地域への各種機関によるネットワークの強化を図り、関係機関の連携を更に推進するとともに、地域で支えるしくみを構築する。	子ども若者計画課	子ども
116	自殺対策	市の自殺対策計画に基づき、生きることの包括的な支援として、自殺対策を推進する。	健康推進課	
117	民生委員・児童委員による相談	子育て・母子保健・地域生活・教育・学校生活等の日常的な子どもに関する相談を受け、福祉課題の発見に努めるとともに、関係機関（行政・児童相談所・保健所・警察署・社会福祉協議会等）と連携して、必要な情報や窓口につなげる。	地域共生推進課	
118	地区連絡協議会（地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う協議会）	児童委員、児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等の関係機関で構成する協議会において、地域の児童問題について情報交換及び協議等を行う。	地域共生推進課	

(3) 虐待やいじめ等の防止と権利擁護の推進

①あらゆる虐待やいじめ等の防止

施策体系 2-(3)-①

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
119	DV対策事務事業	講座開催やリーフレット配布等により、DVが子どもへの身体的・心理的虐待につながることを周知する。加えて、若年層に対するデートDV防止啓発を行う。	人権平和課	
120	男女平等推進センター運営等事務事業	被害が深刻化する前に支援できるよう、相談しやすい環境を整える。また、関係機関と連携し、相談者が必要とする支援を行う。	人権平和課	
121	高齢者虐待防止等の取組・正しい知識・理解の普及	地域住民や介護サービス事業者等の関係者が高齢者虐待に対する理解を深めることで、虐待の未然防止・早期発見に努め、必要な支援を行う。	高齢福祉課	高齢

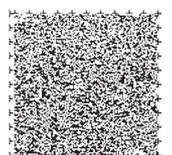


事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
122	高齢者虐待防止等の取組・地域におけるネットワークの構築	高齢者本人と養護者に対して適切な支援や継続的な見守りを行い、虐待の未然防止・早期発見のため、地域における様々な関係者のネットワーク強化を図る。	高齢福祉課	高齢
123	障害者虐待防止事業	障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。	障害福祉課	障害
124	子どもの権利についての普及・啓発	児童の権利に関する条約に基づく子どもの権利について、普及・啓発を図る。	子ども若者計画課 (人権平和課)	子ども
125	児童虐待防止に関する啓発活動	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」に基づく、児童虐待に関する啓発事業を実施する。 ①市報・ホームページ掲載 ②ポスター配布・パンフレットの配布 ③虐待防止オレンジリボン配布 ④講演会の実施 ⑤全小中学校への訪問啓発 ⑥街頭での防止キャンペーンの実施	子育て相談室 (学校指導課) (子ども子育て事業課)	子ども
126	いじめ防止に関する対応事業の推進	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」を受け、「国分寺市いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの防止及びいじめが発生した際の適切な対応等を行う。	学校指導課	子ども
127	要保護児童対策地域協議会の運営等連携事業	要支援・要保護児童、特定妊婦に係る支援のための関係機関連携組織や、要保護児童対策地域協議会の運営・充実を図る。	子育て相談室	子ども
128	いじめと虐待などで被害を受けた子どもへの支援	子ども家庭支援センターと、教育委員会・警察・児童相談所・主任児童委員が連携して、被害にあった子どもの支援を実施する。必要によって、子どもの実態に見識の深い選任弁護士に相談をし、解決に向ける。	子育て相談室 (子ども子育て事業課) (地域共生推進課)	子ども

②権利擁護の推進

施策体系 2-(3)-②

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
129	成年後見制度利用促進	国及び東京都による成年後見制度利用促進に向けた取組に適切に対応する。市の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携のための体制を整備し、後見人・被後見人等の支援を行う。	地域共生推進課 (障害福祉課) (高齢福祉課)	
130	権利擁護センター事業	成年後見制度利用支援事業・日常生活自立支援事業・ふくし法律相談等の事業を通じて、認知症高齢者や障害者など、日常生活を営む上で困難のある方を支援し、不安を解消する。	地域共生推進課	
131	高齢者成年後見制度利用支援事業	判断能力の低下により、自ら財産管理を行い、日常生活を営むことが困難な方やその親族への制度利用支援を行う。	高齢福祉課	高齢



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
132	障害者成年後見制度 利用支援事業	判断能力の低下により、自ら財産管理を行い、日常生活を営むことが困難な方やその親族への制度利用支援を行う。	障害福祉課	障害
133	福祉サービス総合 支援事業	弁護士等による専門相談や第三者性を有する苦情対応機関を設置し、福祉サービス利用に関する苦情に対し適切な対応を行う。	地域共生推進課	障害
134	日常生活自立支援 事業 (地域福祉権利擁護 事業)	認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスに関する相談・助言等のサービス利用援助や、手続・支払等の日常的金銭管理等を行い、地域における福祉サービスを安心して選択・利用でき、主体的に生活することができるよう支援を行う。	地域共生推進課	
135	成年後見活用あんし ん生活創造事業	判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な方やその親族への制度利用支援を行う。	地域共生推進課	障害

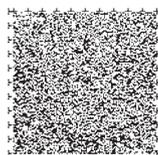
(4) 生活困窮者への自立支援

①暮らしを支える支援の充実

- 相談体制の整備
- 支援体制の充実
- 学習支援事業の実施

施策体系 2-(4)-①

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
【相談体制の整備】				
136	自立相談支援事業 (相談) 【重点等】	生活保護の前段階にある生活困窮者が抱える複合的な課題に包括的かつ一元的に対応する自立相談支援機関を設置し、庁内関係課及び地域の関係機関と連携し、支援を必要とする生活困窮者の把握に努め、窓口又は自宅訪問等により、相談を受け付ける。	生活福祉課	
【支援体制の充実】				
137	自立相談支援事業 (支援) 【重点等】	自立相談支援機関において相談を受け付けた生活困窮者を対象として、それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成して、この計画に基づき早期自立に向けた支援を行う。また、生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議を設置し、個別支援計画の適切性の協議及び関係機関との情報共有と連携を図る。	生活福祉課	
138	自立相談支援事業 (就労) 【重点等】	就労を希望する相談者を対象に、自立相談支援機関による就労支援を行う。また、要件を満たす方に対しては、住居確保給付金支給事業を活用し、就職活動中の家賃相当額を支給することで、住居の確保を図る。	生活福祉課	



事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
【学習支援事業の実施】			
139	学習支援事業 【重点等】 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもの学習支援を行う。また、家庭訪問を通して、世帯全体の課題を把握し、その解決に向けた支援を行う。	生活福祉課	子ども

基本目標3 安心して暮らせる環境づくり

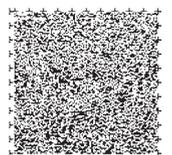
(1) 安心して生活できる環境づくり

①ユニバーサルデザインのまちづくり

- 福祉のまちづくり
- 道路・建物・公園等の整備推進

施策体系 3-(1)-①

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
【福祉のまちづくり】			
140	鉄道駅の バリアフリー化の 推進 線路への転落、電車との接触等をする事故が全国的に増加していることから、利用者及び市民の安全確保のため、市内にある4つの駅のホームについて、鉄道会社と連携して、ホームドアの設置に向け取り組む。	まちづくり 計画課	高齢 障害
141	バリアフリーの 推進 バリアフリーに関する基本構想を策定し、バリアフリーの推進に努める。	まちづくり 計画課	高齢 障害
142	新庁舎等のバリア フリー化の推進 新庁舎建設時は、ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎を建設する。	政策経営課 契約管財課	
143	都赤ちゃんふらっ と事業の推進 赤ちゃんを連れて出かけたときに、授乳ができたり、トイレが使用できたり、おむつ替えができる施設を増やすことを目的に、全庁的な啓発をする。	子育て相談室 (各課)	子ども
【道路・建物・公園等の整備推進】			
144	道路交通秩序の 維持 高齢者や障害者等の歩行者の安全を確保するため歩道の整備、放置自転車、違反広告物看板の撤去等利用しやすい道路交通秩序の維持に努める。	道路管理課 交通対策課	高齢
145	道路交通環境の 整備 歩行者等を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、都市計画道路・交差点改良等の整備に合わせ歩道の整備を推進する。	建設事業課	高齢
146	公園緑地の整備 公園・緑地の整備を行い、子どもを含む利用者が遊べる場を拡充する。	緑と建築課	子ども
147	遊具の更新 「公園・緑地の総合的な維持管理計画」に基づき、遊具の更新を行う。	緑と建築課	子ども



②市内交通の利便性の向上

● 外出・移動に関するサービスの充実

施策体系 3-(1)-②

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
【外出・移動に関するサービスの充実】			
148	高齢者送迎サービス事業 市町村特別給付として市の区域を送迎対象としない隣接市の介護保険通所リハビリテーションサービスの通所及び入退所の際に送迎サービスを行う。	高齢福祉課	高齢
149	福祉有償運送事業 高齢者・障害者等移動困難者の通院時等の移動手段を確保するため、NPO法人等に対し道路運送法に基づく福祉有償運送団体登録事務等の支援を行う。	地域共生推進課	高齢
150	福祉有償運送事業所への支援 移動制約者や移動困難者の移動手段確保のため、公共交通機関では対応できないサポート部分を補完する福祉有償運送事業所の運営費を支給し、障害者の移動手段の拡充を図る。	障害福祉課	障害

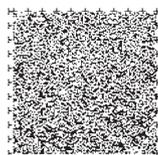
(2) 市民生活の安全安心の向上

①防災・減災対策の推進

- 避難行動要支援者への支援
- 防災意識の向上
- 災害に対する備え

施策体系 3-(2)-①

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
【避難行動要支援者への支援】			
151	避難行動要支援者の支援(避難行動要支援者登録制度) 【重点等】 災害時に、自らの命を守るためにはどのようなことが必要であるかといったことを、障害者(児)、高齢者などの避難行動要支援者と周りの支援者について明確にし、避難行動要支援者とその家族、地域住民等の危機管理意識を向上させるため、避難行動要支援者とその家族、地域住民が、協力して災害発生時に適切な行動ができるよう啓発を図る。	地域共生推進課	高齢 障害
【防災意識の向上】			
152	住民組織(自主防災組織等)による高齢者世帯等の安全確保の仕組みづくり 防災まちづくり推進地区事務事業では、地域における防災力の向上を目指すことを目的として、市と地域で「防災まちづくり推進地区」の協定締結を行い、平常時の防災活動の一環として高齢者世帯等の安全確保及び見守りを行い地域活動をしてもらえるよう支援をする。	防災安全課	高齢
153	震災総合防災訓練事業 災害発生時における避難場所、避難行動などの確認、また、日頃の災害への備えなどについて周知を図る。	防災安全課	障害
【災害に対する備え】			
154	むかしの井戸 市内に23か所(うち市管理は21か所)あるむかしの井戸の整備・管理を行い、平常時の市民の憩いの場、災害時の生活用水を確保する。	防災安全課	

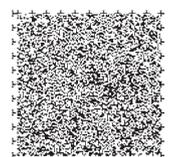


事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
155	災害ボランティアセンターの周知	災害ボランティアセンターの理解と協力を目的に「まちづくり学校」や「市総合防災訓練」等への参加を通じて、災害ボランティアセンターの役割や機能について理解を深め、市民の参画を強化する。	社会福祉協議会 (防災安全課)	
156	専門的知識等を持つボランティアの登録	日常的にボランティア活動センターにおいて、特に専門的知識や技能を持つボランティア（災害ボランティア経験者を含む）の情報を把握し、災害時に活用する。	社会福祉協議会	

②地域での見守り体制の充実

施策体系 3-(2)-②

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
157	はいかい高齢者等家族支援サービス事業	はいかいのある認知症高齢者等を介護している家族に対し、位置探索機の貸与等を行い、早期に発見できる体制を整え、安心して介護できる環境を整備する。	高齢福祉課	高齢
158	高齢者救急通報システム等事業	ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯等へ東京消防庁等に自動通報する機器を設置する。	高齢福祉課	高齢
159	地域包括支援センターにおける高齢者の見守り	地域包括支援センターにおいて、ひとり暮らし高齢者など孤立しがちな高齢者の生活実態を把握し、関係機関と連携した専門的な見守りを行い、必要な支援につなげるとともに、在宅高齢者等の各種の相談に対し、訪問、電話、面談等により、総合的に対応する。	高齢福祉課	高齢
160	ふれあい訪問収集	高齢や障害などの理由により、所定の場所にごみを出すことが困難な世帯を対象に、職員が玄関先で安否を確認しながらごみを収集する。	環境対策課	
161	防災まちづくり推進地区事業、市民防災推進委員会事業	町会、自治会、防災会などと連携を図り、地域住民による声かけ・見守り運動を推進する。	防災安全課	障害
162	救急通報システム・火災通報システム	ひとり暮らし等の重度身体障害者等が家庭内で緊急事態（病気・火災）に陥ったとき、通報機器で東京消防庁に通報することにより、速やかな援助を行う。	障害福祉課	障害

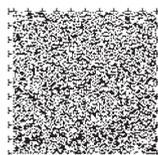


③地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策の推進

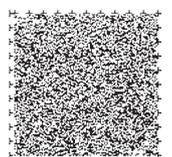
- 防犯活動の推進
- 自主防犯活動の支援
- 交通安全対策の推進

施策体系 3-(2)-③

事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
【防犯活動の推進】			
163	消費者被害の防止 高齢者を狙う悪質商法や、消費者被害等を未然に防止するために地域住民への情報提供、被害からの救済に必要な支援を行う。	経済課 高齢福祉課	高齢
164	通学路見守り活動の実施 春と秋の交通安全運動週間に合わせ、通学時における子どもたちの安全を図るため、年に2回、通学用道路にて教育委員会が見守り活動を行う。	教育総務課	子ども
165	防犯パトロールの実施 子どもたちの安全確保など市内の防犯対策のため、自主防犯活動団体による防犯パトロールや市職員等による青色防犯パトロールの実施を推進する。	防災安全課 (教育総務課)	子ども
166	事件災害情報等の迅速な提供（生活安全・安心メール配信サービス） 事前に登録した市民等に、犯罪、不審者、事件、災害情報等を電子メールで配信し、被害を未然に防ぐ。	防災安全課 (子ども子育て事業課) (学校指導課)	障害 子ども
167	防災行政無線を使用した「子どもの見守り放送」の実施 児童が犯罪の被害に巻き込まれる危険性の高い通学時の安全確保のため、下校時間前に防災行政無線を使用して地域住民等に子どもの見守り活動の呼びかけを行う。	防災安全課	子ども
168	地域防犯パトロール協力事業者によるパトロール 市内の事業者と協定を締結し、車両にマグネットシートを貼付し、業務中に市内の防犯パトロールを実施する。	防災安全課	子ども
【自主防犯活動の支援】			
169	自主防犯活動団体による児童の見守り活動の推進 現在、自主防犯活動団体では通学時に児童の見守り等を実施しているが、更に多くの団体に要請し、通学時に合わせた防犯パトロールや見守り活動を推進する。	防災安全課	子ども
【交通安全対策の推進】			
170	交通安全講話会の開催 子どもの見守り活動をされている方の意見交換の場として、「交通安全講話会」を開催する。	交通対策課	
171	高齢者に対する交通安全教育・啓発 加齢に伴う身体機能の低下や事故発生実態等を踏まえ、様々な高齢者が集まる機会において交通安全教育を実施する。	交通対策課	高齢
172	高齢者の運転免許自主返納の支援 高齢者の自動車運転事故の未然防止、社会参加の支援のため、65歳以上で運転免許の自主返納をした方に対し、ぶんバスの無料乗車許可証（ぶんPass）を交付する。	高齢福祉課	高齢

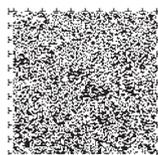


事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課 (関係課等)	掲載 している 個別計画
173	安全設備の設置	道路照明灯、道路区画線等の交通安全施設を整備することにより、交通危険箇所を解消し、交通事故の防止を図る。	道路管理課	子ども
174	交通安全運動市民のつどいの開催	交通安全運動市民のつどいを開催し、交通安全に対する啓発を行う。	交通対策課	子ども

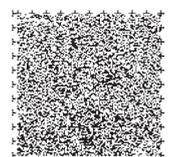


各種相談窓口

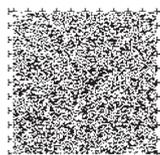
	相談名	内容	受付日時	会場・問合せ	担当課
1	消費生活相談	契約・解約・商品苦情など消費生活上の問題に関する相談	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～3時30分 (年末年始・祝日を除く)	消費生活相談室 (市役所第4庁舎2階)	消費生活相談員 →経済課
2	身近な人権相談	人権侵害や市民生活に関する相談	原則第2木曜日(予約制) 午後1時～4時	男女平等推進センター相談室 (ひかりプラザ2階) 042-573-4378	人権擁護委員 →人権平和課
3	女性法律相談	家族・離婚・相続など女性にかかわる幅広い法律上の相談	原則第3木曜日(予約制) 午後1時30分～4時30分	男女平等推進センター相談室 (ひかりプラザ2階) 042-573-4378	女性弁護士 →人権平和課
4	女性のためのカウンセリング	家庭内・職場・近隣との人間関係など、女性が抱える悩みのカウンセリング(面接または電話)	原則第2・4火曜日(予約制) 午後1時30分～4時30分	男女平等推進センター相談室 (ひかりプラザ2階) 042-573-4378	女性カウンセラー →人権平和課
5	女性の悩みごと相談	DVなど女性が抱える日々の悩みごと相談(面接または電話・メール)	月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時 (面接は4時まで) (年末年始・祝日を除く)	男女平等推進センター相談室 (ひかりプラザ2階) 042-573-4342 相談専用メールアドレス: soudan@city.kokubunji.tokyo.jp	女性相談員 →人権平和課
6	犯罪被害者等支援相談	犯罪被害による困りごと。本人のほか、家族・遺族の相談も可(面接または電話・メール)	月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時 (面接は4時まで) (年末年始・祝日を除く)	人権平和課 (ひかりプラザ2階) 042-573-4342 相談専用メールアドレス: soudan@city.kokubunji.tokyo.jp	担当職員 →人権平和課
7	虐待等に関する相談・高齢者(在宅)	虐待を発見した場合の通報・相談	月～金曜日 午前8時30分～午後7時 土曜日 午前8時30分～午後5時 (上記以外の時間は、市役所代表電話へ)	各地域包括支援センター (各センターの問い合わせ先は項番23を参照)	→高齢福祉課 →各地域包括支援センター
8	虐待等に関する相談・高齢者(施設)	虐待を発見した場合の通報・相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (上記以外の時間は、市役所代表電話へ)	高齢福祉課 (いずみプラザ1階) 042-321-1301	→高齢福祉課
9	虐待等に関する相談・障害者	虐待を発見した場合の通報・相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (上記以外の時間は、市役所代表電話へ)	障害者虐待防止センター [障害福祉課内] (市役所第2庁舎1階)	→障害福祉課



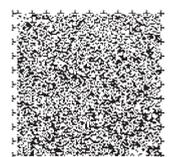
	相談名	内容	受付日時	会場・問合せ	担当課
10	児童虐待相談	児童虐待を発見した場合の通告・相談	火～土曜日 午前9時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	子ども家庭支援センターぶんちっち 042-572-8138	子ども家庭支援センター相談担当 →子育て相談室
		児童虐待を発見した場合の通告・相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	小平児童相談所 042-467-3711	→小平児童相談所
		児童虐待を発見した場合の通告・相談	24時間 365日	児童相談所虐待対応ダイヤル 189	→厚生労働省
11	教育相談 (面接または電話)	お子さんの学習・就学・行動に関する相談	火～土曜日（面接は予約制） 午前10時～午後5時 (毎週木曜日は午後7時まで) (年末年始・祝日を除く)	ひかりプラザ教育相談室 042-573-4376 電話相談 042-573-4375	教育相談員 →学校指導課
12	こどもの発達相談	18歳未満の子どもを対象とした、発達に関する悩みや心配ごとなど	月～金曜日（予約制） 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	こどもの発達センター つくしんぼ 042-325-0070	医療・心理・言語・運動機能・感覚統合・摂食指導専門家 →子育て相談室
13	障害児相談支援・計画相談支援	18歳未満の児童の児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用に必要な計画作成や相談	月～金曜日（予約制） 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	[相談支援事業所] こどもの発達センターつくしんぼ 042-323-7970	相談支援専門員 →子育て相談室
14	総合相談 「かるがも相談」	18歳未満の子ども及びその保護者、子育てに関わるすべての方からの相談 児童虐待防止の相談	火～土曜日 午前9時30分～午後5時 ただし、第2・4木曜日は午後1時まで (年末年始・祝日を除く)	子ども家庭支援センターぶんちっち 042-572-8138	子ども家庭支援センター相談担当 →子育て相談室
15	ひきこもり相談	ひきこもり、若年無業者など若者（15歳以上39歳以下）が抱える問題について相談を受け、庁内関係課や地域の関係機関の支援につなげる。	月～金曜日 午前8時30分～正午 午後1時～5時 (年末年始・祝日を除く)	子ども若者計画課 (市役所第2庁舎1階)	→子ども若者計画課
		ひきこもりに悩む本人や家族、友人からの相談	月～金曜日 午前10時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	東京都ひきこもりサポートネット 0120-529-528	→東京都ひきこもりサポートネット



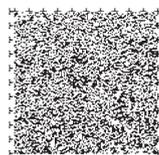
	相談名	内容	受付日時	会場・問合せ	担当課
16	障害者に関する相談 ※精神障害者とその家族の保健相談は項番 30, 31, 32	障害者とその家族の日常生活における相談	障害福祉課 月～金曜日 午前8時30分～正午 午後1時～5時 (年末年始・祝日を除く) 地域活動支援センター 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く) 障害者基幹相談支援センター 月～金曜日 午前8時30分～午後7時 土曜日 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	障害福祉課 (市役所第2庁舎1階) 地域活動支援センター つばさ 042-321-1136 プラッツ 042-359-2440 虹(戸倉) 042-300-0608 042-324-7475 虹(光町) 042-575-0910 障害者基幹相談支援センター 042-320-1300	→障害福祉課 →各地域活動支援センター事業者 →障害者基幹相談支援センター事業者
17	難病相談	障害福祉サービス等に関する相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	障害福祉課 (市役所第2庁舎1階)	保健師・障害福祉サービスに関する相談 →障害福祉課
		医療費助成に関する相談		健康推進課 (いずみプラザ1階) 042-321-1801	保健師・管理栄養士・歯科衛生士 →健康推進課
		難病に関する保健・栄養・歯科相談		東京都難病相談・支援センター 03-5802-1892	→東京都難病相談・支援センター 東京都福祉保健局疾病対策課
		難病相談支援員(保健師等)による難病相談, 難病患者就労コーディネーターによる就労相談		東京都多摩難病相談・支援室 042-323-5880	→東京都多摩難病相談・支援室
		難病相談支援員による療養相談, 難病患者就労コーディネーターによる就労相談		東京都多摩立川保健所 042-524-5171	→東京都多摩立川保健所
	病気・サービス療養情報についての相談	ピア相談員(患者・家族)による難病相談	月～金曜日(面接は予約制) 午前10時～午後4時 (年末年始・祝日を除く)	東京都難病ピア相談室 03-3446-0220	→東京都難病相談・支援センター 東京都福祉保健局疾病対策課
18	聴力障害に関する相談	きこえや補聴器に関する相談, その他生活全般的な相談と情報提供など	火～土曜日(面接は予約制) 午前10時～午後5時 金曜日 午前10時～午後7時 (年末年始・祝日を除く)	聴力障害者情報文化センター 03-6833-5004	→聴力障害者情報文化センター



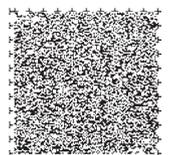
	相談名	内容	受付日時	会場・問合せ	担当課
19	発達障害に関する相談	発達障害のある方，その家族，関係施設・機関からの相談	月・火・木・金曜日 (予約制) 午前9時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	東京都発達障害者支援センター 03-3426-2318	→東京都発達障害者支援センター
20	知的障害者青年期相談	卒後の進路，就労，日常生活，対人関係などの相談	月～木曜日（面接は予約制） 午前10時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	東京都知的障害者育成会 03-5389-2600	→東京都知的障害者育成会
21	肝疾患相談	肝疾患に関する相談	月～金曜日 午前9時30分～午後4時 (年末年始・祝日を除く)	[肝疾患相談センター] 武蔵野赤十字病院 0422-32-3135 国家公務員共済組合連合会虎の門病院 03-3560-7672	[肝疾患相談センター] →武蔵野赤十字病院 →国家公務員共済組合連合会虎の門病院
22	高次脳機能障害者専用電話相談	高次脳機能障害のある方やその家族からの相談	月～金曜日 午前9時～正午， 午後1時～午後4時 (年末年始・祝日を除く)	東京都心身障害者福祉センター 03-3235-2955	→東京都心身障害者福祉センター
23	高齢者に関する相談	高齢者の生活を支えるための介護や健康，くらしなどの様々な相談	高齡福祉課 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く) 地域包括支援センター 月～金曜日 午前8時30分～午後7時 土曜日 午前8時30分～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	高齡福祉課 (いずみプラザ1階) 042-321-1301 [地域包括支援センター] もとまち 042-401-0035 ひかり 042-573-4058 ひよし 042-300-1405 こいがくぼ 042-300-6024 なみき 042-300-3702 ほんだ 042-300-2339	保健師，看護師，社会福祉士，主任ケアマネジャーなど →高齡福祉課 [地域包括支援センター] 保健師，看護師，社会福祉士，主任ケアマネジャーなど →各地域包括支援センター
24	高齢者住宅改修・福祉用具相談	高齢者に関する住宅改修・福祉用具相談	応相談（予約制）	高齡福祉課 (いずみプラザ1階) 042-321-1301	理学療法士 →高齡福祉課
25	保健・栄養・歯科相談 (電話・面接・訪問)	乳幼児・育児相談，成人健康相談，栄養相談，歯科相談，こころの相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 (面接・訪問は予約制) (年末年始・祝日を除く)	健康推進課 (いずみプラザ1階) 042-321-1801	保健師・管理栄養士・歯科衛生士 →健康推進課
26	結核・感染症エイズ等相談	感染症についての相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 (年末年始・祝日を除く)	東京都多摩立川保健所 042-524-5171	→東京都多摩立川保健所



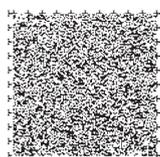
	相談名	内容	受付日時	会場・問合せ	担当課
27	心の健康相談	心の病気をお持ちの方や家族の相談，毎日の生活の中で起きる，「心の問題」についての相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 （精神科医の相談は月1回，保健師の相談は随時） （年末年始・祝日を除く）	障害福祉課 （市役所第2庁舎1階）	→障害福祉課
28	親と子の相談室	妊婦や育児中の方を対象とした，育児不安や心の悩みについての相談	年4回（予約制）	健康推進課 （いずみプラザ1階） 042-321-1801	精神科医師・保健師 →健康推進課
29	障害者等歯科相談	障害者や要介護者の歯と口の健康に関する相談と，かかりつけ歯科医を見つけるための相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	健康推進課 （いずみプラザ1階） 042-321-1801	歯科衛生士 →健康推進課
30	こころの健康	こころの健康相談，アルコールや薬物依存の相談，思春期・青年期の引きこもりなどの相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	東京都多摩立川保健所 042-524-5171	→東京都多摩立川保健所
31	こころの電話相談	対人関係やこころの病及びアルコール・薬物・思春期青年期（引きこもり・不登校）・高齢者問題などでお悩みの方の相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 042-371-5560	→東京都立多摩総合精神保健福祉センター
32	夜間こころの電話相談		毎日 午後5時～午後10時 （受付は午後9時30分まで）	東京都立多摩総合精神保健福祉センター 03-5155-5028	→東京都立多摩総合精神保健福祉センター
33	いのちの電話	だれにも相談できず悩んでいる方の電話相談を受け，不安や苦しみを和らげ，自殺を予防する。	毎日（年中無休） 午前10時～午後9時 毎月第3金曜日，土曜日 24時間 042-327-4343 毎月10日 午前8時～翌日午前8時 0120-738-556	認定特定非営利活動法人「東京多摩いのちの電話」 042-327-4343 0120-738-556	→認定特定非営利活動法人「東京多摩いのちの電話」
			毎日（年中無休） 24時間	社会福祉法人「東京いのちの電話」 03-3264-4343	→社会福祉法人「東京いのちの電話」
34	東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～	だれにも相談できず悩んでいる方の電話相談を受け，不安や苦しみを和らげ，自殺を予防する。	毎日（年中無休） 午後2時～翌朝5時30分	東京都自殺相談ダイヤル 0570-087478	→東京都福祉保健局



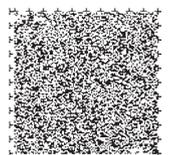
	相談名	内容	受付日時	会場・問合せ	担当課
35	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	都内の医療機関を検索できる。	毎日（年中無休） 24時間	東京都医療情報センター「ひまわり」 03-5272-0303 聴覚障害者用ファックス 03-5285-8080 外国語による相談 03-5285-8181 （9時～20時）	→東京都医療情報センター「ひまわり」
36	救急相談センター	救急車を呼んだ方が良いかどうかの緊急性や受診の必要性判断、応急手当のアドバイス、医療機関の案内	毎日（年中無休） 24時間	東京消防庁救急相談センター #7119 （携帯電話・PHS・プッシュ回線から） 多摩地区 042-521-2323	救急隊経験者や看護師等 →東京消防庁救急相談センター
37	子供の健康相談室（小児救急相談）	保健所や保健センターが閉庁する時間帯に、子供の健康・救急に関する相談に、看護師や保健師等が対応し、必要に応じて小児科医師が小児救急相談に応じる。	月～金曜日 午後6時～翌朝8時 土・日・休日・年末年始 午前8時～翌朝8時	子供の健康相談室 #8000 （プッシュ回線固定電話、携帯電話） 03-5285-8898 （全ての電話）	→子供の健康相談室
38	生活保護相談	暮らしに困っている方や、その親族の方からの相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	生活福祉課 （市役所第2庁舎1階）	面接相談員 →生活福祉課
39	母子父子・女性福祉相談	ひとり親家庭や女性の日常生活上の悩みごとなど	月～金曜日（予約制） 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	生活福祉課 （市役所第2庁舎1階）	母子父子自立支援員・婦人相談員 →生活福祉課
40	民生委員・児童委員による相談	地域の方からの様々な相談を受け、行政や専門家等へつなげる。	区域ごとに担当の民生委員・児童委員がいます。連絡先については巻末の一覧表をご覧ください。ご不明な点等のお問い合わせは地域共生推進課まで		民生委員・児童委員 →地域共生推進課
41	地域福祉コーディネーターによる相談	自身・家族・近所の方・地域の困りごと、心配ごとの相談 地域活動の立ち上げ・運営支援の相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	ボランティア活動センターこくぶんじ 042-300-6363	→社会福祉協議会地域福祉コーディネーター
42	生活上の悩みに関する相談	経済的な問題と併せて、生活していく上での様々な問題を抱えた方の相談 経済的理由で学習塾に通えない小中学生のお子さんをお持ちの方の学習支援相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	自立生活サポートセンターこくぶんじ 042-324-8401	→社会福祉協議会自立生活サポートセンターこくぶんじ



	相談名	内容	受付日時	会場・問合せ	担当課
43	ふくし法律相談	高齢者、障害者やその家族を対象とした法律相談	第4木曜日（予約制） 午後1時30分～午後4時30分 （1件につき1時間以内） （年末年始・祝日を除く）	権利擁護センター こくぶんじ 042-580-0570	弁護士 →社会福祉協議会 権利擁護センター こくぶんじ
44	成年後見専門相談	成年後見制度に関する相談	第2木曜日（予約制） 午後1時30分～午後4時30分 （1件につき1時間以内） （年末年始・祝日を除く）	権利擁護センター こくぶんじ 042-580-0570	司法書士・社会福祉士 →社会福祉協議会 権利擁護センター こくぶんじ
45	福祉サービス総合相談	福祉サービス利用に際しての苦情、判断能力が不十分な人々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談など	月～金曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	権利擁護センター こくぶんじ 042-580-0570	→社会福祉協議会 権利擁護センター こくぶんじ
46	ボランティア相談	ボランティアを始めたい方（団体）やボランティアを必要としている方（団体）の相談・申込みやボランティア保険や行事保険の加入手続 など	月～土曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	ボランティア活動センターこくぶんじ 042-300-6363	→社会福祉協議会 ボランティア活動センターこくぶんじ
47	経営相談	経営相談・融資相談・創業相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	商工会 042-323-1011	商工会経営指導員 →商工会
48	創業相談	創業相談	経済課 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 多摩信用金庫 月～金曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く）	経済課 （第3庁舎1階） 多摩信用金庫 042-526-7728	→経済課 →多摩信用金庫価値創造事業部
49	障害者就労相談	障害者を対象に就労に関する相談	月～金曜日 午前10時～午後0時 午後1時～午後7時 土曜日 午後1時～午後7時 （第2、第4、第5土曜日・年末年始・祝日を除く）	障害者就労支援センター 042-300-1500	→障害者就労支援センター事業者
50	高齢者就業相談	高齢者を対象に就業に関する相談	月～金曜日 午前9時～午後4時30分 （年末年始・祝日を除く）	シルバー人材センター（福祉センター内） 042-325-4011	→シルバー人材センター
51	求人・求職・就職に関する相談	就労に関する相談・求人情報など	東京しごとセンター多摩 042-329-4510（年末年始・日・祝を除く） ハローワーク立川 042-525-8609（年末年始・土日祝を除く）		→東京しごとセンター多摩 →ハローワーク立川



	相談名	内容	受付日時	会場・問合せ	担当課
52	労働問題に関する相談	労働問題に関する相談、資料の提供等	<p>東京都労働相談情報センター国分寺事務所 労働相談（予約制） 月～金曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く） 042-321-6110</p> <p>電話相談専用～東京ろうどう110番 月～金曜日 午前9時～午後8時 土曜日 午前9時～午後5時 （年末年始・祝日を除く） 0570-00-6110</p>		→東京都労働相談情報センター



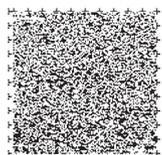
国分寺市民生委員・児童委員協議会名簿
（東部地区）

（任期 R01.12.1～R04.11.30）
令和2年11月5日現在

区域No	氏名	電話	担当区域
1-01	かんだ さわこ 神田 佐和子	042-322-4711	南町一丁目
1-02	いのうえ たきこ 井上 たき子	042-327-2050	南町二丁目1～13番まで
1-03	しん まさこ 進 万佐子	042-327-4645	南町二丁目14番～最終・三丁目9～20番
1-04	欠員	042-323-1751	南町三丁目1～8番
1-05	やまだ ゆりこ 山田 ユリ子	042-323-0382	南町三丁目21番～最終
1-06	たんげ みゆき 丹下 美幸	042-328-6514	泉町一丁目
1-07	やまだ まさのり 山田 正則	042-325-0473	泉町二丁目3～9番
1-08	ほった かずしげ 堀田 和重	042-327-5503	泉町三丁目1～25番まで
1-09	おざき しゅういち 尾崎 周一	042-321-8823	泉町三丁目26番～最終
1-10	みやお やすこ 宮尾 康子	042-320-7140	泉町二丁目1, 2番・10～13番・西元町一丁目
1-11	のむらのぞみ 野村 希	042-329-4533	西元町二丁目
1-12	たなか まさお 田中 雅男	042-322-4817	西元町三丁目
1-13	やまもと ちよこ 山本 千代子	042-324-5424	西元町四丁目
1-14	たなか みどり 田中 美登里	042-325-1681	東元町一丁目1～20番まで
1-15	わたなべ やすこ 渡邊 泰子	042-325-3701	東元町一丁目21～32番まで
1-16	すぎうら しんこ 杉浦 真子	042-301-3176	東元町一丁目33番～最終・二丁目14番～最終
1-17	欠員	042-301-3176	東元町二丁目1～13番まで
1-18	みやま まさこ 深山 正子	042-323-1751	東元町三丁目1～14番まで
1-19	とくら ひさえ 戸倉 央江	042-301-3090	東元町三丁目15番～最終
1-20	よしかわ ゆうこ 吉川 祐子	042-324-6286	東元町四丁目
1-21	あまのとおる 天野 徹	042-324-5713	本町一丁目・二丁目1～11番まで
1-22	まえで ていぞう 前出 禎造	042-316-3335	本町二丁目12番～最終
1-23	あさみ けんじ 浅見 健治	042-321-0913	本町三丁目
1-24	たかみね かずこ 高嶺 和子	042-321-1840	本町四丁目
1-25	いわさき ふみに 岩崎 文子	042-321-1563	本多一丁目
1-26	はまもと えみこ 浜本 恵美子	042-325-1048	本多二丁目
1-27	はすみ れいこ 蓮實 麗子	042-323-3475	本多三丁目
1-28	おおさわ さちこ 大澤 早智子	042-323-1554	本多四丁目
1-29	こやま なおこ 小山 直子	042-327-9921	本多五丁目
1-30	おざき きよえ 尾崎 喜代江	042-321-3752	東恋ヶ窪二丁目
1-31	なかむら ともこ 中村 朋子	042-325-5566	東恋ヶ窪三丁目1～19番
1-32	うえた かずひで 植田 和秀	042-325-5769	東恋ヶ窪三丁目20～35番
1-33	欠員	042-321-3106	東恋ヶ窪四丁目1～15番まで・27番～最終
1-34	さかもと なおみ 坂本 直美	042-321-3106	東恋ヶ窪四丁目16～26番まで
1-35	こづか ふみこ 小塚 文子	042-321-1374	東恋ヶ窪六丁目
1-36	わち こうぞう 和地 孝三	042-325-2353	東恋ヶ窪一丁目・西恋ヶ窪一丁目1～21番まで
1-37	欠員	042-325-5769	西恋ヶ窪一丁目22番～最終

主任児童委員

1-91	ひろまつ ちあき 廣松 千晶	042-321-8511	東部地区民生委員・児童委員協議会全域
1-92	もり きよみ 森 きよみ	042-406-0246	東部地区民生委員・児童委員協議会全域
1-93	こばやし さとこ 小林 智子	042-326-2533	東部地区民生委員・児童委員協議会全域

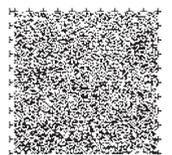


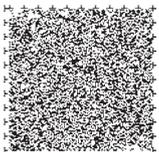
国分寺市民生委員・児童委員協議会名簿
(西部地区)(任期 R01.12.1～R04.11.30)
令和2年11月5日現在

区域No.	氏名	電話	担当区域
2-01	たかなみ たつお 高波 辰男	042-327-9724	西恋ヶ窪二丁目
2-02	みやた まりこ 宮田 萬利子	042-324-5513	西恋ヶ窪三丁目
2-03	すずき ひろこ 鈴木 汎子	042-324-1541	西恋ヶ窪四丁目・東恋ヶ窪五丁目
2-04	わたなべ えみよ 渡辺 笑美代	042-324-2036	東戸倉一丁目
2-05	ひらおか よしあき 平岡 是昭	042-326-1032	東戸倉二丁目
2-06	欠員	042-572-8887	戸倉一丁目1～15番まで・二丁目1・5・6・9番
2-07	欠員	042-301-3581	戸倉一丁目16番～最終
2-08	いわさわ みよこ 岩澤 美代子	042-572-8887	戸倉二丁目(1・5・6・9番除く)
2-09	おの まさお 小野 政雄	042-325-0701	戸倉三丁目
2-10	くろかわ ゆきこ 黒川 田紀子	042-301-3581	戸倉四丁目
2-11	いしかわ ますみ 石川 真澄	042-325-3651	日吉町一丁目
2-12	しらい せつこ 白井 節子	042-572-8782	日吉町二丁目 1～23番まで
2-13	たかつか たかこ 高塚 たか子	042-573-0084	日吉町二丁目 24番～最終
2-14	欠員	042-325-3651	日吉町三丁目
2-15	あらい さちこ 荒井 幸子	042-324-0194	日吉町四丁目
2-16	ないとう たかお 内藤 孝雄	042-572-6003	内藤一丁目1～24番まで
2-17	なかむら ようこ 中村 陽子	042-575-3259	内藤一丁目25番～最終・二丁目1～11番・14～22番まで
2-18	てらうち りえ 寺内 理恵	042-806-9858	内藤二丁目12, 13番・23番～最終
2-19	おおはま なつ 大濱 夏	042-572-1990	富士本一丁目1～20番まで・二丁目1～17番まで
2-20	さいとう じゅんぼう 斉藤 順法	042-575-7781	富士本一丁目21番～最終
2-21	欠員	042-572-3310	富士本二丁目18番～最終・三丁目
2-22	あべ けいこ 阿部 恵子	042-301-0455	新町一丁目・二丁目
2-23	えのき ひとし 榎戸 敏雄	042-327-1390	新町三丁目・並木町三丁目
2-24	しみず ちえこ 清水 智恵子	042-324-6979	北町一丁目・五丁目
2-25	おかだ しのぶ 岡田 忍	042-321-8322	北町二丁目・三丁目・四丁目
2-26	すずき がだい 鈴木 雅大	042-327-3707	並木町一丁目・二丁目
2-27	やまぐち えつこ 山口 悦子	地域共生推進課まで	光町一丁目1～8番・36～46番まで
2-28	すずき けいこ 鈴木 恵子	042-572-3310	光町一丁目9～35番・47番～最終
2-29	あべ ひろあき 阿部 公昭	042-575-7549	光町二丁目
2-30	もりた としあき 森田 敏明	042-505-5422	光町三丁目・高木町二丁目
2-31	むらばら まちこ 村原 町子	042-577-3559	高木町一丁目・三丁目
2-32	たかなぎ しゅういち 高柳 修一	042-572-6986	西町一丁目
2-33	みのわ くみこ 蓼和 久美子	042-571-3239	西町二丁目
2-34	やまうち のぶや 山内 信也	042-575-3708	西町三丁目
2-35	みやざき くにこ 宮崎 邦子	042-502-6128	西町四丁目
2-36	いけや としこ 池谷 敏子	042-572-4560	西町五丁目

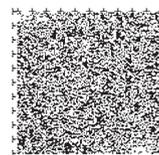
主任児童委員

2-91	たわ ようた 田和 洋太	042-576-1555	西部地区民生委員・児童委員協議会全域
2-92	かねこ ちか 金子 千佳	042-359-0687	西部地区民生委員・児童委員協議会全域
2-93	さとう より 佐藤 より	042-571-0441	西部地区民生委員・児童委員協議会全域



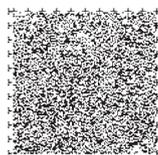


第2章 国分寺市成年後見制度利用促進基本計画

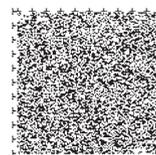


目次

第2章 国分寺市成年後見制度利用促進基本計画	54
1 計画策定の趣旨	54
2 計画の位置付け	54
3 計画策定体制	55
4 計画の期間	55
5 成年後見制度について	56
(1) 任意後見制度と法定後見制度	56
(2) 成年後見制度推進機関	57
(3) 全国的な傾向	58
6 国分寺市の成年後見制度の現状	62
(1) 対象者の推計	62
(2) 成年後見制度の認知度と利用意向	69
(3) 成年後見制度の利用状況	76
(4) 成年後見制度に関する相談	79
(5) 市民後見人の養成	81
(6) 法人後見監督の実施	82
7 現状から見た課題	83
(1) 成年後見制度の周知啓発	83
(2) 成年後見制度の利用につながる相談・対応体制の整備	84
(3) 意思決定支援・身上保護の重視	84
(4) 人材確保・育成	85
(5) 支援が必要な方の早期発見・早期支援	85
(6) 不正防止と後見人支援	86
8 取組方針	87
(1) 基本目標	87
(2) 施策の体系	88
9 施策の展開	89
施策の柱1 利用者の権利が適切に守られ、メリットを実感できる体制整備	89
(1) 成年後見制度・権利擁護支援の周知啓発	89
(2) 後見人の支援体制・受任調整	91
(3) 法人後見の実施・支援	93
施策の柱2 地域で連携して権利擁護支援に取り組む仕組みづくり	94
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	94
(2) 早期発見・早期支援のための相談支援体制の構築	97
(3) 市民後見人の育成	99



施策の柱3 必要な方が成年後見制度を利用し,安心して暮らせる基盤づくり…	100
(1) 市長申立ての実施	100
(2) 日常生活自立支援事業等からのスムーズな移行	101
(3) 後見報酬の助成	102
10 計画の推進体制	102
11 主な用語解説	103



第2章 国分寺市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や障害などの理由で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない方を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図るものです。

今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、ひとり暮らし高齢者、身寄りのない高齢者等が増加することが予想されるとともに、8050問題、ダブルケア等の複合的な課題を抱える個人・世帯の増加により、成年後見制度への需要は高まっていくと考えられます。認知症、知的障害、精神障害などがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある方たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの方たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、必要な方に十分に利用されていません。

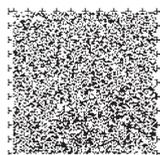
こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており（第14条市町村の講ずる措置）、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされました。

平成29年3月24日に閣議決定された国基本計画では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求めています。

これらを踏まえて、国分寺市では「国分寺市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の理念であるノーマライゼーション、自己決定の尊重、現有能力の活用、身上保護の重視を根本に据えながら、市の責務として、制度の利用促進や権利擁護支援に取り組んでいきます。

2 計画の位置付け

国分寺市では、本計画を、成年後見制度利用促進法第23条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。また、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現や、必要な支援を包括的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、「国分寺市地域福祉計画実施計画」と連携して一体的に策定します。

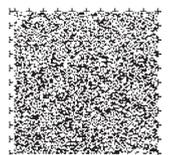


3 計画策定体制

計画の策定に向けて、成年後見制度推進機関である社会福祉協議会をはじめ、専門的な知見を有する専門職である弁護士、司法書士、社会福祉士、医師等を委員に擁する権利擁護センターこくぶんじ運営委員会、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者福祉団体、認知症の人を支える家族の会、法人後見団体、地域福祉推進協議会等の関係団体から御意見をいただき、そこから見える課題等について、国分寺市地域福祉推進委員会にて審議し、検討を重ねました。また、令和2年12月から令和3年1月にかけてパブリック・コメント(意見公募手続)を実施し、幅広い意見を聴取し、その反映に努めました。

4 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。



5 成年後見制度について

(1) 任意後見制度と法定後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、支援していく制度です。

成年後見制度には、大きく分けて、任意後見制度と法定後見制度の二つがあります。

任意後見制度は、本人に判断能力がある間に、将来、判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおくものです。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分なときに、申立てにより家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。後見、保佐、補助の三つの類型により、後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。

選任される成年後見人等については、家族などの親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見、身近な地域の人が後見人に就任する社会貢献型後見人（以下「市民後見人」という。）などに分類されます。

類型ごとの支援内容

	補 助	保 佐	後 見
判断能力	不十分	著しく不十分	欠けているのが通常の状態
同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	・借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為 ・申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
代理できる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

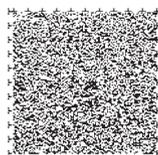
※1 日常生活に関する行為（日用品の購入など）は取り消すことができない

※2 民法13条1項記載の行為の一部に限られる

※3 居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要

※補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要

資料：令和2年度成年後見制度利用促進体制整備研修，基礎研修資料より作成



(2) 成年後見制度推進機関

国分寺市では、平成15年度に権利擁護センターを設置し、社会福祉協議会への委託により福祉サービス総合支援事業（福祉サービスの利用や判断能力の不十分な方の権利擁護についての相談業務、苦情対応業務）を開始しました。

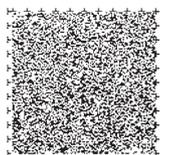
続いて、平成19年度より、成年後見活用あんしん生活創造事業を開始し、成年後見制度利用支援事業に着手しました。平成21年度より、権利擁護センターを、成年後見制度の利用を推進する成年後見制度推進機関として位置付けました。推進機関は、制度の周知啓発をはじめ、成年後見制度を含めた権利擁護支援の相談に対応し、適切な支援につなげるとともに、市民後見人の育成、法人後見監督、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）などを実施しています。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき各市町村に設置されている民間の団体であり、地域福祉の推進を使命としています。社会福祉協議会が運営する権利擁護センターが推進機関を受託しています。権利擁護センターには、事業全般に対し助言等を受ける運営委員会が設置されています。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方の権利擁護のための事業です。様々なサービスを適切に利用することが困難な方を対象に、契約に基づく福祉サービスの利用援助を中心として、地域で安心して暮らせるよう支援します。国分寺市では、社会福祉協議会「権利擁護センターこくぶんじ」（以下「権利擁護センター」という。）が東京都社会福祉協議会の委託により実施しており、社会福祉協議会の職員や生活支援員（社会福祉協議会の臨時職員）によって支援が行われています。

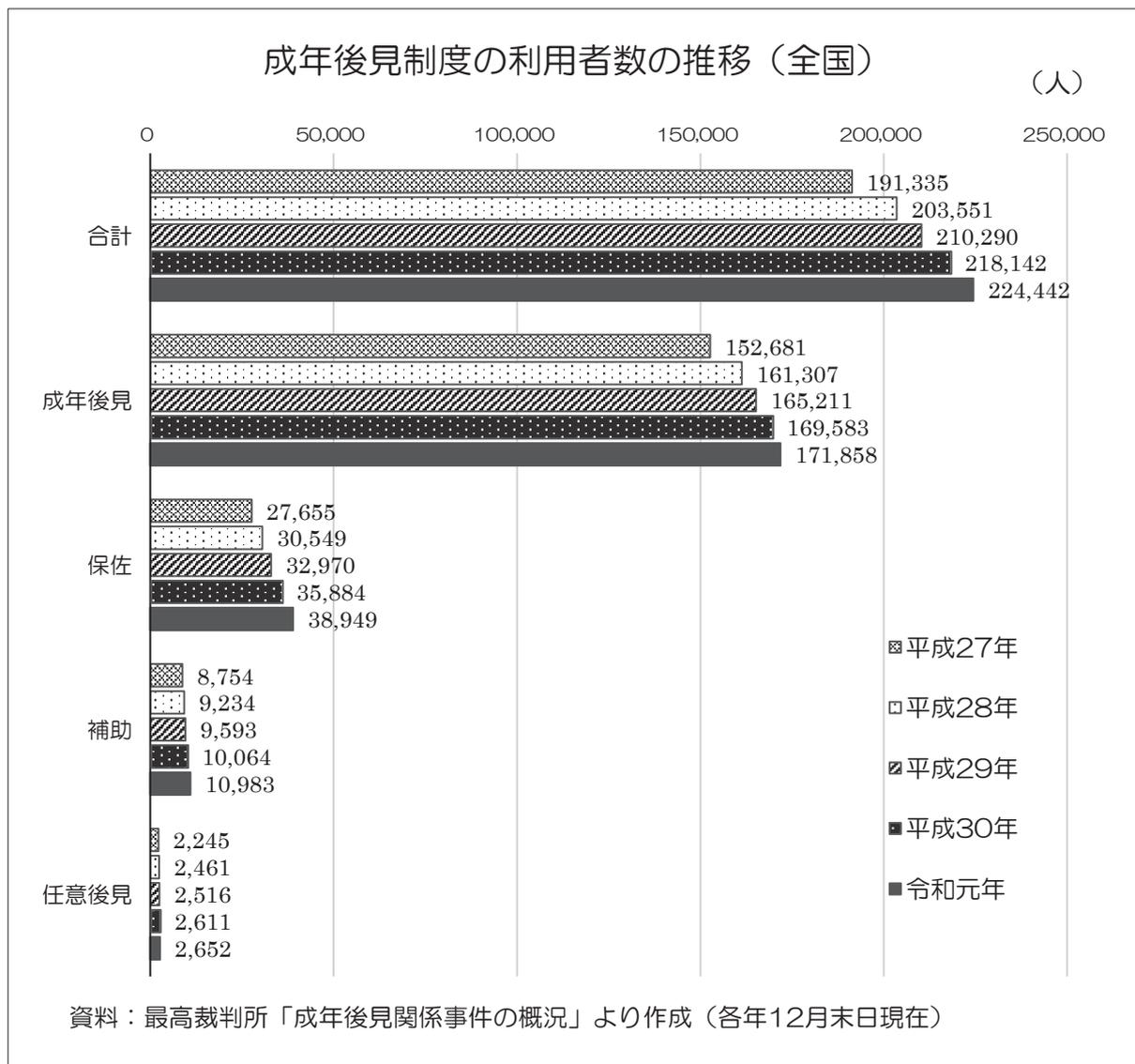


(3) 全国的な傾向

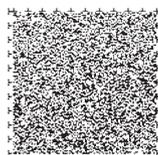
① 成年後見制度の利用状況

最高裁判所「成年後見関係事件の概況」（平成31年1月～令和元年12月）によると、令和元年12月末日の全国の成年後見制度利用者は224,442人おり、年々増加しています。総人口126,317,168人に占める利用者数の割合は「0.18%」でした*。後見類型が76.6%を占め、保佐は17.4%、補助は4.9%という状況です。

*：総人口は平成31年1月1日時点の値を用いている。



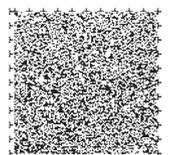
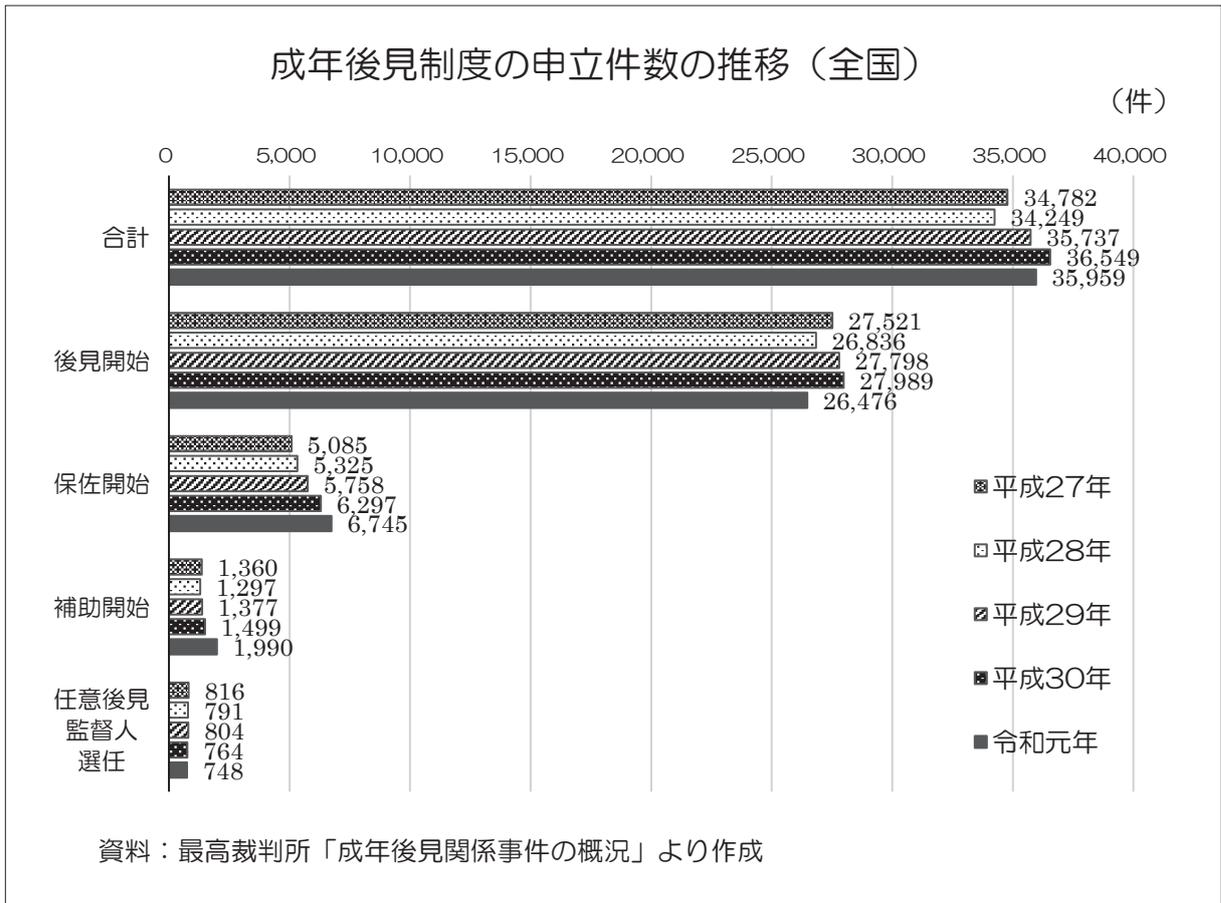
※平成31年（1月～4月）についても令和元年と記載している（以下同じ。）。



② 成年後見制度の申立件数

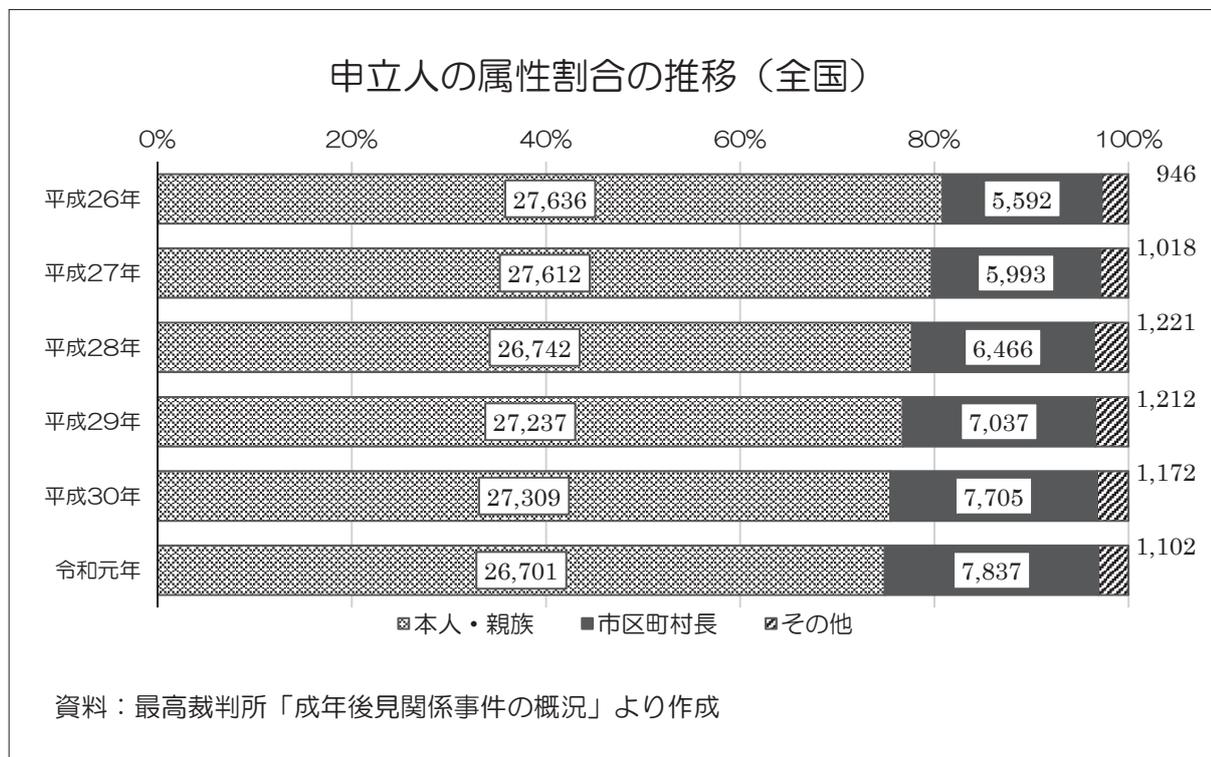
成年後見制度の申立件数は、平成29年、30年と増加し、最高の36,549件を記録しましたが、昨年再び減少に転じています。

後見開始の審判の申立件数が減少傾向にあるのに対し、補助・保佐開始の審判の申立件数は、増加傾向にあるため、早期発見・早期支援につながっていると考えられます。本人の能力の活用や自己決定がより尊重されやすい補助、保佐類型のうちから利用を進めることも、成年後見制度利用促進の一つと考えられます。

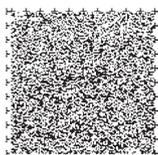
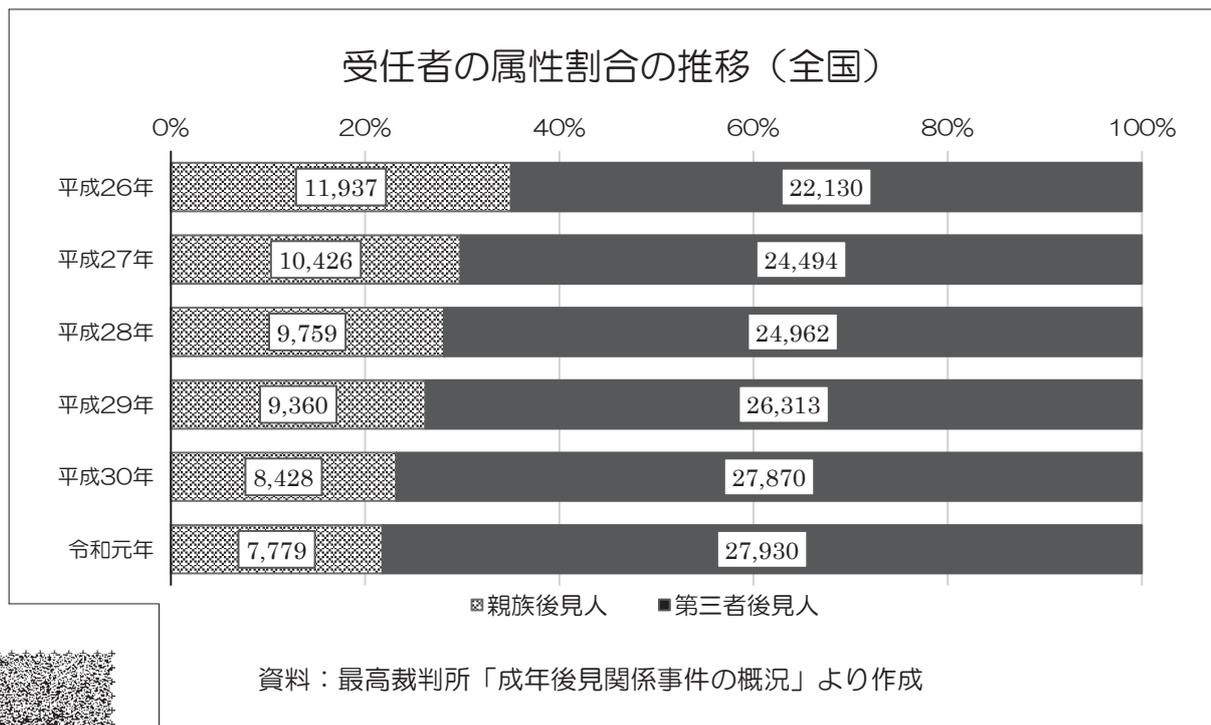


③ 申立人及び成年後見人等受任者の属性

制度上、四親等以内の親族や本人、市区町村長に申立権があります。市区町村長による申立ては年々増加し、平成27年以降、親族以外の申立てが20%を超えています。令和元年中の市区町村長による申立ては、全国で7,837件（全体の約22%）でした。



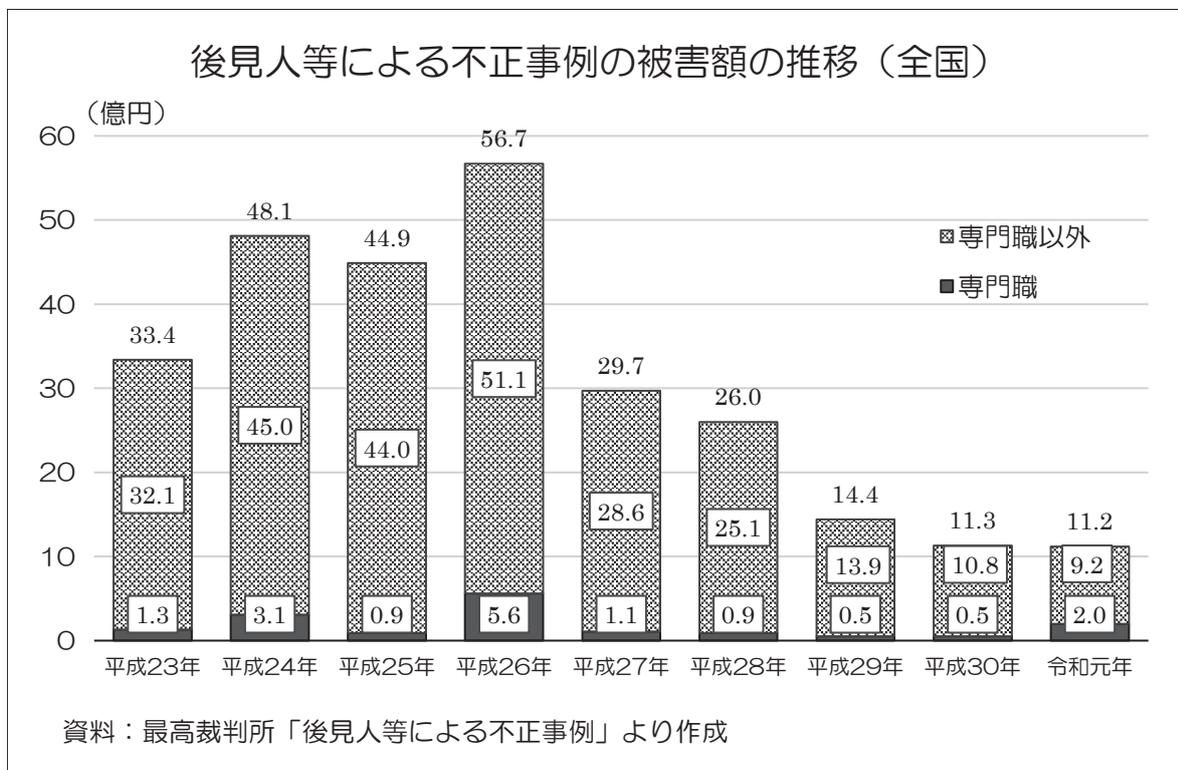
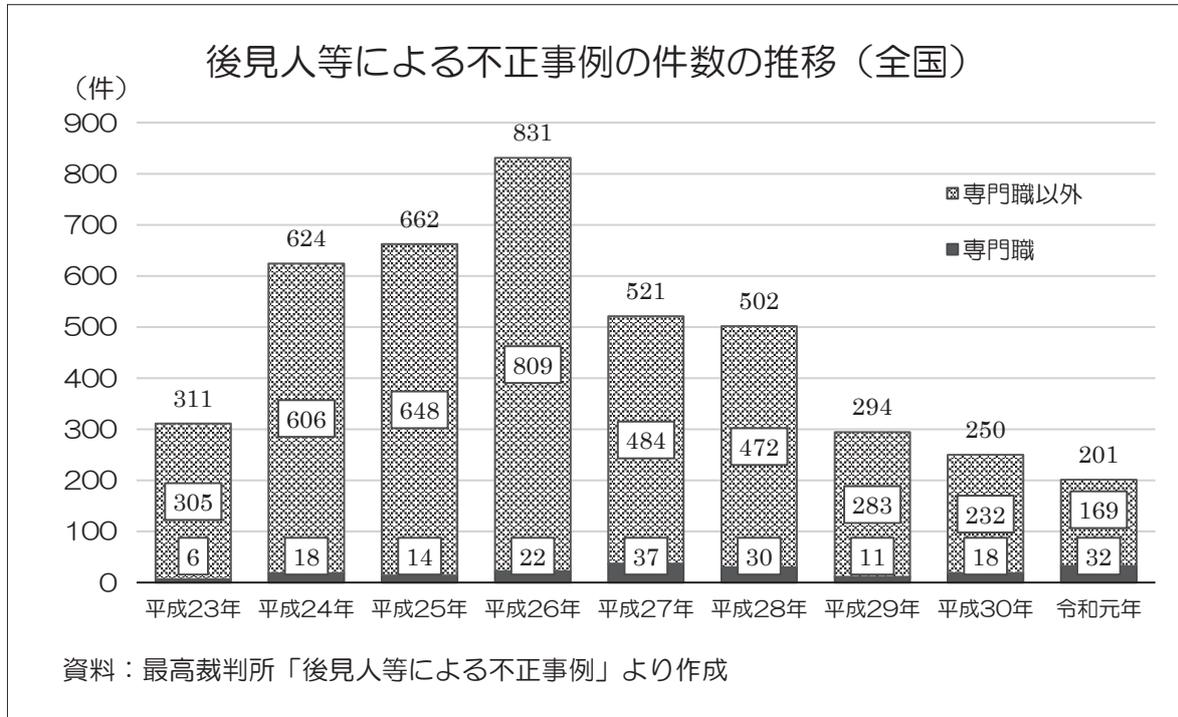
成年後見人等受任者の属性については、第三者の弁護士や司法書士、社会福祉士や社会福祉協議会等法人が受任する割合が増加しています。一方、親族後見人は毎年減り続け、令和元年には全体の21.8%となっています。



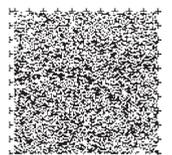
④ 成年後見人等による不正報告

成年後見人等による不正報告件数については、平成26年まで増加傾向にありましたが、平成27年以降、不正報告件数及び被害額はいずれも減少傾向にあります。

専門職に比べて親族後見人においては不正事案の発生件数が多くなっていますが、不正事案の発生件数の成年後見制度利用者数全体に占める割合は1%に満たない状況です。



※ 数値はいずれも概数である。



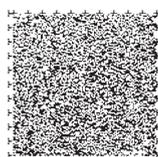
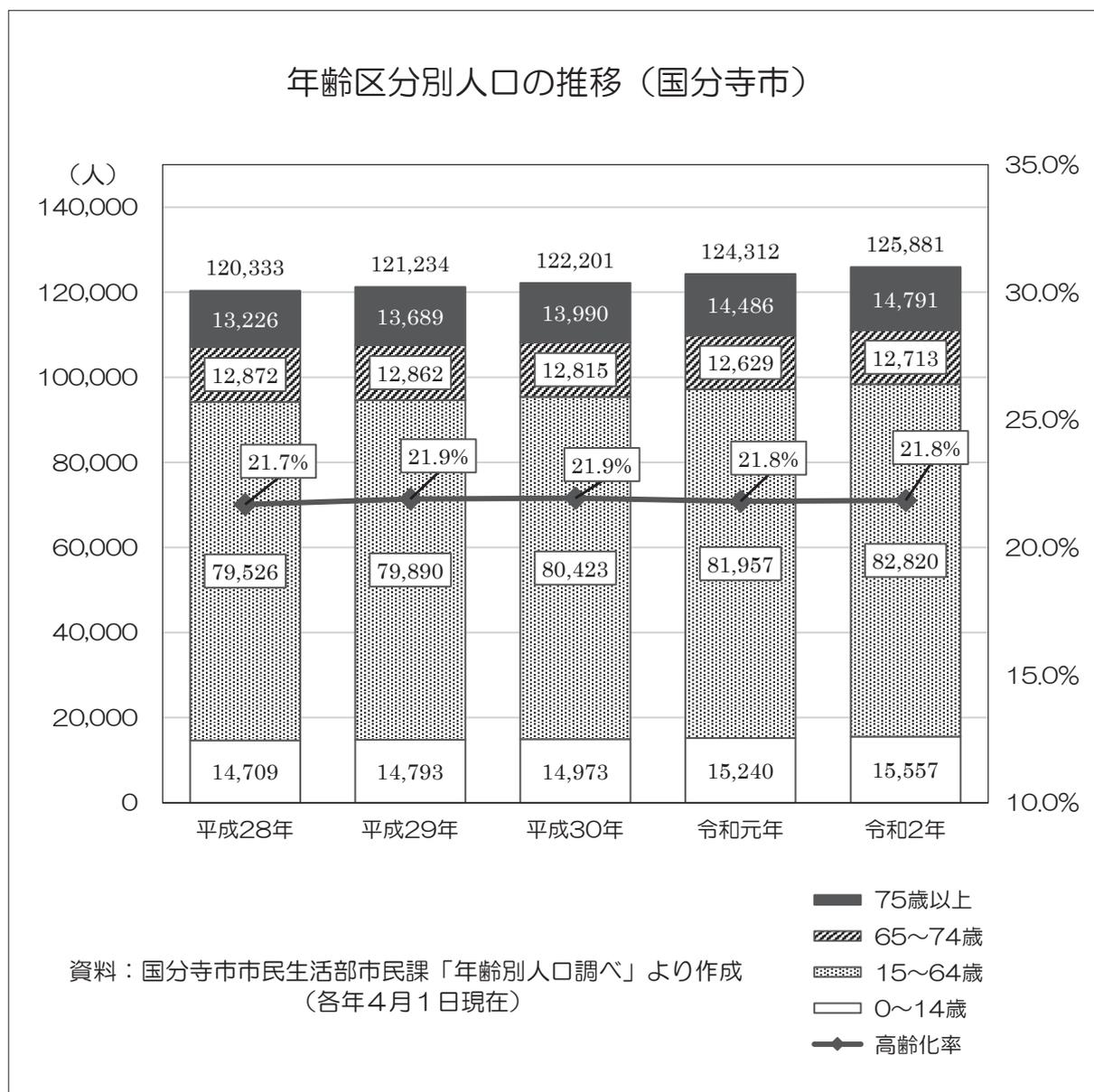
6 国分寺市の成年後見制度の現状

(1) 対象者の推計

① 高齢者人口

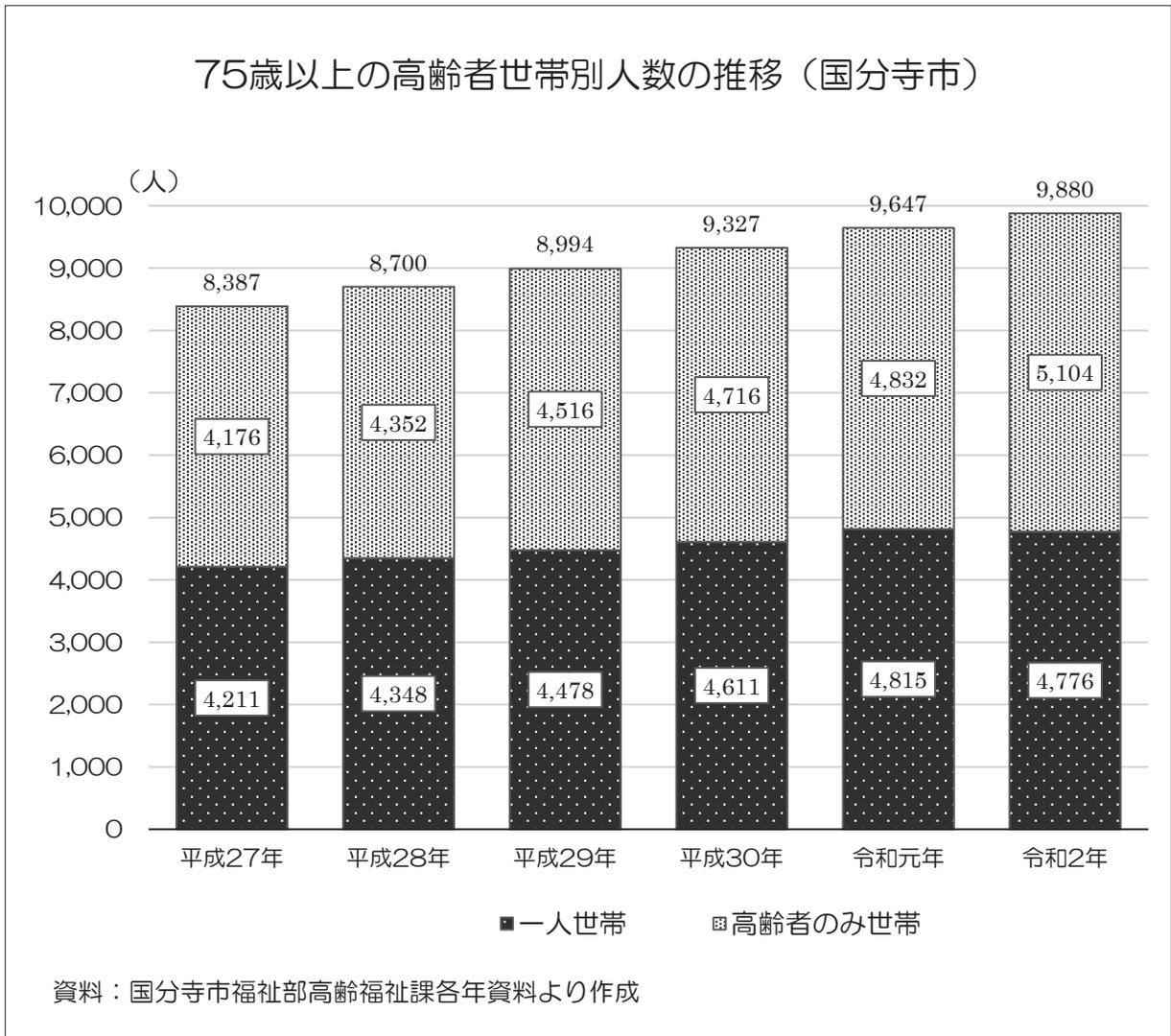
国分寺市の総人口は、緩やかな増加傾向にあり、平成28年4月から令和2年4月までで、5,548人の増加となっています。

令和2年4月1日現在、高齢者人口は27,504人で、総人口125,881人における高齢化率は21.8%となっています。いずれの年も75歳以上の後期高齢者が、65～74歳の前期高齢者を上回り、後期高齢者が増加し続けています。

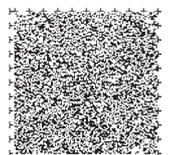


② 75歳以上の高齢者世帯別人数

国分寺市の75歳以上の高齢者一人世帯、高齢者のみ世帯の人数は、増加傾向にあり、平成27年から令和2年までで、1,493人の増加となっています。

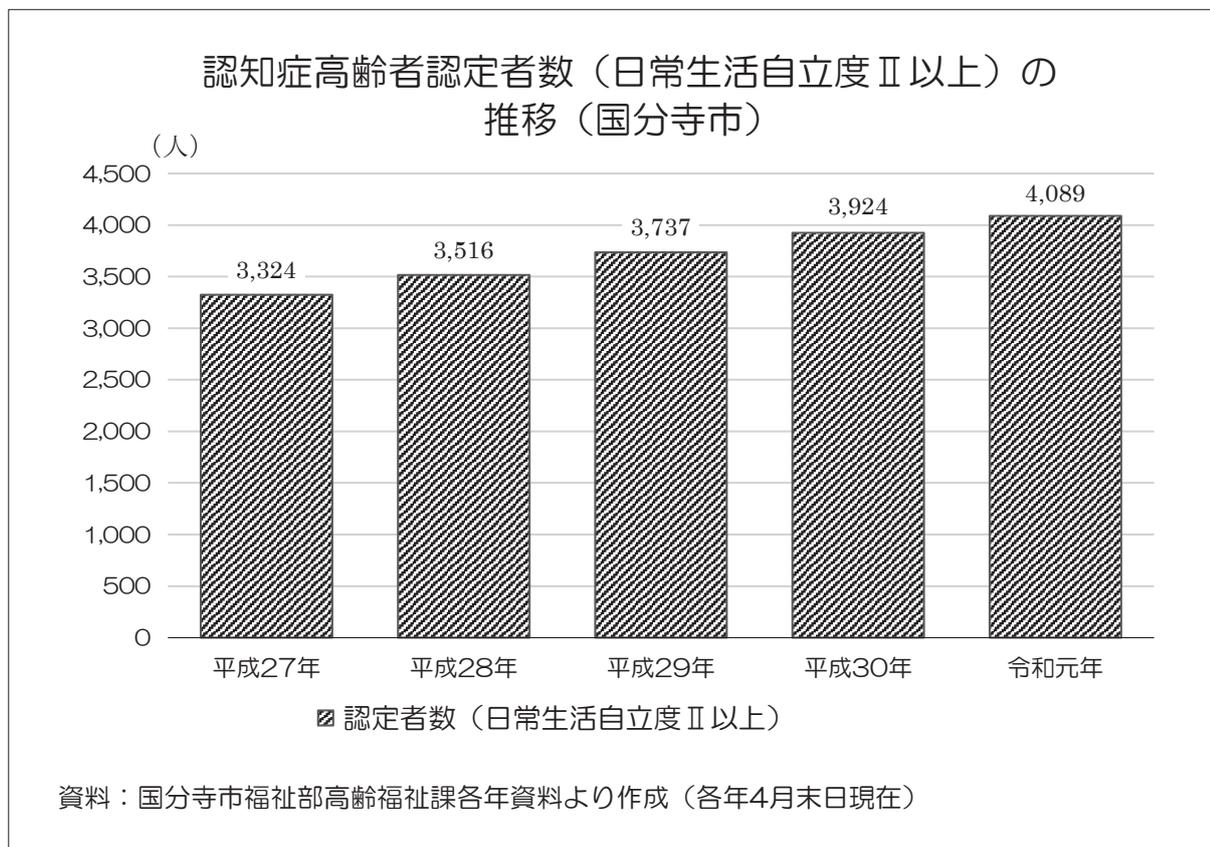


※高齢者のみ世帯は、二人世帯と三人世帯の合計。

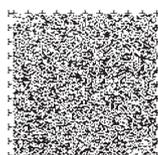


③ 認知症高齢者数

成年後見制度等の支援が必要と推定される認知症高齢者は増加傾向にあり，見守り又は支援が必要な認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者）は，平成31年4月末日の時点で4,089人となっています。

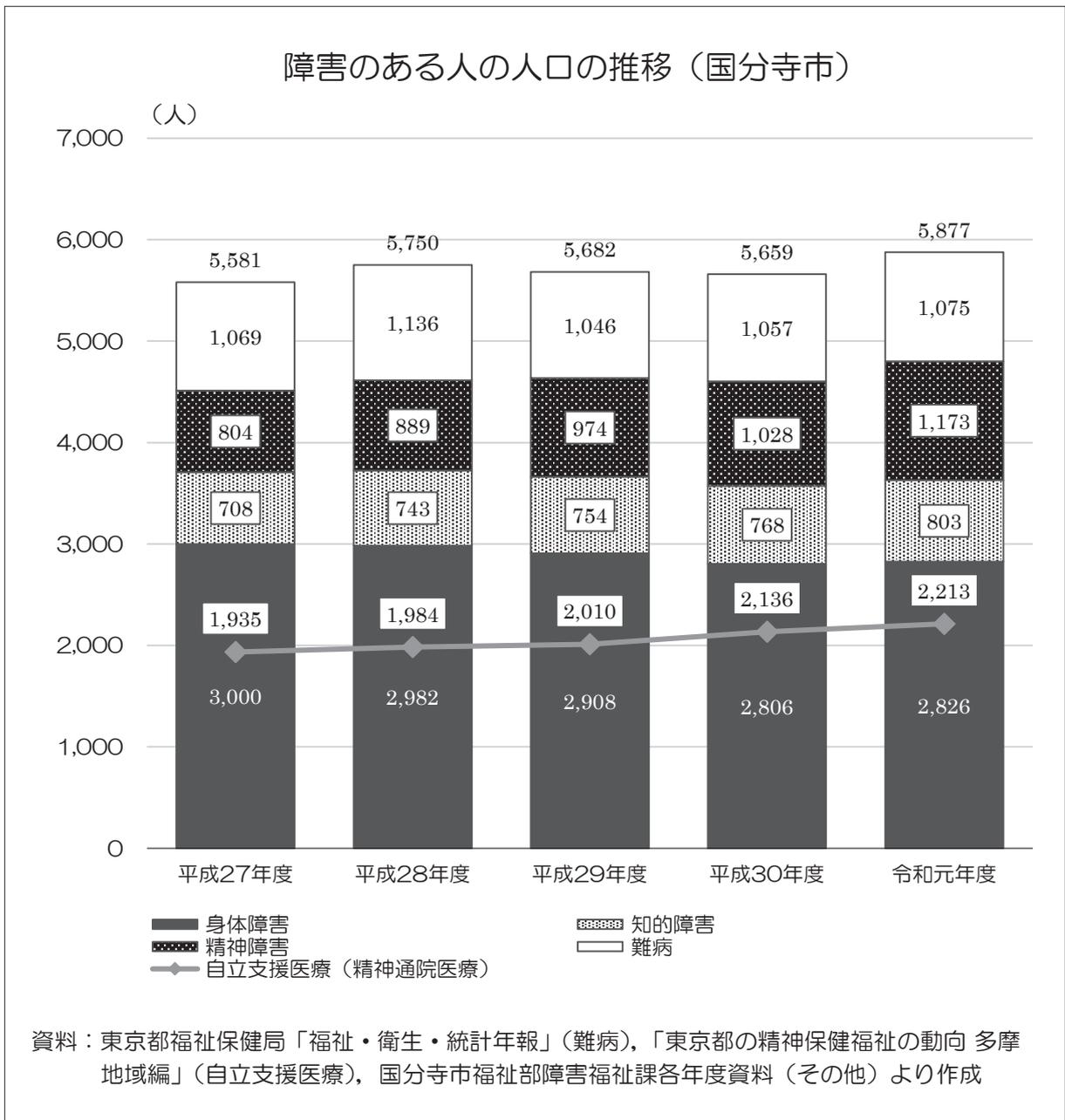


※日常生活自立度とは，認知症や障害のある高齢者がどれだけ独力で日々の生活を送ることができるのか，その程度をレベル分けした基準値。
日常生活自立度Ⅱ以上は，日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られるレベルのことをいう。

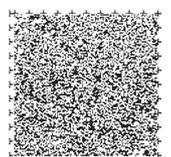


④ 障害のある人の人口

知的障害、精神障害のある人は増加傾向で推移しており、特に精神障害者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者が増加しています。

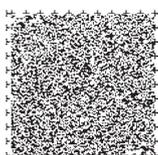
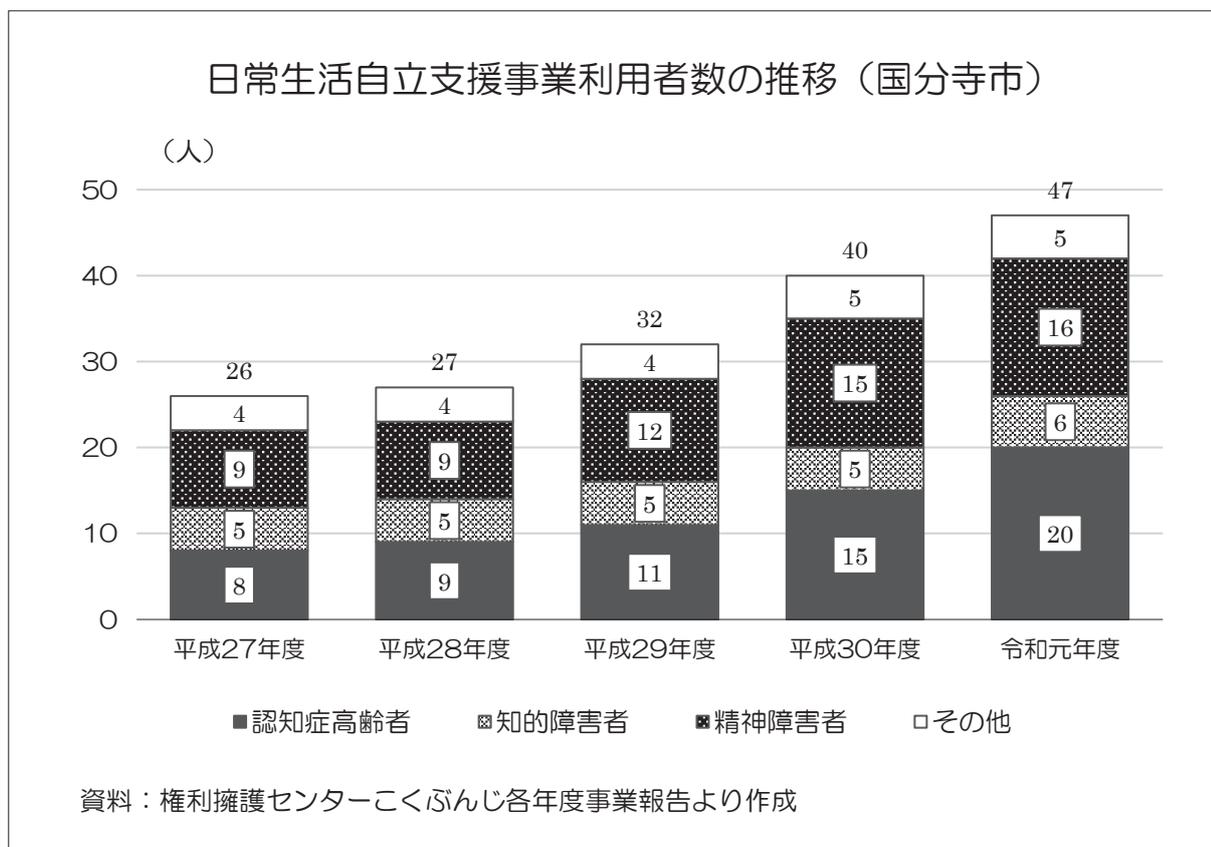


※身体障害、知的障害、精神障害、難病の数値は各年度3月末日時点の数値であり、自立支援医療は年度を通じた承認件数。令和元年度の難病、自立支援医療の数値は推計値。



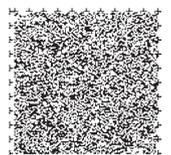
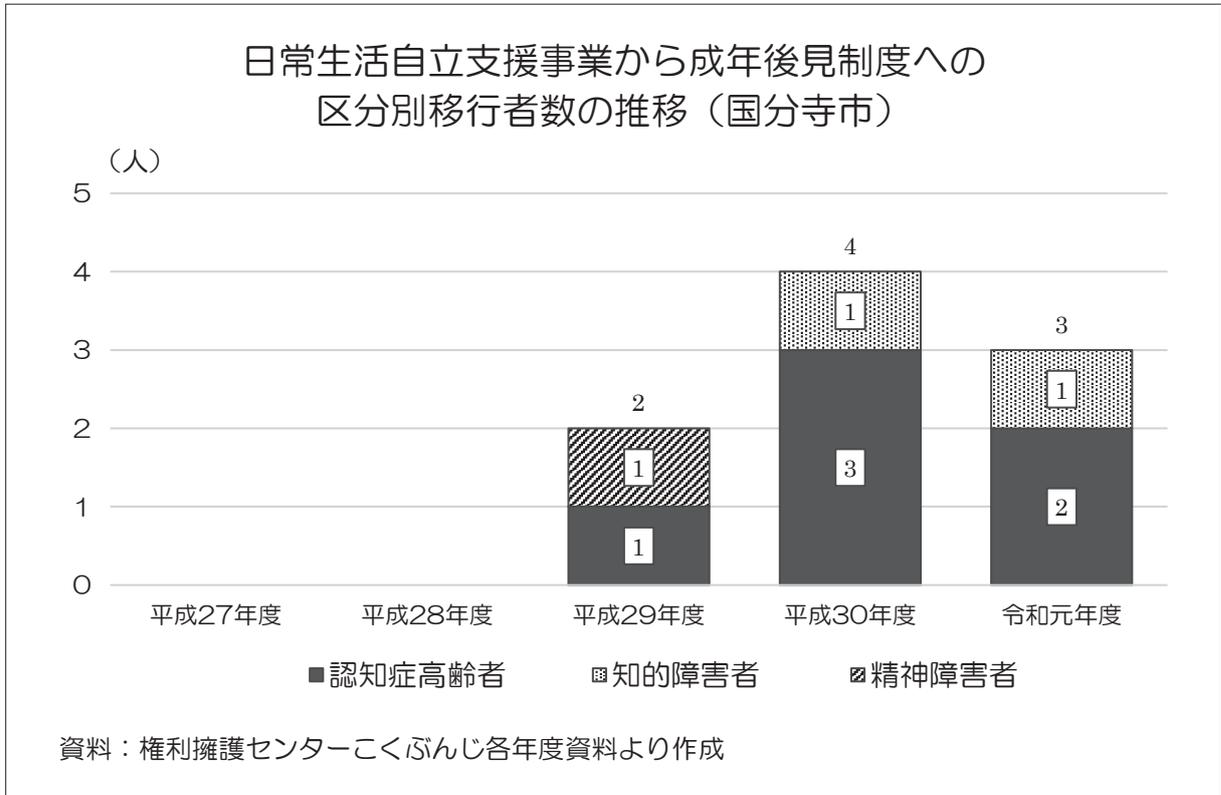
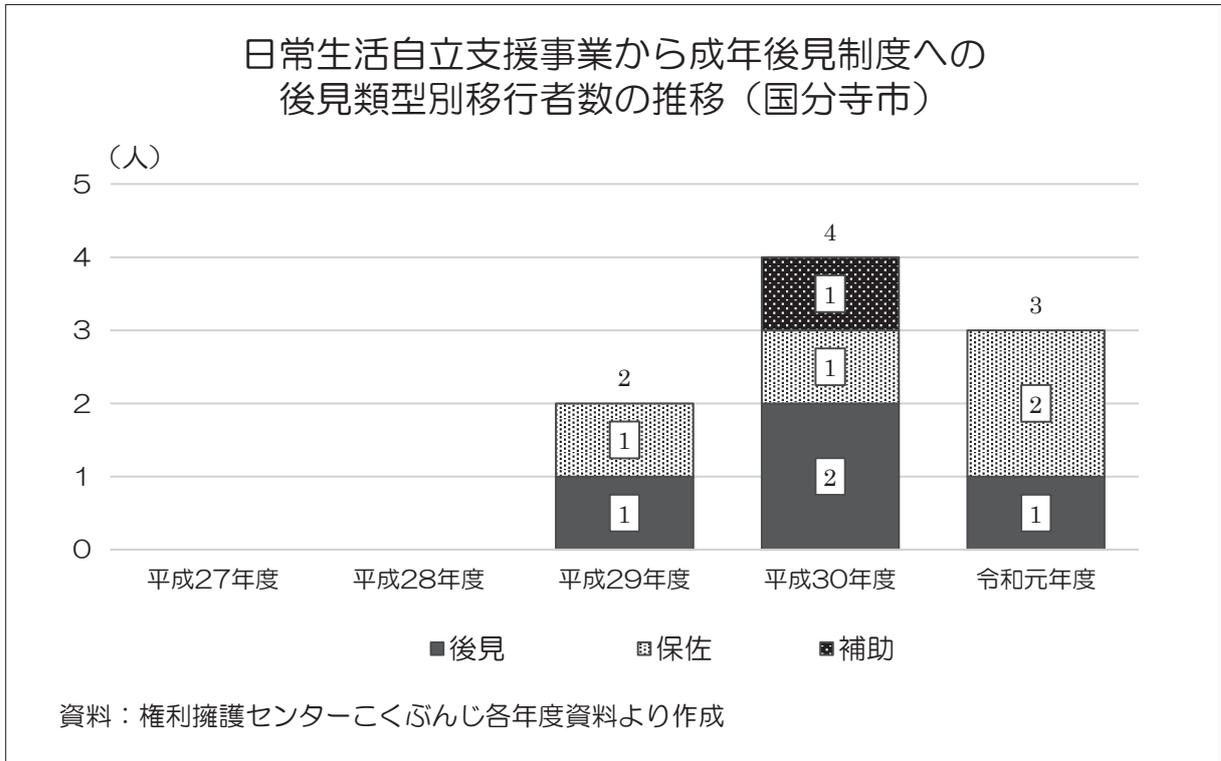
⑤ 日常生活自立支援事業利用者数

日常生活自立支援事業利用者数は増加傾向で推移しており、人口の推移と同様に認知症高齢者及び精神障害者の伸びが大きくなっています。



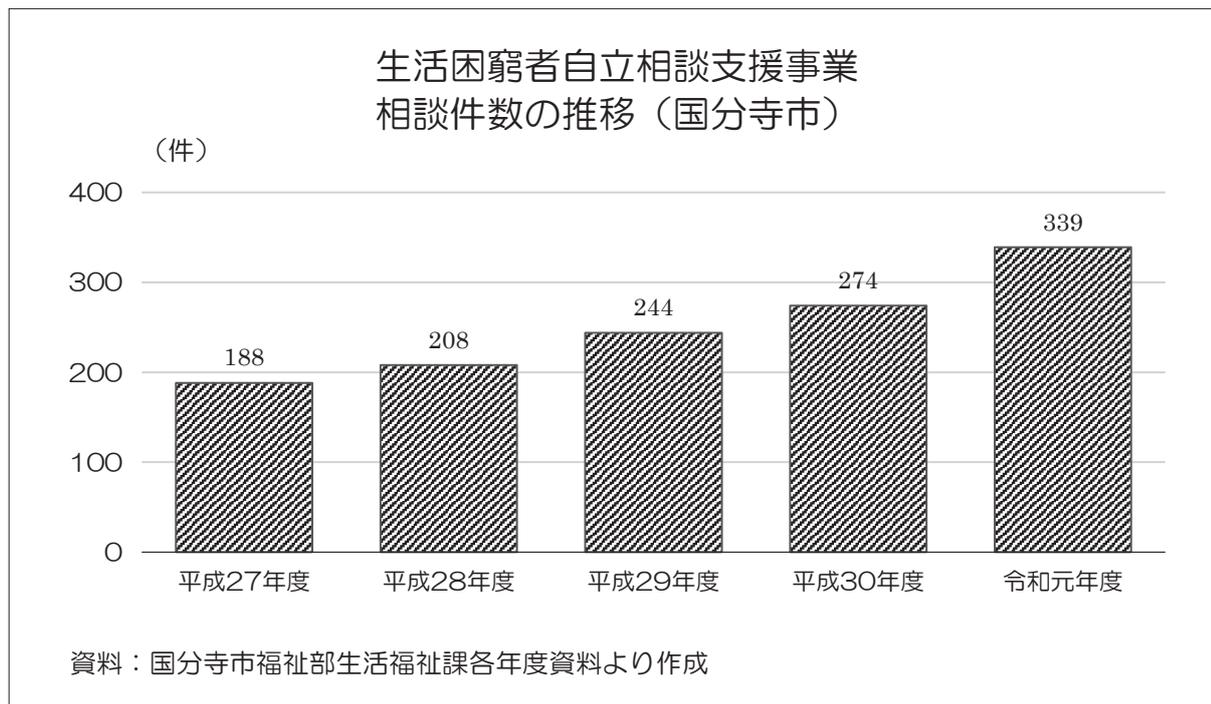
⑥ 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行者数

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行者数は、増減の波はあるものの、令和元年度は3件となっています。



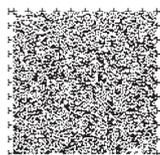
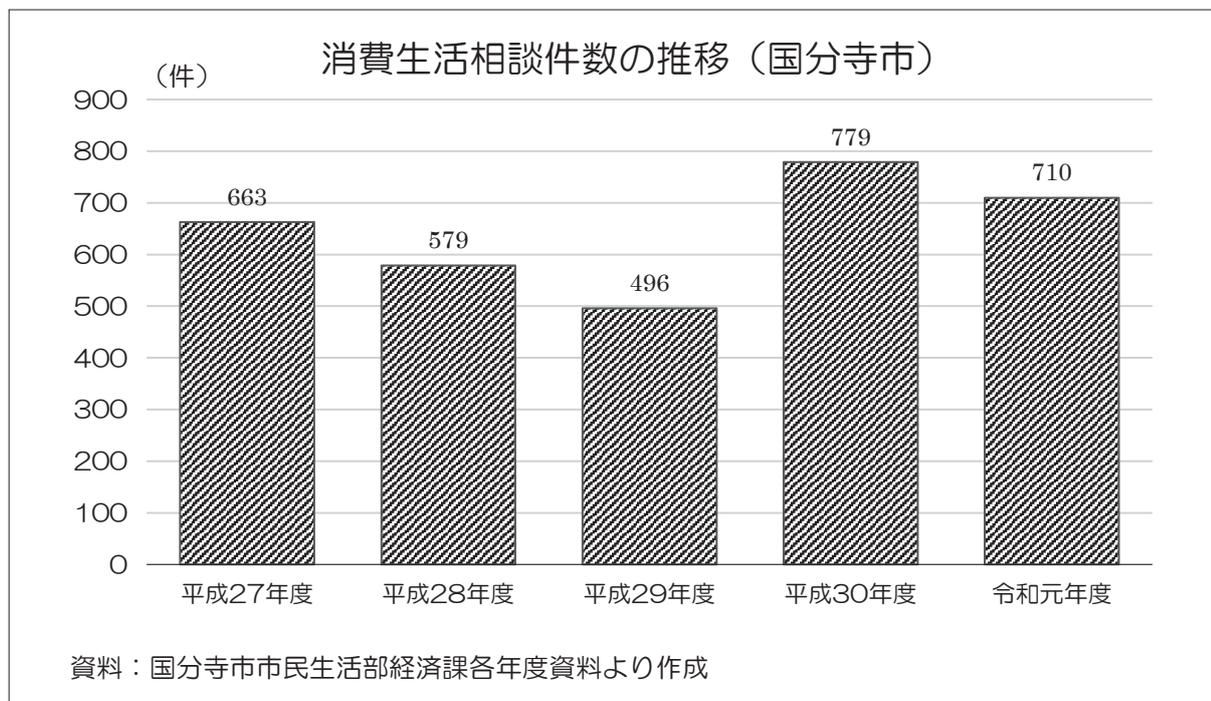
⑦ 生活困窮者自立促進支援事業のうち自立相談支援事業の新規相談件数

生活保護に至る前の段階の生活困窮者からの相談件数は増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度まで、151件の増加となっています。



⑧ 消費生活相談件数

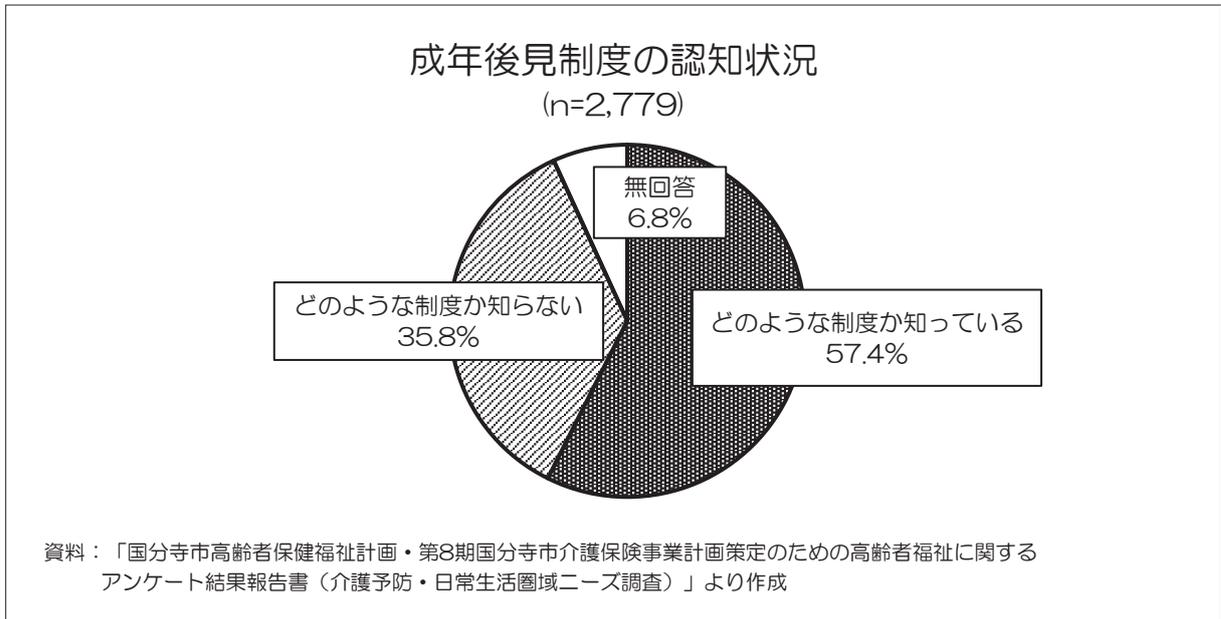
商品の購入やサービスなどの契約トラブル、悪質商法による被害などの消費生活相談件数は、増減の波はあるものの、令和元年度は710件となっています。



(2) 成年後見制度の認知度と利用意向

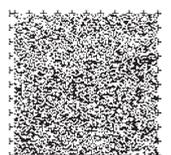
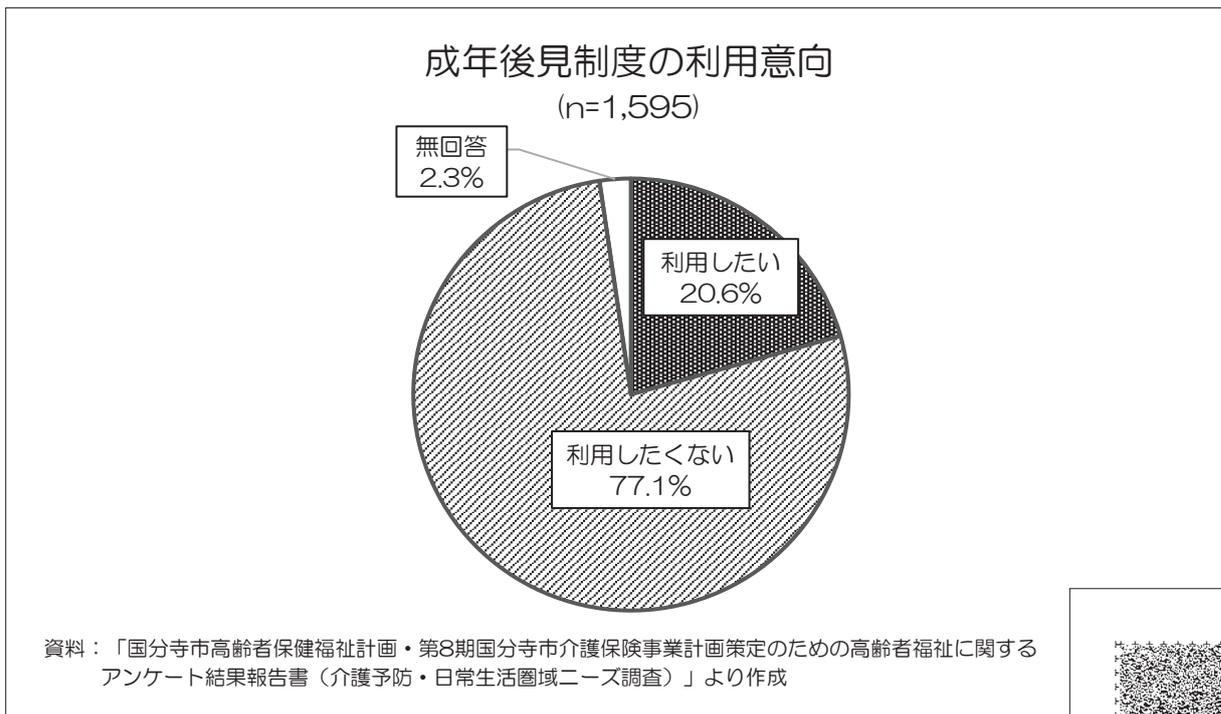
① 高齢者における成年後見制度の認知度と利用意向

要介護状態にない高齢者における成年後見制度の認知については、「どのような制度か知っている」が57.4%、「どのような制度か知らない」が35.8%となっています。

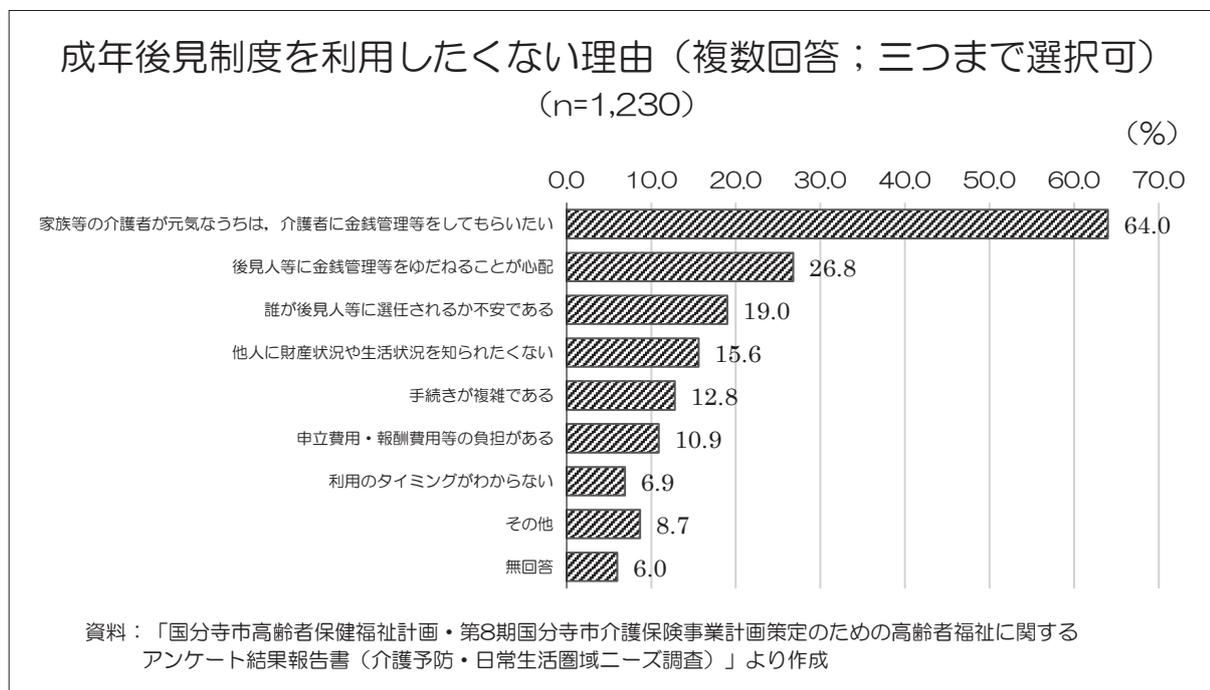


※ n (Number of Cases の略) は比率算出の基数であり、100.0%が何人の回答者数に相当するかを示している（以下同じ。）。

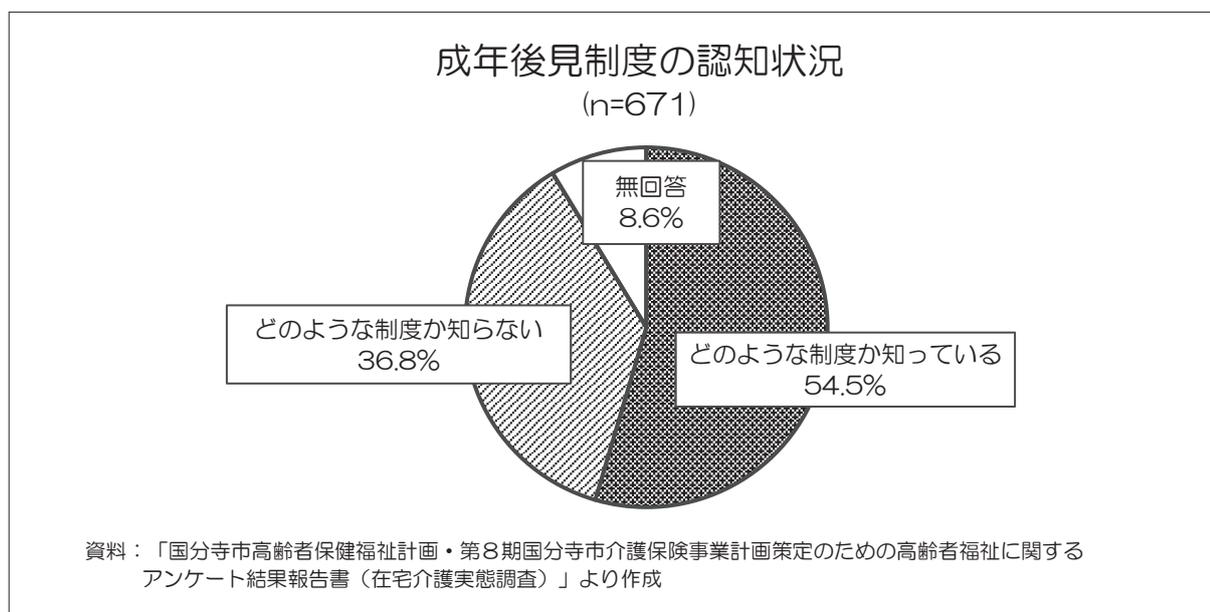
要介護状態にない高齢者で「どのような制度か知っている」と回答した方に、今後判断能力に不安が生じた場合の成年後見制度の利用意向を聞いた結果については、「利用したい」が20.6%、「利用したくない」が77.1%となっています。



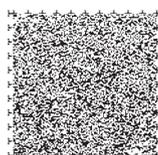
成年後見制度を利用したくないと回答した方の理由については、「家族等の介護者が元気なうちは、介護者に金銭管理等をしてもらいたい」が64.0%で最も多く、次いで「後見人等に金銭管理等をゆだねることが心配」(26.8%)、「誰が後見人等に選任されるか不安である」(19.0%)、「他人に財産状況や生活状況を知られたくない」(15.6%)等が続いています。



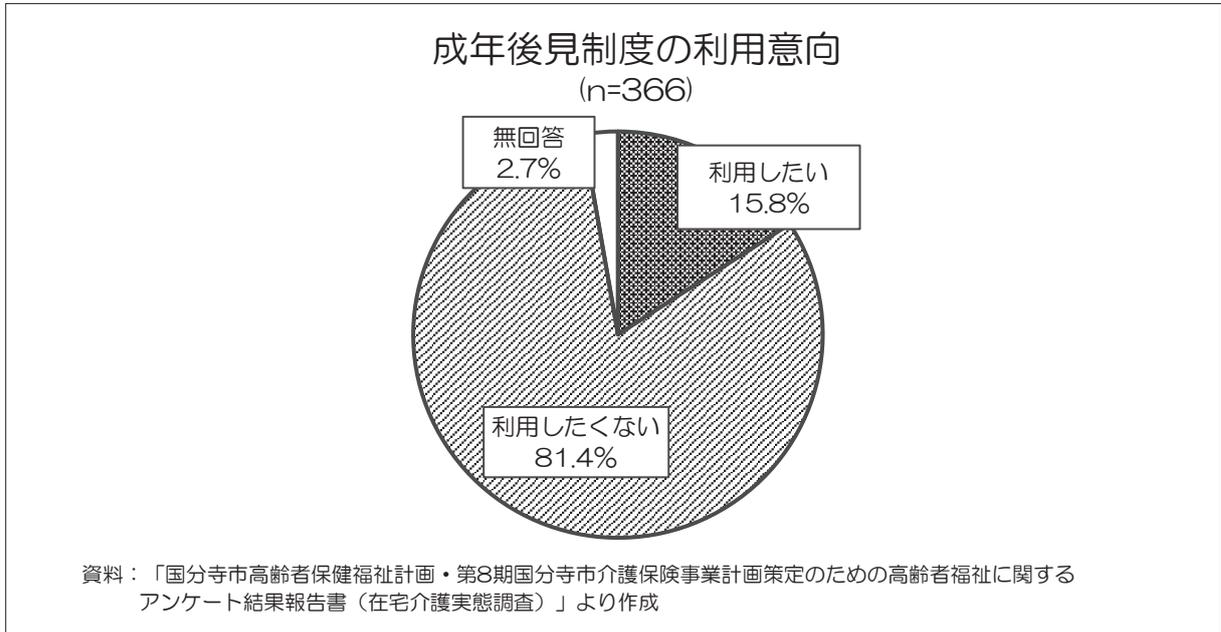
在宅の要介護者の成年後見制度の認知については、「どのような制度か知っている」が54.5%、「どのような制度か知らない」が36.8%となっています。



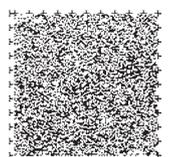
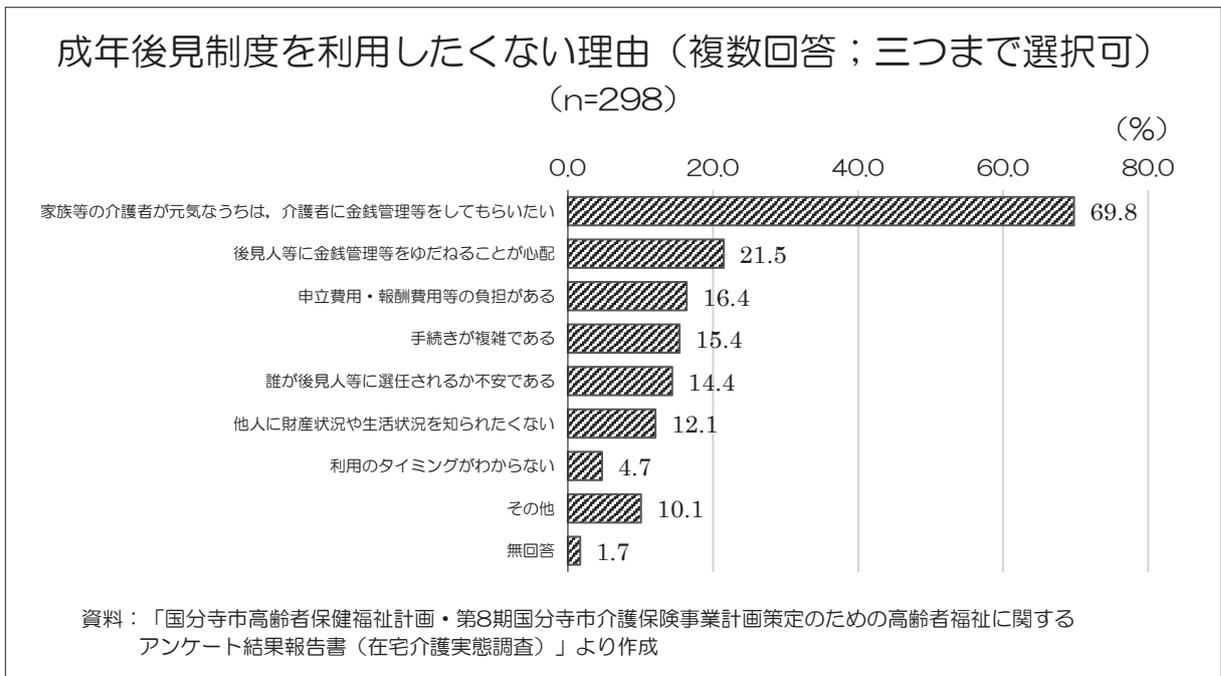
※集計は小数第2位を四捨五入して算出した。したがって、回答率を合計しても100.0%にならない場合がある（以下同じ）。



在宅の要介護者で、成年後見制度が「どのような制度か知っている」と回答した方に、今後判断能力に不安が生じた場合の成年後見制度の利用意向を聞いた結果は、「利用したい」が15.8%、「利用したくない」が81.4%となっています。

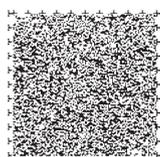
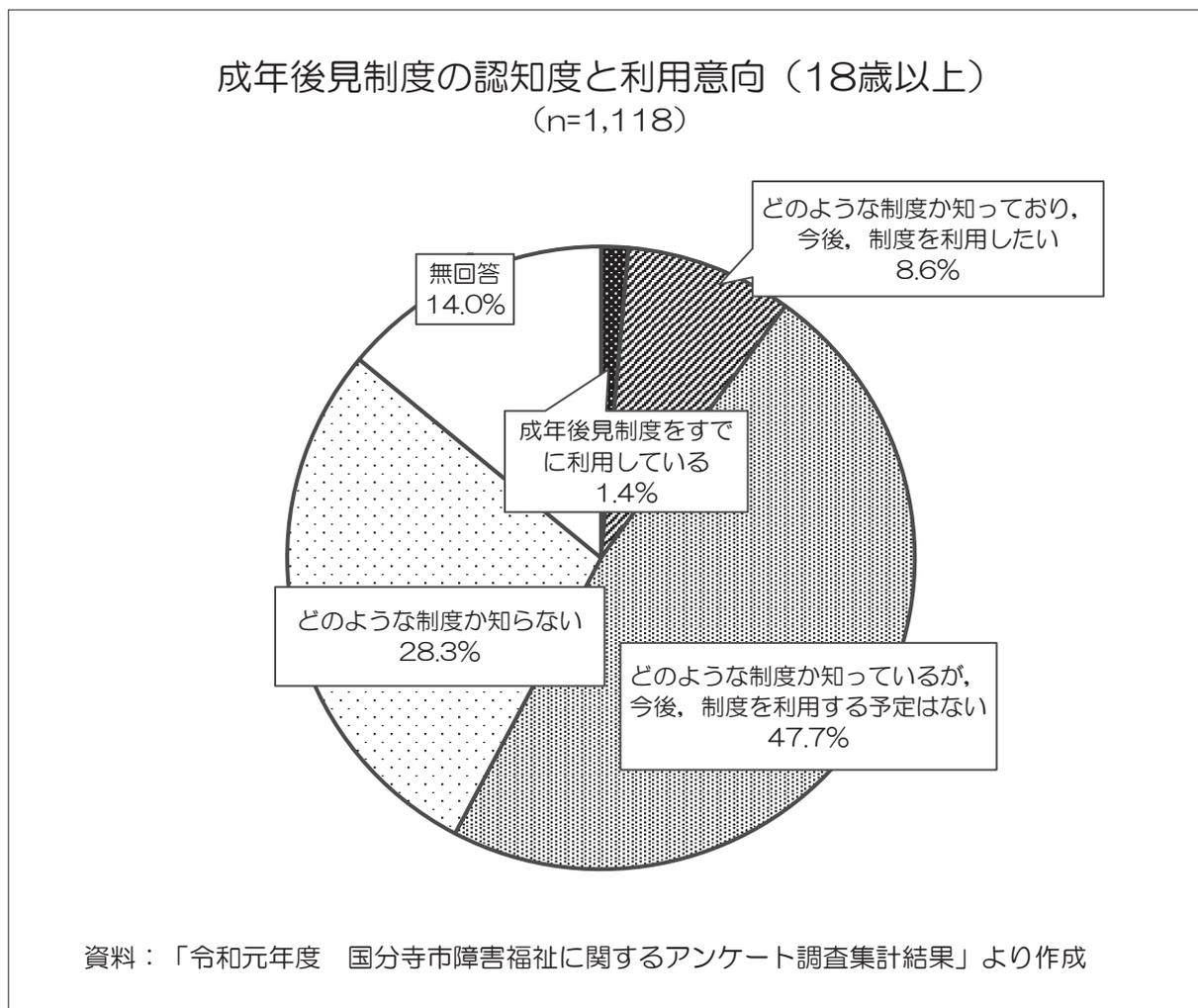


成年後見制度を利用したくないと回答した方の理由については、「家族等の介護者が元気なうちは、介護者に金銭管理等をしてもらいたい」が69.8%で最も多く、次いで「後見人等に金銭管理等をゆだねることが心配」(21.5%)、「申立費用・報酬費用等の負担がある」(16.4%)、「手続きが複雑である」(15.4%)等が続いています。

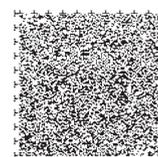
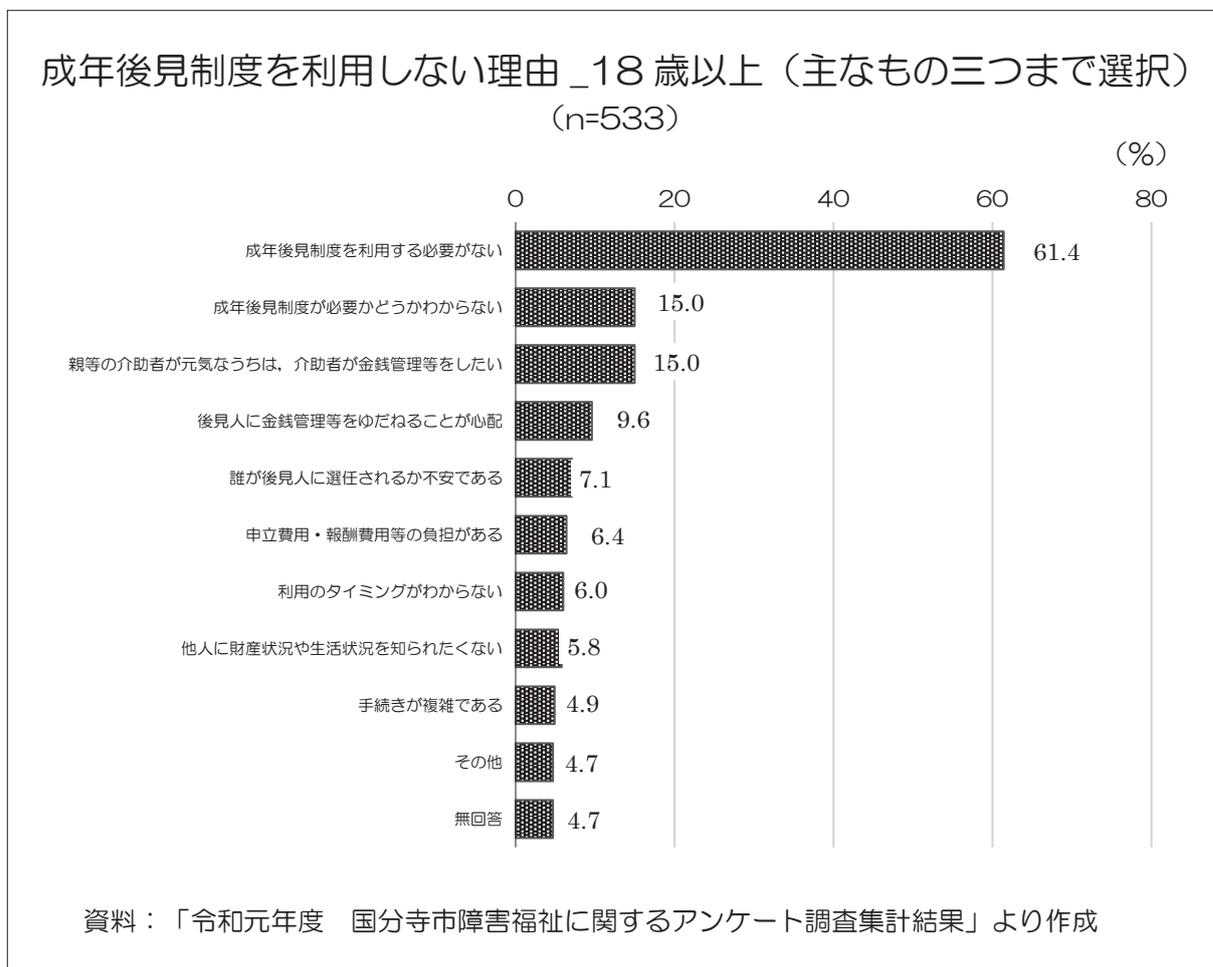


② 障害者における成年後見制度の認知度と利用意向

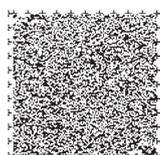
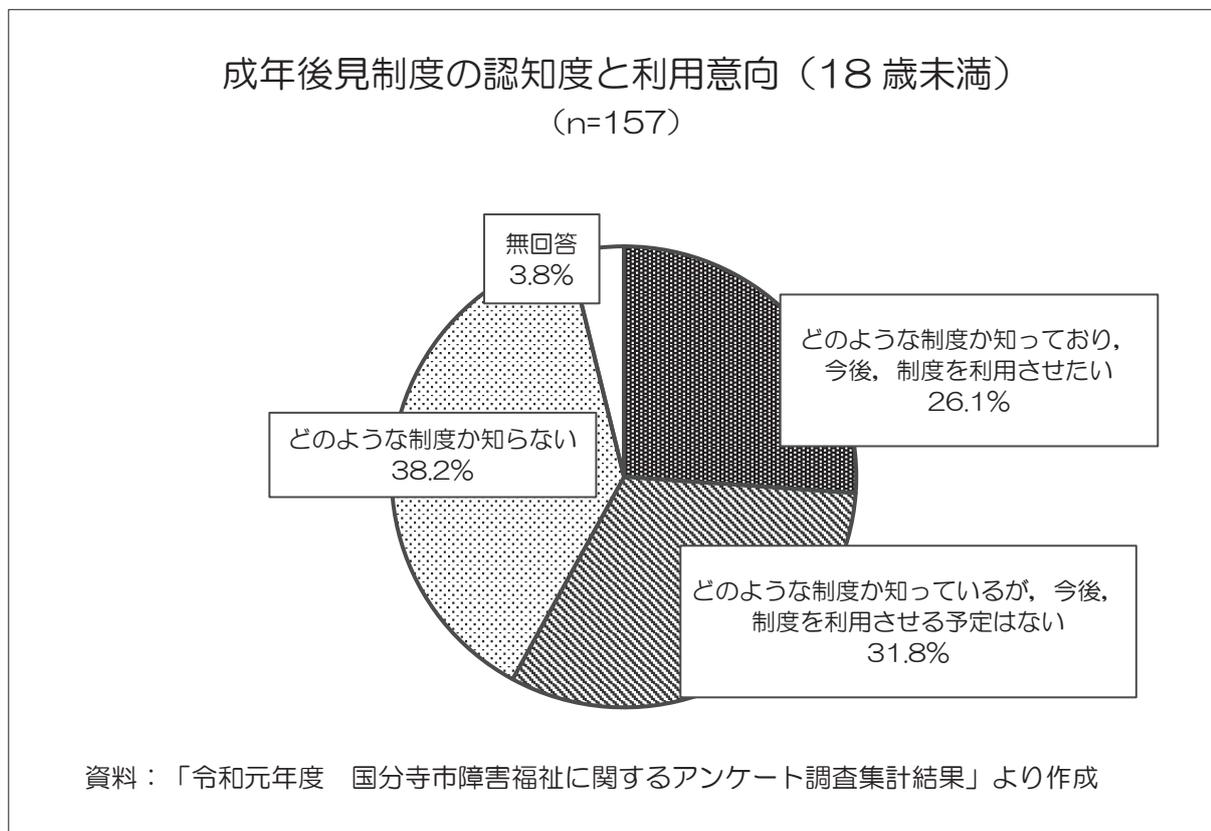
18歳以上の障害者本人に成年後見制度の認知度と利用意向について聞いたところ、「どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」が5割近く（47.7%）で最も多く、次いで「どのような制度か知らない」（28.3%）、「どのような制度か知っており、今後、制度を利用したい」（8.6%）、「成年後見制度をすでに利用している」（1.4%）が続いています。



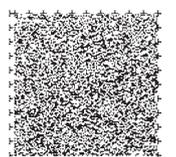
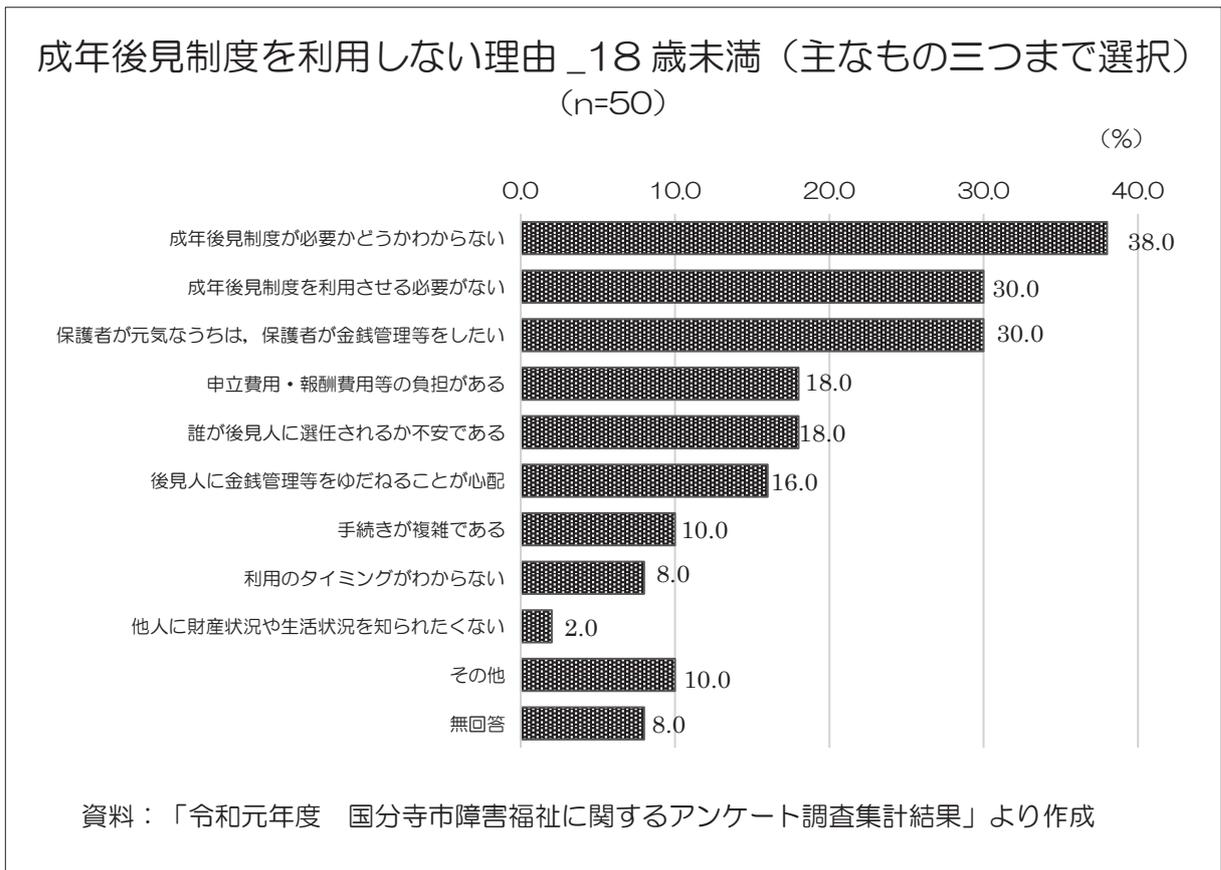
18歳以上の障害者本人で、成年後見制度が「どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」と答えた方に、利用しない理由について聞いたところ、「成年後見制度を利用する必要がない」(61.4%)が最も多く、次いで「成年後見制度が必要かどうかわからない」、「親等の介助者が元気なうちは、介助者が金銭管理等をしたい」(それぞれ15.0%)、「後見人に金銭管理等をゆだねることが心配」(9.6%)等が続いています。



18歳未満の障害児の保護者に成年後見制度の認知度と利用意向について聞いたところ、「どのような制度か知らない」が4割近く（38.2%）で最も多く、次いで「どのような制度か知っているが、今後、制度を利用させる予定はない」（31.8%）、「どのような制度か知っており、今後、制度を利用させたい」（26.1%）が続いています。



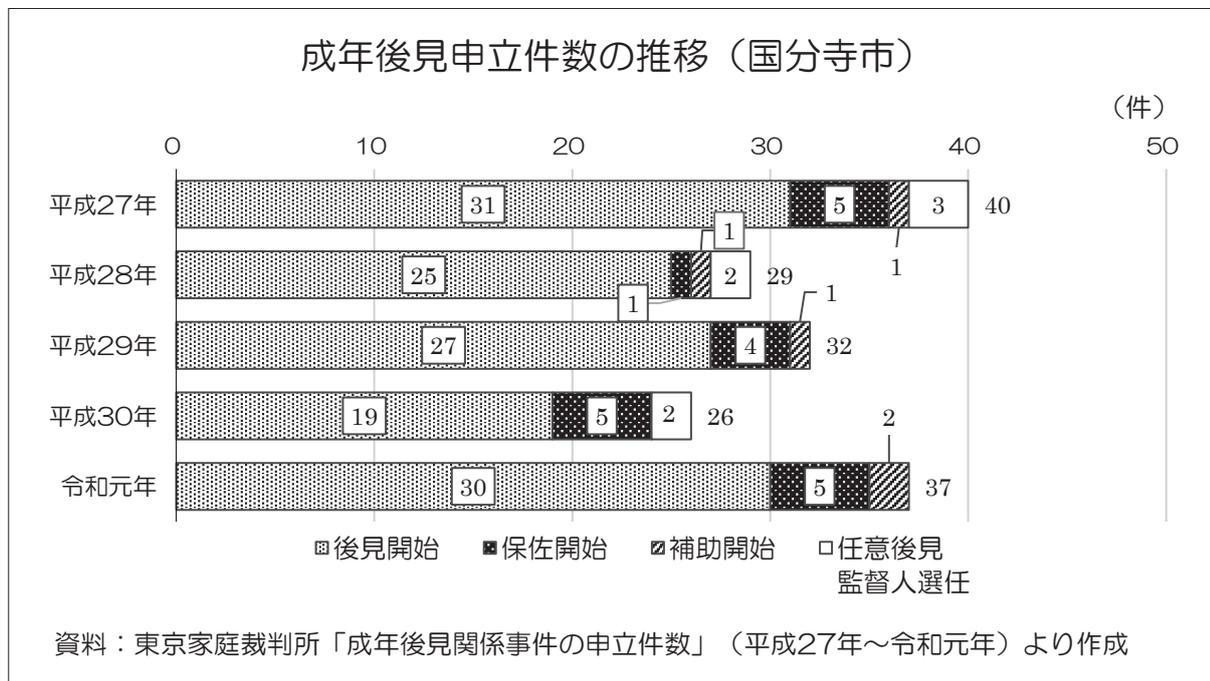
18歳未満の障害児の保護者で、成年後見制度が「どのような制度か知っているが、今後、制度を利用させる予定はない」と回答した方に、利用しない理由について聞いたところ、「成年後見制度が必要かどうかわからない」が4割近く（38.0%）で最も多く、次いで「成年後見制度を利用させる必要がない」、「保護者が元気なうちは、保護者が金銭管理等をしたい」（それぞれ30.0%）、「申立費用・報酬費用等の負担がある」、「誰が後見人に選任されるか不安である」（それぞれ18.0%）等が続いています。



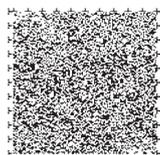
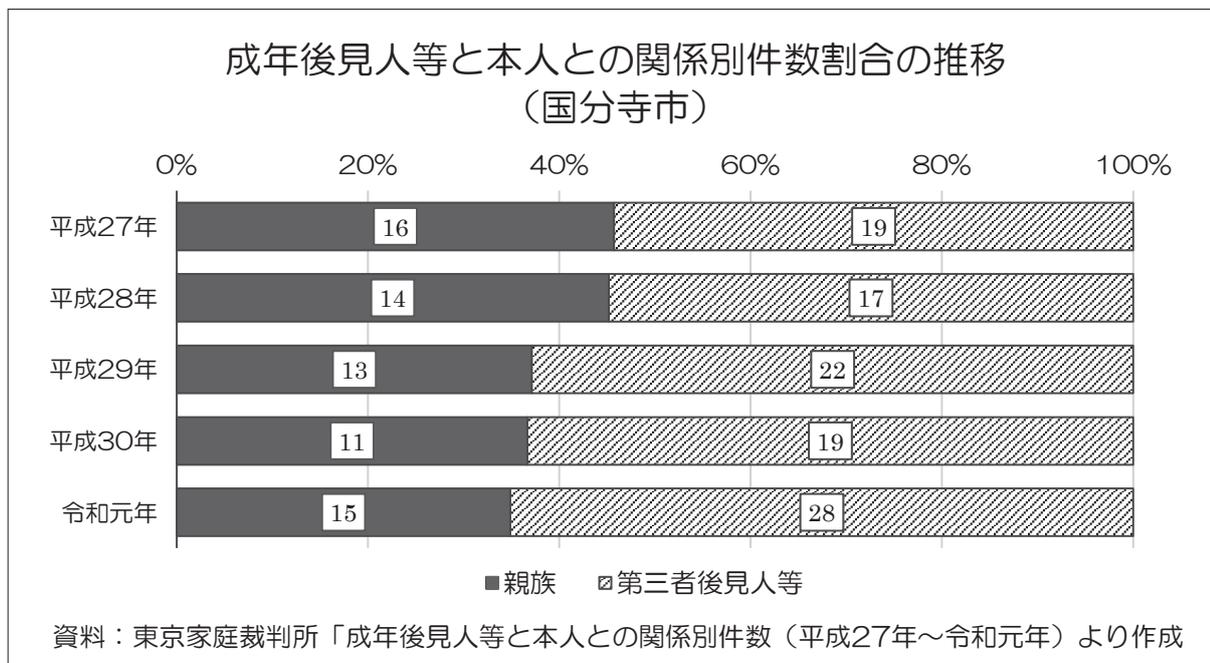
(3) 成年後見制度の利用状況

① 成年後見申立件数

国分寺市に住民票がある方の東京家庭裁判所立川支部に対する新規成年後見申立件数は、令和元年中 37 件あり、後見類型での申立てが 30 件で8割以上を占めています。

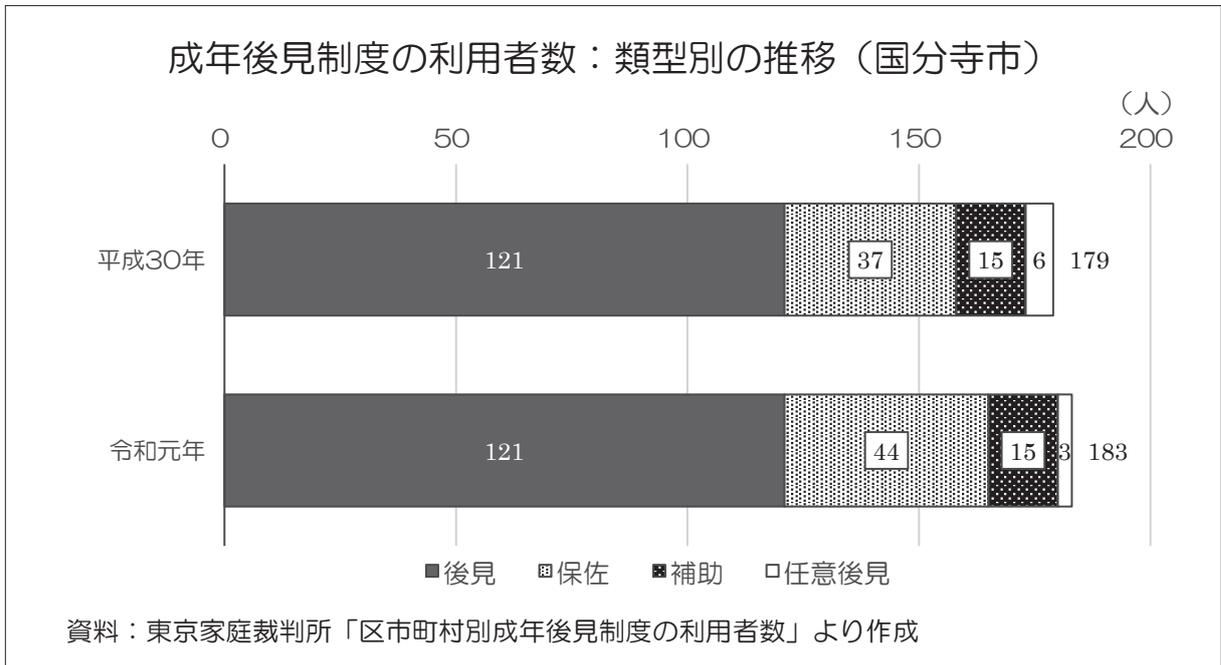


成年後見人等と本人との関係は、第三者の弁護士、司法書士、社会福祉士や市民後見人、その他法人が受任する割合が増加しています。



② 成年後見制度の利用者数

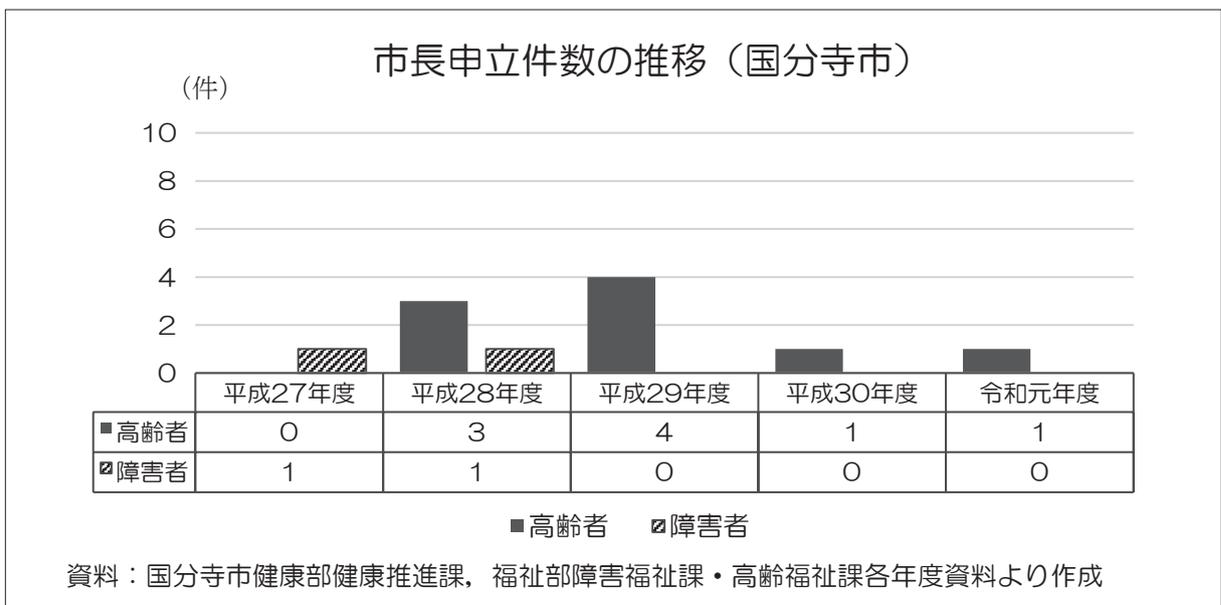
国分寺市に住民票がある方の成年後見制度の利用者数は、令和元年12月末日時点で183人であり、後見類型での利用が121件で6割以上を占めていますが、保佐類型での利用が増加しています。



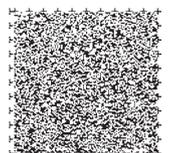
※東京家庭裁判所からの類型別利用者数の提供は、平成30年より実施。

③ 成年後見市長申立件数及び後見報酬助成件数・金額

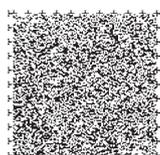
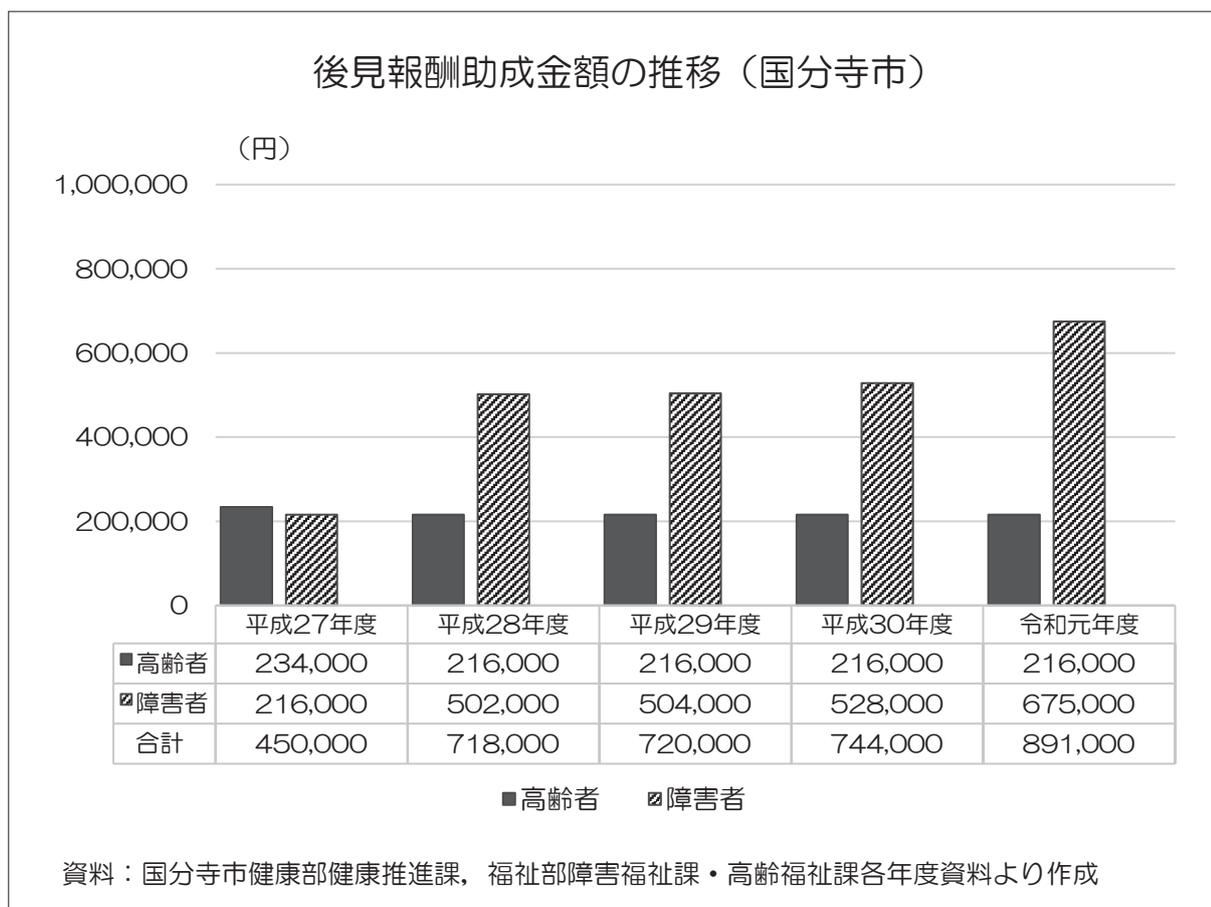
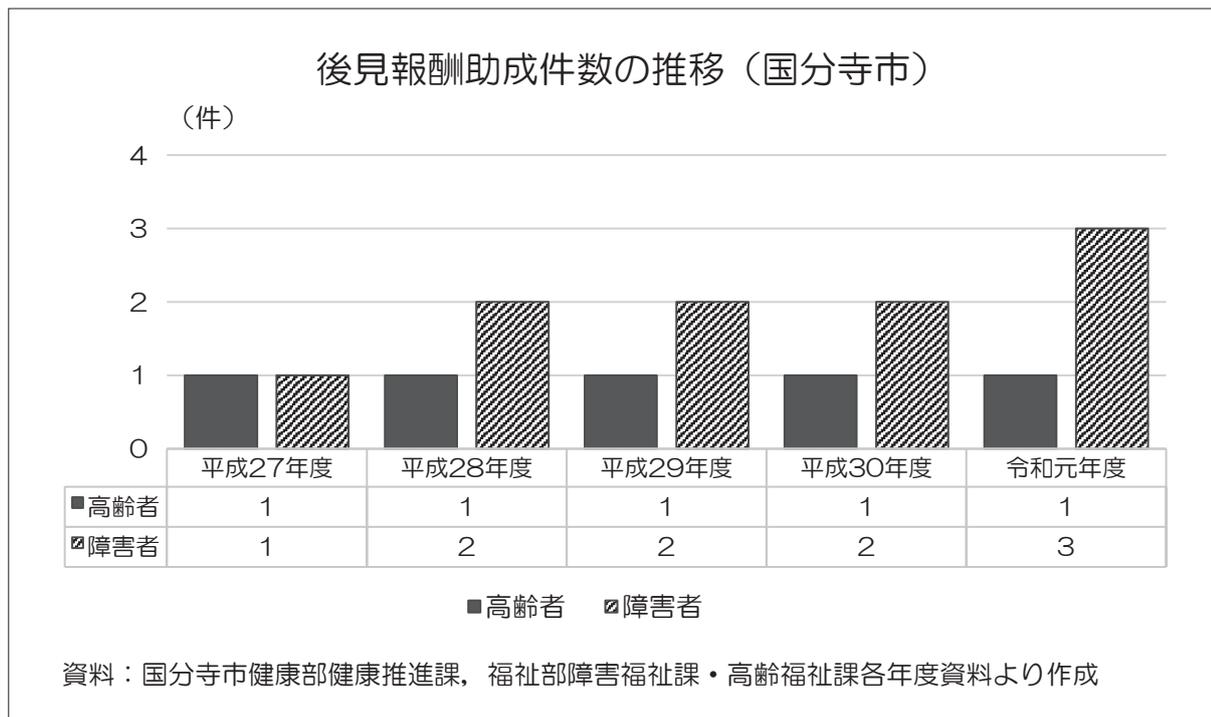
市長申立てによる成年後見申立件数は増減の波はあるものの、やや減少傾向にあると考えられます。



※障害者のうち、精神障害者の市長申立て及び後見報酬助成は、平成28年度に健康推進課から障害福祉課に事務移管。



成年後見報酬助成件数・金額は、全体ではやや増加傾向にあると考えられます。

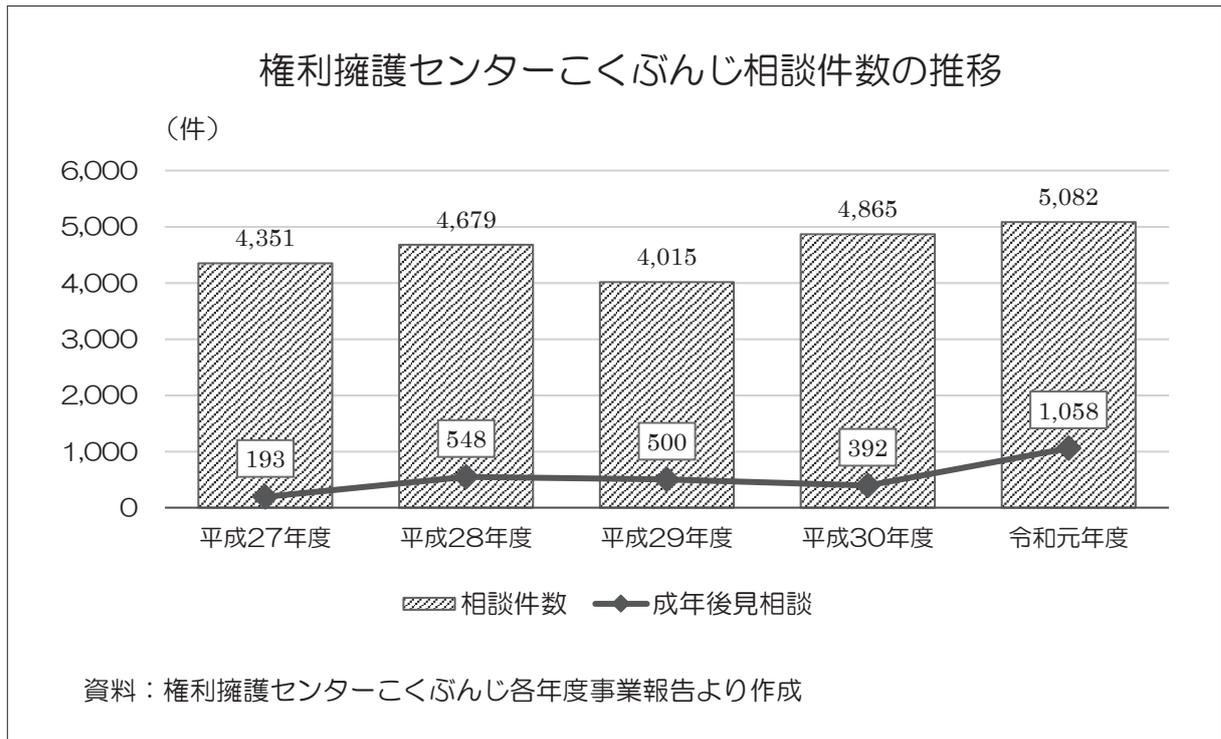


(4) 成年後見制度に関する相談

① 権利擁護センターに寄せられる相談件数

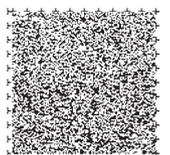
権利擁護センターでは、「認知症になっても障害があっても、誰もが安心して暮らし続けられる、支え合い助け合う地域」を目指し、権利擁護に関する総合相談窓口として、成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業、専門相談や苦情相談等に対応しています。

権利擁護センターに寄せられる相談件数は増加しており、成年後見制度に関する相談も増加傾向にあります。



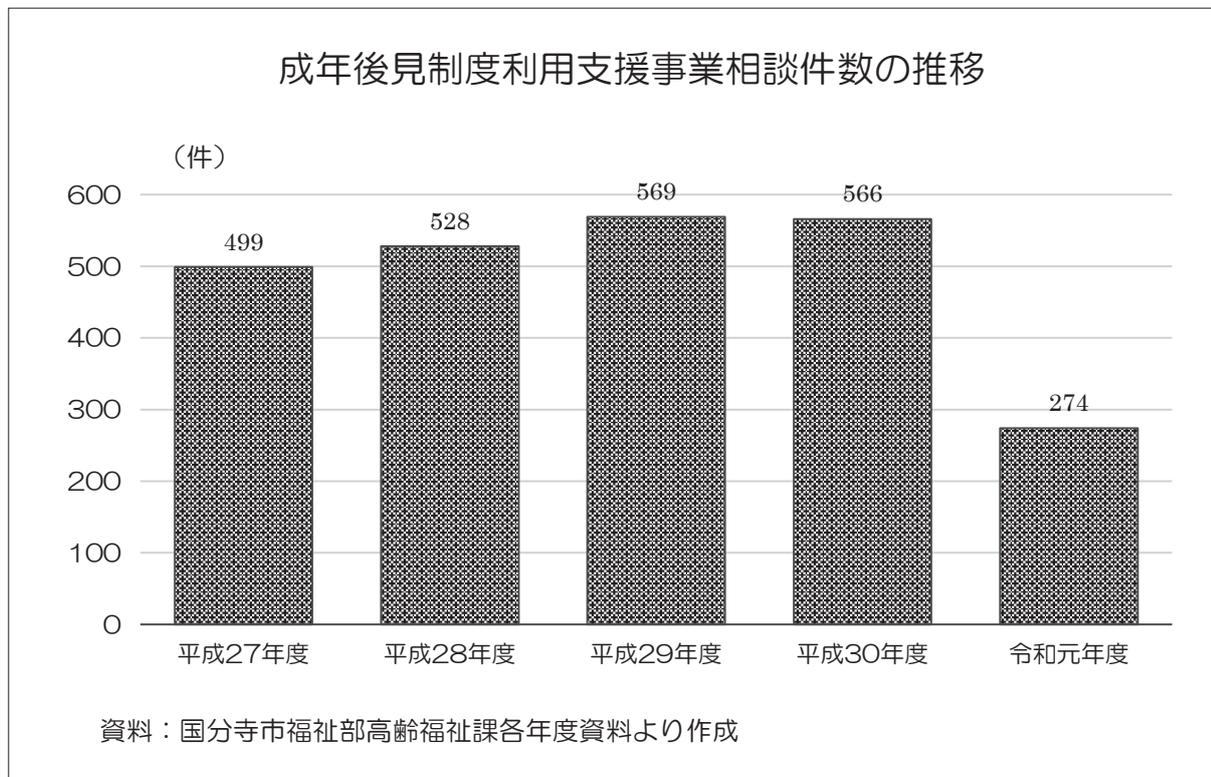
また、弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職や精神科医、民生委員・児童委員、NPO 法人、行政職員等で構成される運営委員会を設置し、権利擁護センターの事業や運営に対し専門的な知見から助言等を受けています。

さらに、個別の事案に関しては、運営委員会より専門職を招集し「困難事例検討会」を隔月で開催し、権利擁護に係る課題整理や方針決定、成年後見制度の候補者に関する助言等を得る機会を設けています。

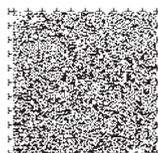


② 地域包括支援センターに寄せられる相談

地域包括支援センターでは、高齢者成年後見制度利用支援事業として、権利擁護センターと連携しながら、判断能力の低下により、自ら財産管理を行ったり、日常生活を営んだりすることが困難な方やその親族への制度利用支援を行っています。



また、国分寺市地域ケア会議の権利擁護部会では、権利擁護センター、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、弁護士、市役所経済課、障害福祉課、防災安全課、警察署が参加し、高齢者の権利擁護における課題について協議・検討しています。



③ 障害者基幹相談支援センター，相談支援事業所に寄せられる相談

障害者基幹相談支援センターは，障害や難病のある方やその家族が，暮らしに関わる心配ごとや福祉サービスのことなどを総合的に相談できる窓口です。また，精神科病院に長期入院している方や入所施設での生活が長い方が，安心して地域で暮らせるように関係機関と連携して支援を行うほか，成年後見制度の普及・啓発に取り組んでいます。

相談支援事業所は，障害のある方の生活全般にわたる相談を受け付けています。相談内容から本人のニーズを整理し，権利擁護における課題について，関係機関と協議・検討しています。

いずれも権利擁護センターと連携しながら，判断能力の低下により，自ら財産管理を行い，日常生活を営むことが困難な方やその親族への制度利用支援を行っています。

また，国分寺市障害者地域自立支援協議会では，多分野・多職種の地域の関係者が集まり，障害のある方の暮らしを支える地域づくりを進めるために，協議を行っています。

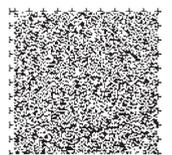
(5) 市民後見人の養成

平成17年度から平成25年度まで東京都が開催した社会貢献型後見人基礎研修に計14人を推薦し，修了しています。また，平成30年度より独自の取組として，隔年で市民後見人の養成講座を行っています。

養成講座を修了した方は，毎年度市民後見人としての登録の希望の有無及び当該年度中に事案が発生した際の受任意向の有無について，意向確認を行います。登録希望者は「後見活動メンバー」として登録され，更に年度内に受任可能な方は「受任可能メンバー」として二段階の登録システムをとっています。「後見活動メンバー」には，年1回の懇談会や年4回程度のフォローアップ講座等への参加を原則必須とし，その他，権利擁護関係機関連絡会や成年後見制度講演会の情報提供や積極的な参加の促し，日常生活自立支援事業の生活支援員として登録・活動することにより対人援助の技術を習得することを推奨しています。

平成17年度から平成25年度までの修了者14人，平成30年度国分寺市市民後見人養成講座修了者19人，計33人が修了していますが，令和元年度の「後見活動メンバー」は24人，そのうち「受任可能メンバー」は13人です。また，生活支援員に登録している方は「後見活動メンバー」のうち8人（受任可能メンバーと重複あり）となっています。

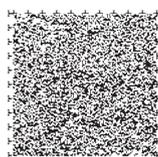
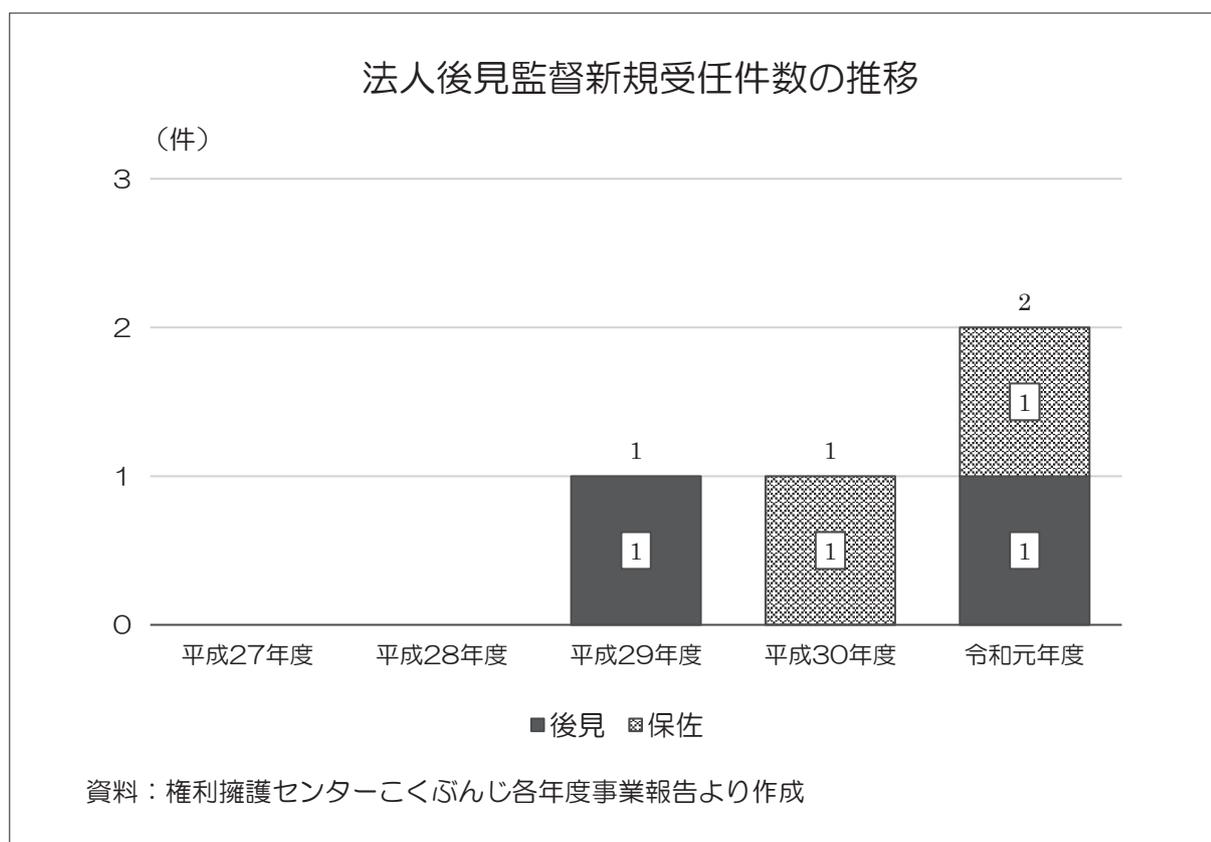
成年後見制度の利用が必要で第三者後見人を希望する案件のうち，本人や申立人から候補者の職種等に関する希望がない場合には，「困難事例検討会」において後見業務に予測される課題等を整理し，適する職種等の助言を受けます。市民後見人の受任が適当と判断された場合は「候補者推薦会議」に移行し，「受任可能メンバー」の中から候補者を推薦します。



(6) 法人後見監督の実施

社会福祉協議会では、市民後見人が成年後見人等を受任する際、法人後見監督人を受任しています。法人後見監督人の有無や誰を法人後見監督人に選任するかは家庭裁判所の判断によりますが、国分寺市では平成22年度より、市民後見人が選任された累計9件すべてにおいて法人後見監督人を受任しています。

法人後見監督人は市民後見人に対する支援として適宜相談・助言を行うほか、夜間や休日にも連絡が取れるような体制を確保しています。また、指導・監督として市民後見人に対し3か月ごとに後見業務事務報告や財産目録、小口現金の出納帳等の提出を求め、必要に応じて権利擁護センターこくぶんじ運営委員会委員である弁護士等専門職による確認も行っています。さらに、監督業務の経過は運営委員会で毎回報告し、二重三重のチェック体制を構築しています。



7 現状から見た課題

全国的な傾向や国分寺市の現状等を踏まえ、以下の課題が考えられます。

(1) 成年後見制度の周知啓発

認知症高齢者の増加や、障害者の地域生活移行等、対象者が増加傾向であるのに対し、利用状況や各種基礎調査の結果からも、市民にとって身近な制度ではなく、十分に利用が進んでいない面があると考えられます。制度の周知啓発を進め、意義を広く浸透させる必要性が増しています。

「国分寺市高齢者保健福祉計画・第8期国分寺市介護保険事業計画策定のための高齢者福祉に関するアンケート」によれば、要介護状態にない高齢者の約6割、在宅の要介護者の約5割が「どのような制度か知っている」と答えています。一方で、「どのような制度か知っている」と回答した方に、今後判断能力に不安が生じた場合の成年後見制度の利用意向を聞いた結果は、要介護状態にない高齢者、在宅の要介護者共に「利用したくない」が約8割を占めています。

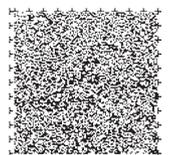
さらに、要介護状態にない高齢者で「利用したくない」と回答した方の理由は、「家族等の介護者が元気なうちは、介護者に金銭管理等をしてもらいたい」が6割を超えて最も多く、次いで「後見人等に金銭管理等をゆだねることが心配」、「誰が後見人等に選任されるか不安である」等が続いています。在宅の要介護者でも、「家族等の介護者が元気なうちは、介護者に金銭管理等をしてもらいたい」が約7割と最も多く、次いで「後見人等に金銭管理等をゆだねることが心配」、「申立費用・報酬費用等の負担がある」等が続いています。

また、「国分寺市障害福祉に関するアンケート調査集計結果」によれば、「どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」が障害者本人では5割近く、障害児の保護者では約3割を占めています。一方で、障害児の保護者では、「どのような制度か知っており、今後、制度を利用させたい」も約3割と比較的多くなっています。

障害者本人で、「どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない」と答えた方に、理由を聞いたところ、「成年後見制度を利用する必要がない」が約6割で最も多く、次いで「成年後見制度が必要かどうかわからない」、「親等の介助者が元気なうちは、介助者が金銭管理等をしたい」、「後見人に金銭管理等をゆだねることが心配」等が続いています。また、障害児の保護者では、「成年後見制度が必要かどうかわからない」が約4割で最も多く、次いで「成年後見制度を利用させる必要がない」、「保護者が元気なうちは、保護者が金銭管理等をしたい」、「申立費用・報酬費用等の負担がある」、「誰が後見人に選任されるか不安である」等が続いています。

成年後見制度の利用を促進するためには、第三者後見人への不安を払拭し、財産管理だけではなく身上保護のメリットを丁寧に伝えるとともに、法定後見制度の後見類型だけでなく、保佐・補助類型を含めた早期利用もできる、より身近な制度となるように、広く周知することが必要と考えられます。

また、「できれば家族等を頼りにしたい」という思いを実現するために、親族後見や任意後見など様々な選択肢を示していくことも必要と考えられます。



権利擁護センターでは、市民向け講演会、個別相談会、出前講座など様々な方法で成年後見制度の普及啓発活動に取り組み、多くの参加が得られ、個別の相談につながっています。

一方で、病院では、退院後の生活の場を検討する際に後見人を求められるケースが増えているという課題があります。また、介護施設等の職員が権利擁護に悩みを抱えた際、相談窓口があることを知っていることが大切だと考えられます。そのため、今後は、より幅広い関係機関等を周知先に加えることも必要と考えられます。

市役所、地域包括支援センター、相談支援事業所等の相談窓口の職員が制度を理解し、対象者に正しく伝えることが非常に重要なため、福祉関係機関だけでなく市の職員向けにも研修ができるよう、市と権利擁護センターが協働して取り組むことも必要と考えられます。

(2) 成年後見制度の利用につながる相談・対応体制の整備

権利擁護センターに寄せられる成年後見制度に関する相談は、増加傾向にあります。

一方で、ニーズはあるが成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用に至らない、あるいはリスク対策が不十分なまま過ごす時期が長期化するケースもあると考えられます。自らSOSを発することのできない方や、情報にアクセスできない方が、適切な相談窓口や制度の利用につながるために、支援者から権利擁護センターにつながる体制の構築が必要と考えられます。

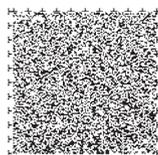
煩雑な手続や相談先が分からないということは、制度を利用する上で大きなハードルの一つと考えられます。支援者側が、ニーズを把握した上で、本人や家族に分かりやすい言葉で正確に制度の紹介や説明をし必要な支援につながるよう、各機関の相談支援機能を強化するとともに連携協働スキルを構築することが必要と考えられます。

また、経済的な理由等によって制度利用につながらないことがないように報酬助成などの公的な支援を行うことも重要であると考えられます。

(3) 意思決定支援・身上保護の重視

成年後見制度の利用が進まない要因として、財産管理以外のメリットを感じられない点、本人の権利が制限されてしまうことへの懸念や不安が考えられます。本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取って権利を擁護していく意思決定支援や身上保護を重視する必要があります。

そのためには、日頃から本人を見守る支援者が、本人の能力を信じ最大限活用しながら、チームによる意思決定支援を行い、権利擁護センターがそのサポートをすることが考えられます。さらに、親族後見人や地域の身近な支援者である市民後見人、専門職を含めたすべての後見人が、チームの一員として、財産管理にとどまらず本人の意思を尊重し、本人の希望の実現に向けて努力し、適切に活動することができるよう支援する必要があります。



(4) 人材確保・育成

成年後見制度の利用を必要とする方が増加する中で、権利擁護支援の担い手の確保が求められています。市民後見人を養成・育成する取組のほか、新たな法人後見人の育成や、法人後見実施団体への支援の必要性が増しています。

権利擁護センターでは、利用者の選択の幅を広げるため、市民後見人の養成と支援に加え、法人後見を実施する機関との連携にも取り組んでいます。

一方、市民後見人の受任案件は現在2件であり、これまで累計9件の実績がありますが、受任以外の活躍の場が不足しているという課題があります。市民後見人の受任に適する案件の有無によるところもありますが、必ずしも専門職後見人でなくても、社会福祉協議会が法人後見監督人となるなど支援することで市民後見人が受任できる案件はより増えると考えられ、専門職後見人との複数後見や、法人後見の支援など様々な方法を検討する必要があります。

また、成年後見制度の広報活動においても、市民後見人や法人後見実施団体との連携が必要と考えられます。

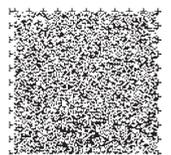
(5) 支援が必要な方の早期発見・早期支援

権利擁護センターでは、日常生活自立支援事業からの適切な移行を含め、個々のケースへの適切な対応を図るため、困難事例検討会において専門職の知見を有効に活かしながら、関係制度からのスムーズな移行に努めています。

成年後見制度の利用や権利擁護支援を必要とする方は、判断能力が不十分な状態にあるなど自らSOSを発することは困難な場合が少なくありません。そのため、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターなどの関係機関をはじめ、自治会・町内会、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を強化しながら、消費者被害に遭った方、財産管理が困難な方、必要な介護・福祉サービスを利用できない方などの支援が必要な方を早期に発見し、支援につなげる仕組みづくりが必要となります。

成年後見開始の市長申立ては、早期発見に至らなかった方、孤立して身寄りのない方、セルフ・ネグレクト（自己放任）、虐待などの課題がある方を成年後見制度の利用につなぐものです。本人保護のためのセーフティネットであることを踏まえ、市長申立てに至る前の段階から早期に発見し、関係機関と連携しながら、速やかに支援につなげる必要性が増しています。

また、資力がなく報酬が見込めないため後見人候補者の確保が困難なケース、頻回に身上保護が必要なケース、日常生活自立支援事業で関わりのあるケースなどについて、セーフティネットの一つとして、社会福祉協議会による法人後見活動の検討の必要性が増しています。



(6) 不正防止と後見人支援

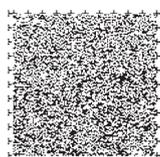
成年後見人等の不正は、専門職以外の親族後見人によるものが8割以上という現状があります。これは、親族後見人全体の中では1%未満とごく少数であり、故意や悪意ではなく、知識不足や相談者がいないことから発生してしまう場合も少なくないと考えられます。親族後見人のスキルアップなど継続的支援の必要性が増しています。

権利擁護センターでは、専門相談利用者に対し、相談後の支援の希望等について連絡を希望するかどうかのアンケートを実施し、希望者には適宜電話等で連絡し、状況把握に努めています。

一方で、親族後見人の支援については、市内に本人又は親族後見人が居住している案件がどれだけあるのかを把握することができず、アクセスすることが難しい現状もあります。

また、親族が後見人としてふさわしいと判断され、本人も希望する場合の、アプローチ及び選任後のフォローにつなげる取組が現状では難しいという課題もあります。

今後は、困難事例検討会の機能を更に強化し、家庭裁判所と情報や方針を共有することにより、選任前から選任後までの一貫した支援体制を目指す必要があります。



8 取組方針

(1) 基本目標

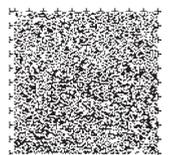
だれもお互いに支え合いながら、尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくり

だれもが成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えるとともに、自分らしく暮らし続けていくための制度として、必要な方が必要なときに成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

地域連携ネットワークの役割として、地域で権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるとともに、早期の段階からの相談・対応体制を整備します。また、財産管理にとどまらず、本人の意思決定支援・身上保護を重視し、本人らしい生活につながる支援を目指します。

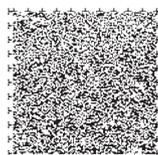
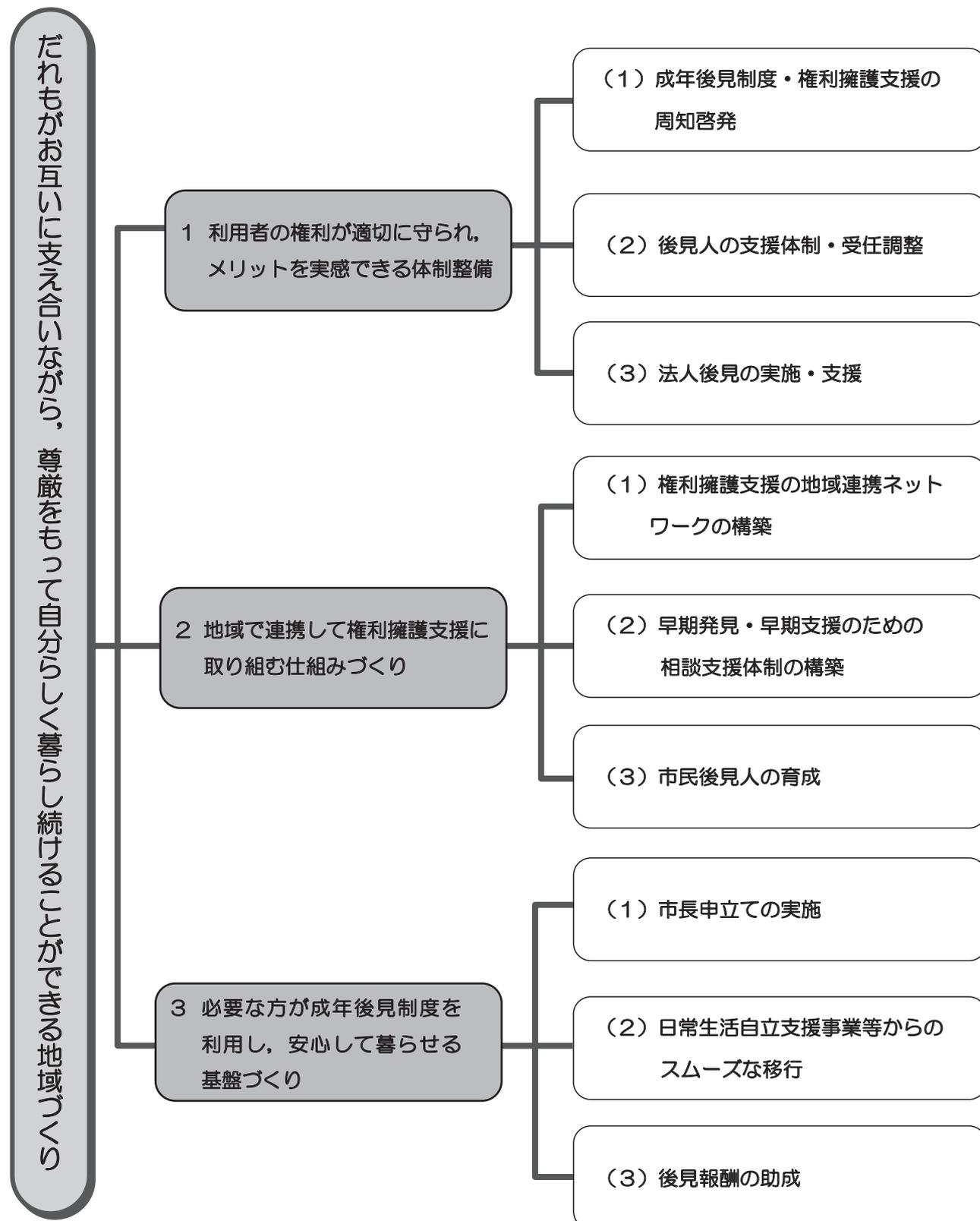
そのために、地域の既存のネットワークを再認識し、地域住民をはじめ、福祉関係者や法律関係者など多くの専門職との有機的な連携の輪を広げていきます。

地域住民・団体・関係機関・市などが、権利擁護支援の重要性を理解して積極的に活動し、それぞれの役割を果たし、補い合いながら、地域で一丸となって権利擁護支援に取り組みます。



(2) 施策の体系

本計画は、国基本計画を勘案して、基本目標の実現に向けて、三つの「施策の柱」に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する市の施策で構成します。



9 施策の展開

施策の柱1 利用者の権利が適切に守られ、メリットを実感できる体制整備

(1) 成年後見制度・権利擁護支援の周知啓発

今後、認知症高齢者や単身世帯の高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられますが、国分寺市でも認知症高齢者数が平成31年4月末日の時点で4,089人、知的障害、精神障害のある方が平成31年3月末日の時点で1,976人であるのに対し、成年後見制度の利用者数は令和元年12月末日時点で183人と、必要な方に制度が利用されていない可能性があります。

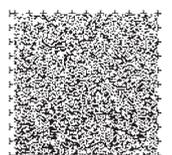
認知症等により判断能力が低下すると、金銭管理や必要なサービス等の契約が困難になるばかりか、消費者被害、詐欺のターゲットになるおそれもありますが、一般的には、社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていないと考えられます。

利用者が制度を利用するメリットを実感できるよう、財産管理だけではなく意思決定支援、身上保護のメリットに加え、必要経費などの留意点も含めて、丁寧に分かりやすく伝えることが大切と考えられます。

市民が成年後見制度の理解を深めて納得の上で制度を利用しやすくなるとともに、地域住民相互のゆるやかな見守りや、支援が必要な方の把握など、支え合える地域づくりにつながるよう、高齢者、障害者やその家族に限らず、幅広い世代を対象とした成年後見制度等の周知啓発を行います。

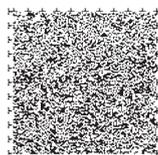
権利擁護センターは、センターに来所した相談者や関係機関等へパンフレットを配布するとともに、成年後見制度に関する講演会、個別相談会等を開催し、幅広い専門職団体等と連携しながら、制度の周知啓発に取り組みます。

また、市の職員をはじめ、地域包括支援センター、相談支援事業所、介護保険事業所等の関係者に対して、成年後見制度の概要や法人後見についての研修等を実施し、正しい理解を促すとともに、権利擁護支援を必要とする方の把握に努め、適切な連携体制を構築します。



基本目標	だれもお互いに支え合いながら，尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくり		担当課	地域共生推進課
施策の柱	利用者の権利が適切に守られ，メリットを実感できる体制整備			
事業名（主な取組）	成年後見制度・権利擁護支援の周知啓発	関連する課	各課	
事業概要（取組内容）	市民，支援者，専門職等へ権利擁護支援の必要性や成年後見制度の理解促進を目的とした周知啓発を行う。			
目指すべき方向性	成年後見制度が，親しみやすい身近な制度として理解され，必要な方が必要なときに適切な制度や本人に寄り添った支援を安心して利用できている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●個別相談会の開催 1回	●個別相談会の開催 1回	●個別相談会の開催 1回 ★支援者・専門職向け研修会の開催 1回 ★市の職員向け研修会の開催 1回	●個別相談会の開催 2回 ★支援者・専門職向け研修会の開催 1回 ★市の職員向け研修会の開催 1回	●個別相談会の開催 2回 ★支援者・専門職向け研修会の開催 1回 ★市の職員向け研修会の開催 1回
●成年後見制度講演会の開催 2回				
●ミニ学習会の開催 2回				
●権利擁護関係機関連絡会の開催 2回				

※★は，新規取組（以下同じ。）。



(2) 後見人の支援体制・受任調整

本人にとって身近な親族や地域住民によって寄り添った支援が行われるよう、親族後見人の活動支援に取り組みます。

市民後見人及び親族後見人に対する適切な助言や指導を行うため、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職による定期的な相談会を開催します。

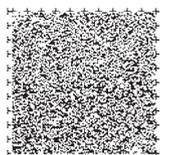
また、受任調整及び後見人支援のための困難事例検討会を開催するとともに、ケースの定期的なモニタリングを行います。

後見人等が知識不足などから誤った制度運用を行わないよう、不正防止に向けた取組を進めます。

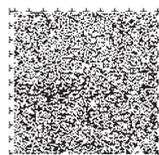
権利擁護センターがコーディネートを担う、後述する協議会を中心に、後見人の選任前の相談の時点から丁寧に関わり、支援関係者や専門職の力も借りながら、適切な後見事務の在り方や目指すべき方向性等を共に考え、それを家庭裁判所とも共有することにより、選任後の支援も効果的に実施できるような体制を構築していきます。

適切な後見人の受任調整と受任後の支援体制の構築により、支援者が孤立することなく、本人も家族も安心できる体制をつくります。

また、後見人等の負担の軽減のため、本人に送付される郵便物を後見人宛に送付するよう変更する等の行政手続に対する後見人の届出事務の簡素化を検討します。



基本目標	だれもお互いに支え合いながら，尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくり		担当課	地域共生推進課
施策の柱	利用者の権利が適切に守られ，メリットを実感できる体制整備			
事業名（主な取組）	後見人の支援体制・受任調整		関連する課	障害福祉課 高齢福祉課
事業概要（取組内容）	制度の利用に当たっては，本人の希望と状況に応じた受任調整を行うとともに，後見人選任後は，意思決定支援，身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう継続的な支援を行う。			
目指すべき方向性	市民後見人・親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制が整備され，後見人等が安心して適切に活動できることにより，不正防止効果にもつながり，本人も家族も安心して制度を利用できている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<p>●受任調整のための困難事例検討会の開催 3回</p> <p>●親族後見人情報交換会を，近隣市社会福祉協議会との共催により企画したが，新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。</p>	<p>●受任調整及び後見人支援のための困難事例検討会の開催 6回</p> <p>★親族後見人支援として，ケースの定期的なモニタリングの実施 2件</p> <p>★親族後見人情報交換会の開催 1回</p>	<p>●受任調整及び後見人支援のための困難事例検討会の開催 12回</p> <p>★親族後見人支援として，ケースの定期的なモニタリングの実施 3件</p> <p>★親族後見人情報交換会の開催 1回</p>	<p>●受任調整及び後見人支援のための困難事例検討会の開催 12回</p> <p>★親族後見人支援として，ケースの定期的なモニタリングの実施 4件</p> <p>★親族後見人情報交換会の開催 2回</p>	<p>●受任調整及び後見人支援のための困難事例検討会の開催 12回</p> <p>★親族後見人支援として，ケースの定期的なモニタリングの実施 5件</p> <p>★親族後見人情報交換会の開催 2回</p>



(3) 法人後見の実施・支援

成年後見制度の利用が必要な方が今後増加することが見込まれ、利用する方にとって、切れ目のない長期にわたる支援が求められています。

法人後見は、専門職や市民を含む組織で関わることにより、法人の永続性、緊急時の対応、法人内での助言・監督、複数担当による不正のけん制などが可能となります。

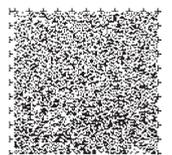
国分寺市においては、平成30年に設立された市内のNPO法人の1団体が実施し、成年後見についての相談だけでなく、生活相談や親なき後についての相談も受けとめ、信頼関係を構築した上で、身上保護を重視した法人後見活動を行っています。出張カフェのほか、出前セミナーなどの普及啓発、申立手続支援、後見業務担当者養成講座の開催等、その活動は多岐にわたります。また、成年後見制度講演会を共催で実施するなど、権利擁護センターとの連携も推進しています。

一方で、法人後見実施団体は、基本的には本人からの報酬により運営費を賄うため、報酬の見込めないケースも少なくない中、安定的な経営基盤に課題があります。

資力がなく報酬が見込めないため後見人候補者の確保が困難なケース、頻回に身上保護が必要なケース、日常生活自立支援事業で関わりのあるケースなど事案の適格性を判断の上、社会福祉協議会による法人後見活動を実施していきます。

今後も、成年後見等を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、連携を推進していきます。

基本目標	だれもお互いに支え合いながら、尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくり		担当課	地域共生推進課
施策の柱	利用者の権利が適切に守られ、メリットを実感できる体制整備			
事業名（主な取組）	法人後見の実施・支援	関連する課	障害福祉課 高齢福祉課	
事業概要（取組内容）	社会福祉協議会による法人後見を実施する。法人後見実施団体との連携を強化するとともに、活動を支援する。			
目指すべき方向性	成年後見等を適正に行うことができる法人が確保できる体制が整備され、必要な方が必要なときに成年後見制度を利用できている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	★社会福祉協議会による法人後見実施の準備 ★法人後見実施団体との情報交換の場の設置	★社会福祉協議会による法人後見の実施 ★法人後見実施団体との情報交換の場の設置	★社会福祉協議会による法人後見の実施 ★法人後見実施団体との情報交換の場の設置	★社会福祉協議会による法人後見の実施 ★法人後見実施団体との情報交換の場の設置



施策の柱2 地域で連携して権利擁護支援に取り組む仕組みづくり

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」とは、全国どの地域においても、必要な方が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とします。

① チーム

「チーム」とは、本人も後見人も孤立させないよう、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。メンバーは、家族・親族、介護支援専門員、相談支援専門員、サービス事業者、医療機関、民生委員、近隣住民等、必要に応じて構成されます。

後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な方を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たします。

後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人がチームに加わり、地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

国基本計画では、必要に応じ、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされています。

② 協議会

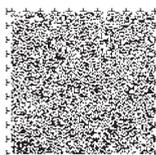
「協議会」は、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し専門的見地から助言等のサポートを行います。法律・福祉の専門職団体や各関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体であり、後述する「中核機関」が事務局機能を担います。

国基本計画では、チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制の整備や、困難ケースに対処するためのケース会議等を適切に開催する体制の整備、多職種間での更なる連携強化など、地域課題の検討・調整・解決の役割が期待されています。

国分寺市では、今後、従来の権利擁護センターこくぶんじ運営委員会を活用し、事例に応じて地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、法人後見実施団体、金融機関等をメンバーに加え、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための「協議会」を開催していきます。

国分寺市地域ケア会議の権利擁護部会、国分寺市障害者地域自立支援協議会等の既存の権利擁護関連の会議等と一層の連携を図りながら、必要なケースの共有がより早期に図られ、切れ目のない支援が行われる体制を構築していきます。

また、成年後見制度を含む地域の権利擁護支援に関することについて、家庭裁判所との情報交換・調整を行い、後見人の交代等が必要なケース等に迅速、柔軟



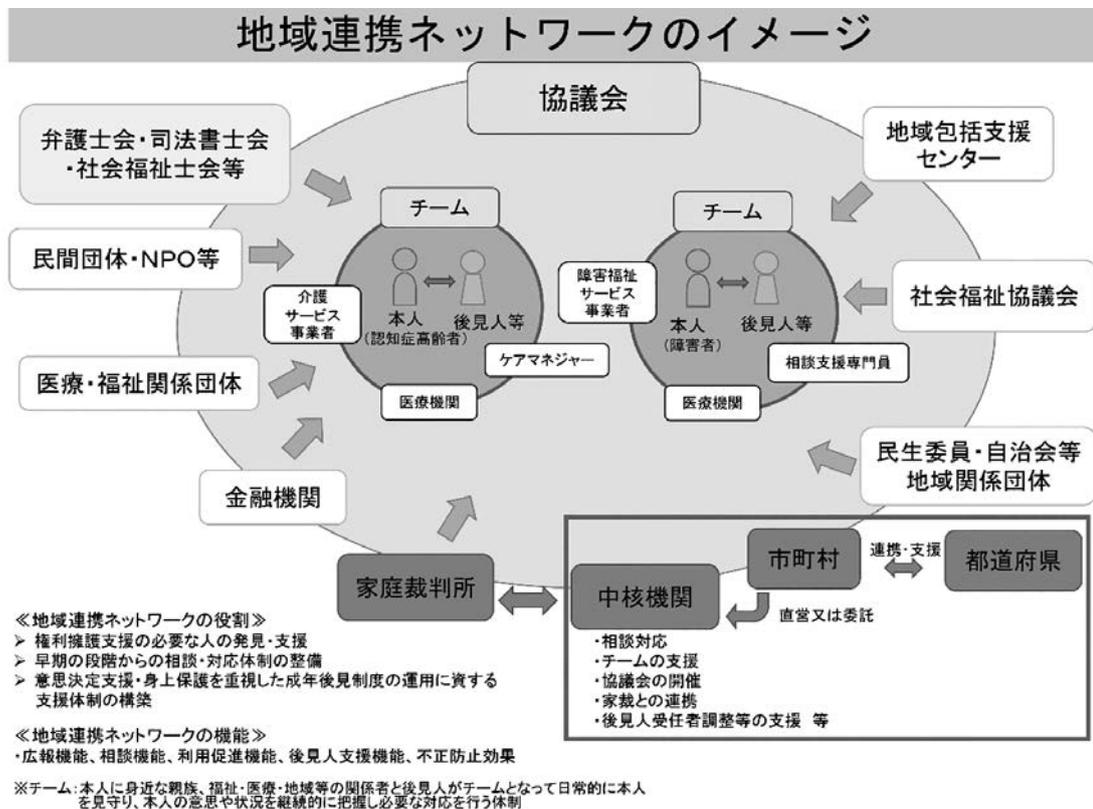
に対応できるよう、連携の強化を図っていきます。

③ 中核機関

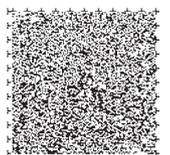
「中核機関」とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担当する機関です。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

国分寺市では、現在推進機関である「権利擁護センターこくぶんじ」を、今後中核機関と位置付け、中核機関に求められる「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」という四つの機能を段階的・計画的に強化していきます。

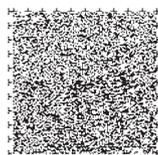
地域連携ネットワークには「権利擁護支援の必要な方の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という三つの役割があり、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築していきます。



出典：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援室



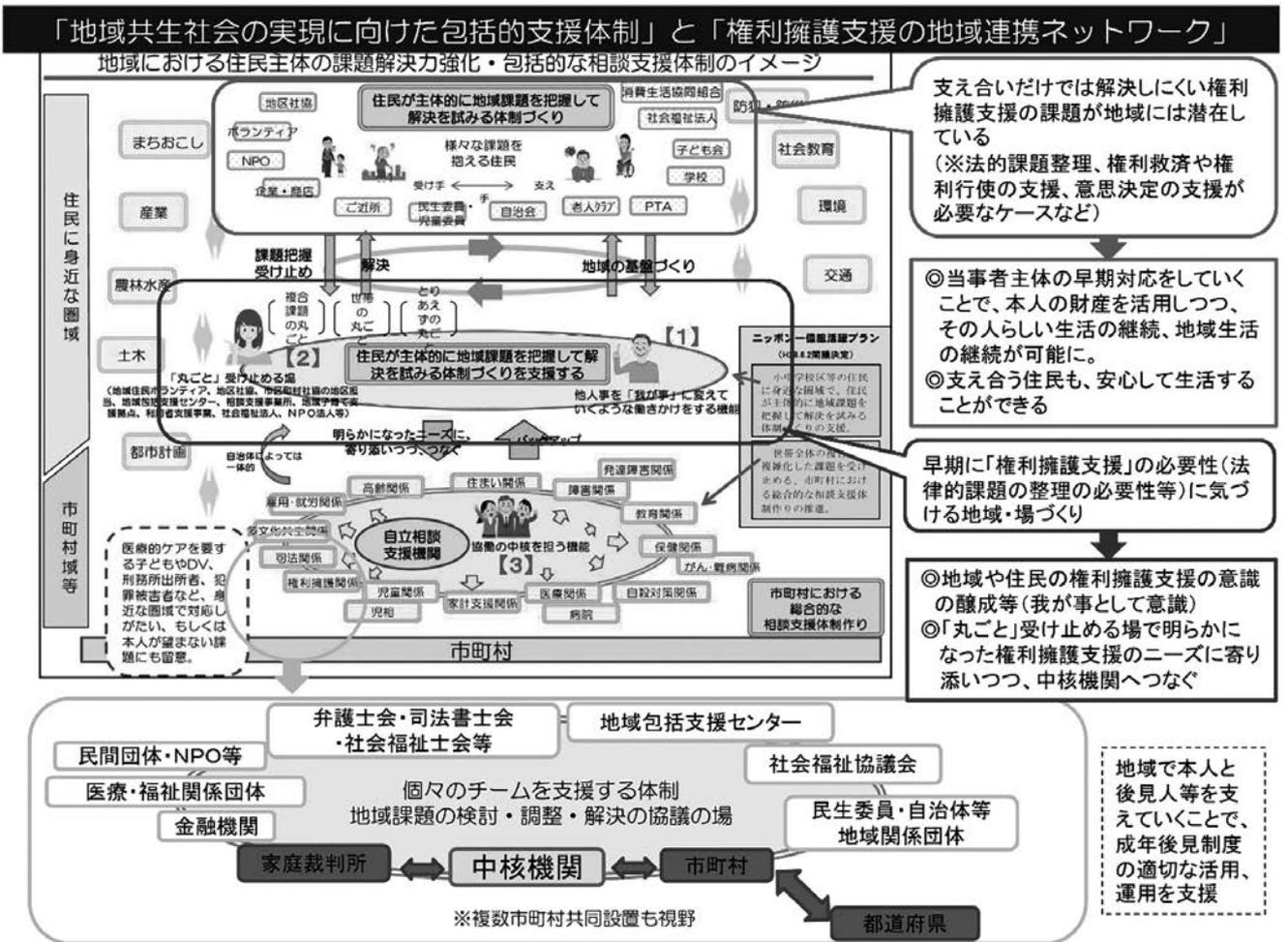
基本目標	だれもお互いに支え合いながら，尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくり		担当課	地域共生推進課
施策の柱	地域で連携して権利擁護支援に取り組む仕組みづくり			
事業名（主な取組）	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築		関連する課	納税課 経済課 保険年金課 生活福祉課 障害福祉課 高齢福祉課
事業概要（取組内容）	地域連携ネットワークの中核となる機関である中核機関を設置し，協議会等の体制について関係機関と検討の上，協議会を設置する。本人を後見人等と共に支えるチームによる対応の強化を図る。			
目指すべき方向性	市民，地域の様々な関係機関，団体等との連携を強化し，必要な方が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護支援を速やかに受けることができるよう，本人の意思や状況を継続的に把握しながら，協力して地域で支え合う仕組みづくりが進められている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<p>●支援推進体制や地域連携ネットワークの中核となる機関に求められる機能について，社会福祉協議会や専門職団体と共に検討した。</p> <p>●権利擁護関係機関連絡会の開催 2回</p>	<p>★体制等について検討の上，中核機関を設置</p> <p>★役割，メンバー，既存の会議との在り方等について検討の上，協議会を設置</p> <p>●権利擁護関係機関連絡会の開催 2回</p>	<p>★協議会の開催</p> <p>★チームに対する定期的なアプローチ 6回</p> <p>●権利擁護関係機関連絡会の開催 2回</p> <p>★専門職団体の合同研修の開催 1回</p>	<p>★中核機関の体制の確認・見直し</p> <p>★協議会の開催</p> <p>★チームに対する定期的なアプローチ 6回</p> <p>●権利擁護関係機関連絡会の開催 3回</p> <p>★専門職団体の合同研修の開催 2回</p>	<p>★協議会の開催</p> <p>★チームに対する定期的なアプローチ 6回</p> <p>●権利擁護関係機関連絡会の開催 3回</p> <p>★専門職団体の合同研修の開催 2回</p>



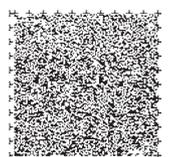
(2) 早期発見・早期支援のための相談支援体制の構築

判断能力の低下により、金銭管理や日常生活に支障があるものの、困りごと等を自ら発信できない支援が必要な方を早期発見・早期支援につなぐため、市の様々な部署や関係機関等が横断的に連携し、一丸となって取り組んでいきます。

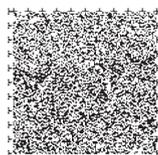
特に、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、自立生活サポートセンターこくぶんじ（自立相談支援機関）、地域福祉コーディネーター等の相談機関から権利擁護センターの相談につなげることのできる連携体制を構築していきます。



出典:第135回市町村職員を対象とするセミナー「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」
(平成30年6月19日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室 資料より)



基本目標	だれもがお互いに支え合いながら、尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくり		担当課	高齢福祉課
施策の柱	地域で連携して権利擁護支援に取り組む仕組みづくり			
事業名（主な取組）	早期発見・早期支援のための相談支援体制の構築		関連する課	納税課 経済課 地域共生推進課 保険年金課 生活福祉課 障害福祉課
事業概要（取組内容）	地域包括支援センター等の支援者が、権利擁護支援の必要がある方に気づき、権利擁護センターにつなげ、連携して支援する。			
目指すべき方向性	各支援者が相談対応をしているケースについて、権利擁護支援のニーズをキャッチし、権利擁護センターにつなげ、方針検討・専門的判断を経て、必要な支援や成年後見制度の活用ができています。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●地域包括支援センターにおける成年後見制度利用支援件数 274件（延べ）	●地域包括支援センターにおける成年後見制度利用支援件数 300件（延べ）	●地域包括支援センターにおける成年後見制度利用支援件数 320件（延べ）	●地域包括支援センターにおける成年後見制度利用支援件数 340件（延べ）	●地域包括支援センターにおける成年後見制度利用支援件数 360件（延べ）



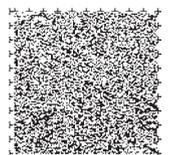
(3) 市民後見人の育成

国分寺市では、地域における多様な担い手として、平成30年度より市独自で市民後見人の養成研修を隔年で実施しています。研修講師として、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神科医、当事者団体等に協力を得ています。

また、市民後見人の育成と確保だけではなく、養成研修修了後もフォローアップ研修等による後見事務の質の担保や、専門職による助言・相談支援体制を踏まえた法人後見監督人の機能の充実を図り、利用者及び市民後見人の双方が安心できるようバックアップを行います。

市民後見人のニーズや現状分析を進めながら、専門職との複数後見などの形も含め、日常生活自立支援事業からの移行など市民後見人の特性が活かせる案件の受任を目指すとともに、法人後見事務や広報活動への協力等、地域で広く権利擁護支援の活動ができるように、受任以外の活躍の場についても検討していきます。

基本目標	だれもお互いに支え合いながら、尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくり		担当課	地域共生推進課
施策の柱	地域で連携して権利擁護支援に取り組む仕組みづくり			
事業名（主な取組）	市民後見人の育成	関連する課		
事業概要（取組内容）	地域で身上保護を重視した後見活動を担う市民後見人を隔年で養成する。市民後見人登録者が、適正かつ安定的に活動できるようバックアップするとともに、資質・対応力の向上のため、フォローアップ研修を開催する。			
目指すべき方向性	権利擁護支援の担い手である市民後見人が活躍し、地域で支え合う仕組みづくりが進められている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民後見人フォローアップ講座の実施 6回 ● 後見活動メンバー登録者数 24人（うち受任可能メンバー 13人） ● 市民後見人新規受任件数 2件 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民後見人フォローアップ講座の実施 4回 ● 後見活動メンバー登録者数 30人 ● 市民後見人新規受任件数 2件 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民後見人養成講座の開催 20人養成 ● 市民後見人フォローアップ講座の実施 2回 ● 市民後見人新規受任件数 2件 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民後見人フォローアップ講座の実施 4回 ● 後見活動メンバー登録者数 45人 ● 市民後見人新規受任件数 2件 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民後見人養成講座の開催 20人養成 ● 市民後見人フォローアップ講座の実施 2回 ● 市民後見人新規受任件数 2件

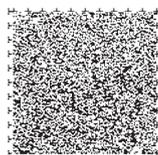


施策の柱3 必要な方が成年後見制度を利用し、安心して暮らせる基盤づくり

(1) 市長申立ての実施

国分寺市では、高齢福祉課及び障害福祉課が権利擁護についてそれぞれ取り組み、市長申立てを実施しています。核家族化が進み、単身世帯、高齢者のみ世帯等が増える中、費用負担能力や身寄りのない方をはじめ、虐待が疑われる事案等、本人又は親族による申立てが期待できない状況において、必要なサービスの利用や財産管理など日常生活上の支援を図り、本人の保護、自立支援を図るために市長申立てを行い、成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。

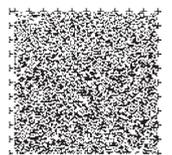
基本目標	だれもお互いに支え合いながら、尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくり	担当課	障害福祉課 高齢福祉課
施策の柱	必要な方が成年後見制度を利用し、安心して暮らせる基盤づくり		
事業名（主な取組）	市長申立ての実施	関連する課	地域共生推進課
事業概要（取組内容）	成年後見制度を利用する必要性が高いものの、身寄りがない、虐待が疑われる等の事情により親族による成年後見制度の申立てが期待できない場合、権利擁護支援のセーフティネットとして、市長が家庭裁判所に後見開始の審判等を申し立てる。		
目指すべき方向性	必要な方が速やかに成年後見制度を利用でき、安心して暮らすことができている。		



(2) 日常生活自立支援事業等からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業等の利用者で、判断能力が低下した方について、成年後見制度の必要性を専門的に判断の上、適切な時期に、成年後見制度の利用に結び付けます。

基本目標	だれもお互いに支え合いながら、尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくり		担当課	地域共生推進課
施策の柱	必要な方が成年後見制度を利用し、安心して暮らせる基盤づくり			
事業名（主な取組）	日常生活自立支援事業等からのスムーズな移行		関連する課	生活福祉課 障害福祉課 高齢福祉課
事業概要（取組内容）	日常生活自立支援事業等の利用者について、成年後見制度の必要性を専門的に判断の上、本人の判断能力等の状態変化に応じて適切な時期に、成年後見制度の利用へスムーズに移行できるよう調整を行う。			
目指すべき方向性	必要な方が速やかに成年後見制度を利用でき、安心して暮らすことができている。			
現 状	目 標			
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
●困難事例検討会の開催 3回(再掲)	●困難事例検討会の開催 6回(再掲)	●困難事例検討会の開催 12回(再掲)	●困難事例検討会の開催 12回(再掲)	●困難事例検討会の開催 12回(再掲)



(3) 後見報酬の助成

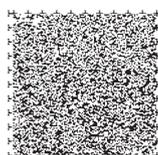
国分寺市では、低所得等の事情があり、後見報酬を負担することが難しい方に助成をしています。報酬等の支払が制度利用の妨げとならないために、利用者の負担軽減に引き続き取り組んでいきます。

基本目標	だれもお互いに支え合いながら、尊厳をもって自分らしく暮らし続けることができる地域づくり	担当課	障害福祉課 高齢福祉課
施策の柱	必要な方が成年後見制度を利用し、安心して暮らせる基盤づくり		
事業名（主な取組）	後見報酬の助成	関連する課	地域共生推進課 生活福祉課
事業概要（取組内容）	成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者・障害者に対し、成年後見人等の報酬を助成する。		
目指すべき方向性	必要な方が必要なときに成年後見制度を利用でき、安心して暮らすことができている。		

10 計画の推進体制

「国分寺市地域福祉推進委員会」を活用して、国分寺市成年後見制度利用促進基本計画の取組状況の点検・評価等を継続的に行います。

また、「権利擁護センターこくぶんじ運営委員会」の専門的な意見を反映しながら、権利擁護センターをはじめ、地域住民、関係団体等と連携し国分寺市成年後見制度利用促進基本計画の推進に努めます。



11 主な用語解説

あ行

●意思決定支援

認知症，知的障害，精神障害等で自己決定に困難を抱える方が，日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることを可能とするような支援の行為及び仕組み。

か行

●権利擁護支援

虐待や消費者被害等の権利が侵害されている場合に保護・救済をすること。また，必要な情報を本人が理解しやすいように伝えたり，本人が福祉サービス等を使う場合に相談や助言をしたりすること。さらには，金銭管理や社会保険料・税金等の支払を代行することなど，本人の権利行使を支援することをいう。「権利擁護支援」は，「成年後見制度」と共に地域共生社会の実現のために重要な取組である。

さ行

●市民後見人（社会貢献型後見人）

弁護士や司法書士，社会福祉士等の専門家以外の人で，社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から，地方自治体や後見関連団体等が行う養成講座などを受講し，成年後見に関する一定の知識・技量を身に付けた第三者後見人等のこと。

●自立相談支援機関

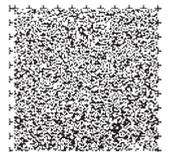
生活保護に至る前の段階から，生活困窮者を支援するため，家計や仕事など生活に関する困りごとに幅広く対応する相談窓口。

●障害者基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として，総合的な相談業務（身体障害，知的障害，精神障害，難病など）及び成年後見制度利用支援事業等を実施し，地域の実情に応じて総合相談・専門相談，権利擁護・虐待防止，地域移行・地域定着，地域の相談支援体制の強化の取組の業務を行う。

●身上保護

成年後見人等の法律上の職務内容は，本人の「生活，療養看護及び財産の管理に関する事務」を行うことであり，「生活，療養看護に関する事務」のことを「身上保護」と呼ぶ（「身上監護」ともいう）。



具体的には、医療や介護サービス等の契約・変更、施設への入退所その他住居に係る手続、旅行等の本人の趣味に関する契約など、本人らしい生活を整えることを意味し、介護や看護といった事実行為は含まれない。

●生活保護

生活に困窮した方に対する、国の保護制度。生活保護は困窮の程度に応じた最低限度の生活の保障と自立の助長を目的としている。保護には生活扶助、医療扶助などがある。

●成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成28年4月公布、同年5月施行。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

●成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、成年後見制度の利用に当たって必要となる経費を助成する制度。(申立てに要する経費、成年後見人等への報酬等)

高齢者関係では、平成18年の改正介護保険法における地域支援事業の創出に伴い、市町村の任意事業とされた。障害者関係では、平成24年の改正障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業として市町村の必須事業とされた。

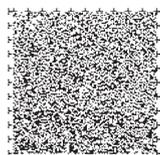
●成年後見制度利用促進基本計画

平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいて閣議決定された計画。基本計画に基づいて、関係各省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととされている。

た行

●地域ケア会議

介護保険法第115条の48で定義されており、地域包括支援センター又は市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議」のこと。地域ケア会議は開催の目的・方法によって「地域ケア個別会議（個別事例の課題検討）」と「地域ケア推進会議（地域に必要な取組を明らかにして施策を立案・提言）」の二つに分かれる。地域ケア会議には、①個別課題の解決、②地域包括ネッ



トワークの構築, ③地域課題の発見, ④地域づくり・資源開発, ⑤政策の形成という五つの機能がある。

●地域包括ケアシステム

高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する仕組み。

●地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置された相談機関。市町村は責任主体となる。職員として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置する。

は行

●法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、家族、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うこと。

●法人後見監督

市民後見人（社会貢献型後見人）が家庭裁判所から後見人などに選任された場合、成年後見推進機関が法人後見監督人に選任され、後見人の活動が安定かつ円滑に行われるよう取り組む制度。

参考資料

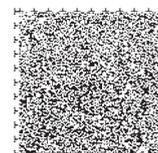
厚生労働省ホームページ

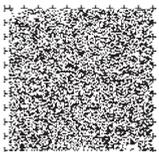
法務局ホームページ

全国社会福祉協議会ホームページ

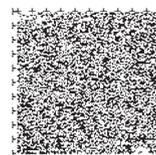
成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度利用促進基本計画



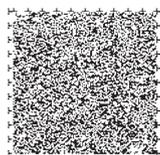


第3章 国分寺市自殺対策計画



目 次

第3章 国分寺市自殺対策計画	109
1 計画策定の趣旨等	109
(1) 計画策定の背景	109
(2) 計画策定の趣旨	109
(3) 計画の位置付け	110
(4) 計画の期間	110
(5) 計画の数値目標	111
2 国分寺市の自殺の現状と課題	112
(1) 統計データから見る国分寺市の現状	112
(2) 国分寺市こころの健康に関するアンケート調査結果抜粋	116
3 自殺対策における取組	119
(1) 自殺対策の基本方針	119
(2) 施策の体系	121
(3) 基本施策	123
(4) 重点施策	130
(5) 計画の成果指標	137
(6) 生きる支援関連施策	139
4 自殺対策の推進体制等	147
(1) 推進体制	147
(2) 進行管理	147



第3章 国分寺市自殺対策計画

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の年間自殺者数は、平成10年以降3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、それまで「個人の問題」と認識されがちだった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになりました。自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。しかし、自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高くなっており、年間自殺者数は、依然として2万人を超えています。

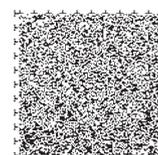
このような状況を受け、平成28年4月には自殺対策基本法が改正され、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を行うという理念が新たに打ち出され、地域レベルの実践的な取組を推進するため、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

(2) 計画策定の趣旨

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれに総合的に推進する必要があります。

本市では、ゲートキーパー[※]養成講座、市民講座の実施や自殺予防週間、自殺対策強化月間等を通じて普及啓発などの自殺対策に取り組んできました。これまでの取組をさらに発展させ、本市において実施される事業の中から関連する施策を総動員し、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進します。一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない国分寺市を目指していきます。

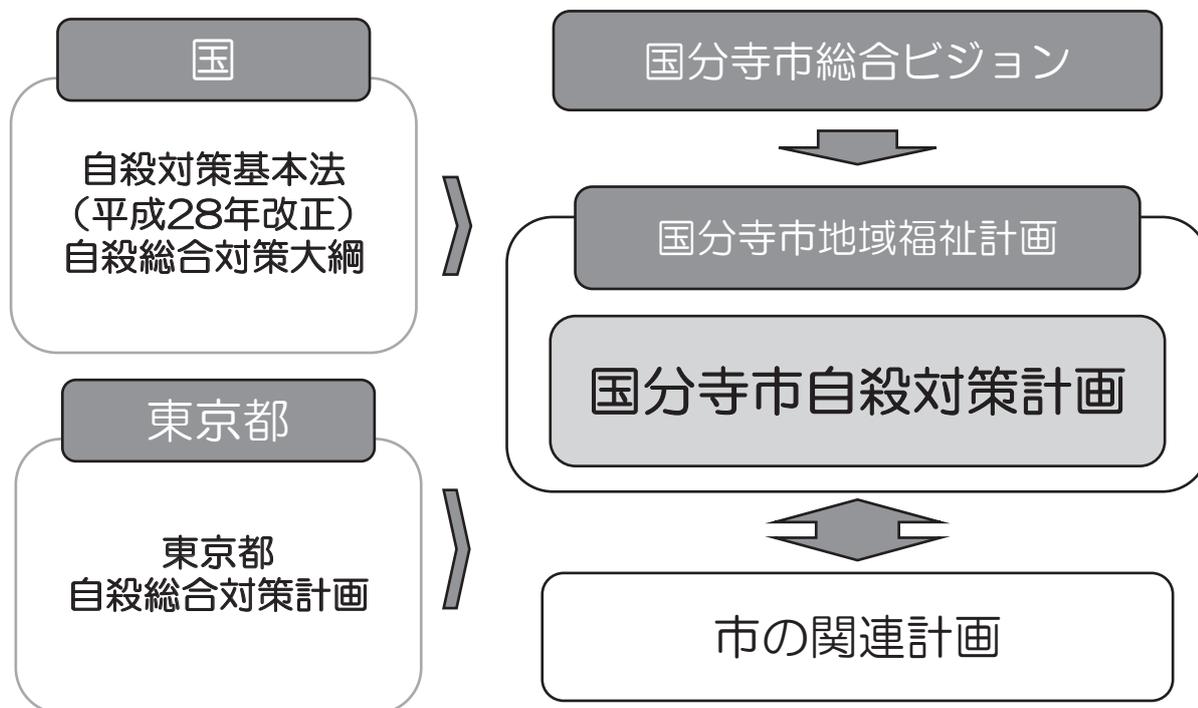
※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。



(3) 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

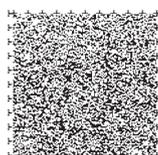
また、地域福祉を総合的に推進する総論である「国分寺市地域福祉計画」と一体的に策定します。「東京都自殺総合対策計画」や市の上位計画である「国分寺市総合ビジョン」との整合を図るとともに、福祉保健分野の個別計画や他の市の様々な計画等と連携を図り、対策を進めます。



(4) 計画の期間

本計画は、国分寺市地域福祉計画と一体的に策定することから、計画期間の終了年度を合わせて令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

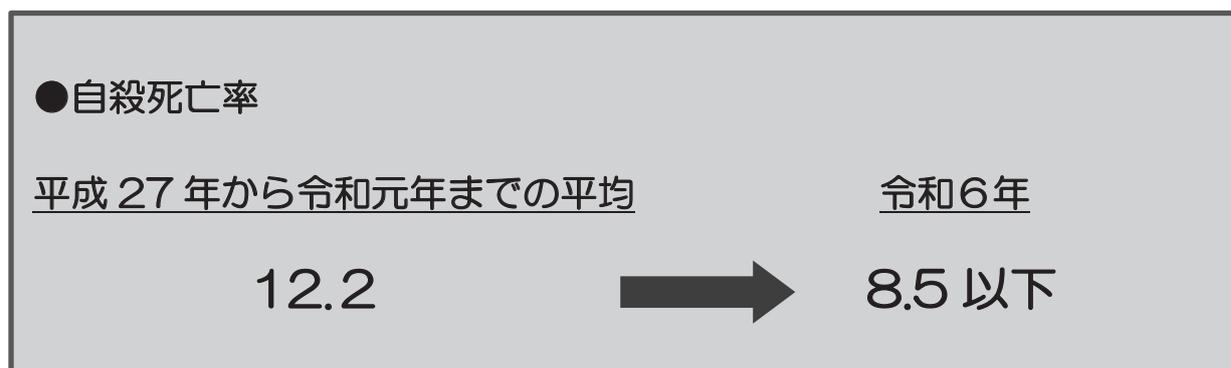
	計画名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国	自殺総合対策大綱			→							
都	東京都自殺総合対策計画			→							
市	国分寺市総合ビジョン			→							
	地域福祉計画	→									
	自殺対策計画						→				



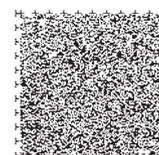
(5) 計画の数値目標

本計画の数値目標における指標は、国分寺市の自殺死亡率とします。自殺総合対策大綱及び東京都自殺総合対策計画では、平成27年を基準年として令和8年までに自殺死亡者を30%以上減少させることを目標としています。

本市においては、平成27年から令和元年までの平均を基準として、令和6年までに自殺死亡者を30%以上減少させることを目標とします。



自殺死亡率とは
人口10万人あたりの自殺死亡者数です。
自殺死亡率 = (自殺者数 ÷ 人口 × 100,000人)

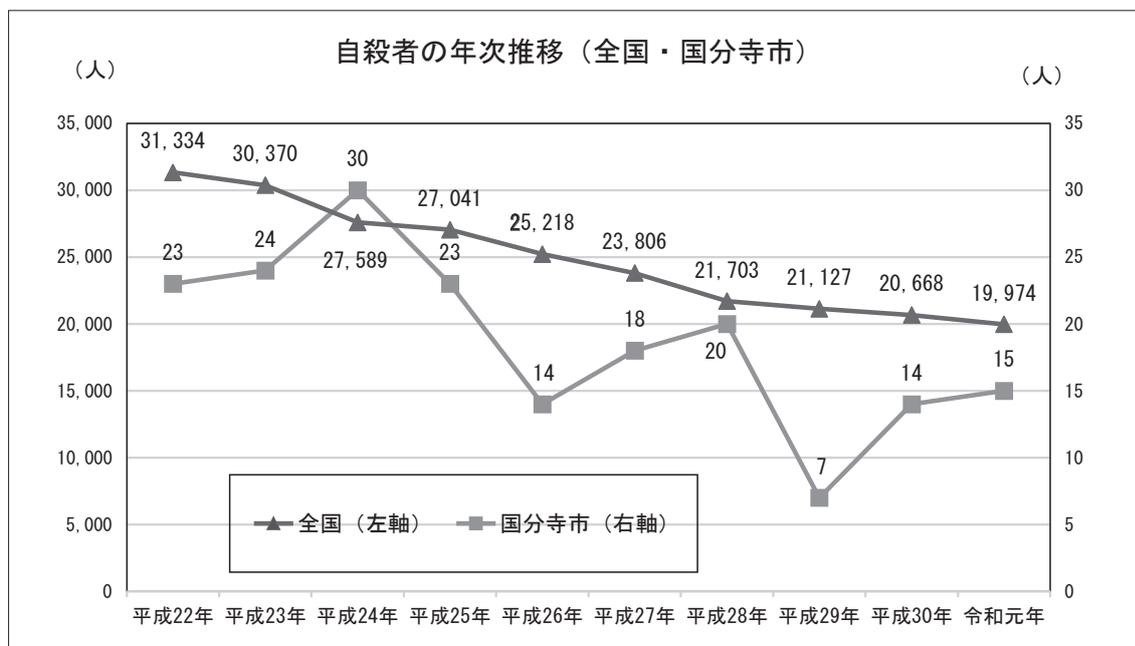


2 国分寺市の自殺の現状と課題

(1) 統計データから見る国分寺市の現状

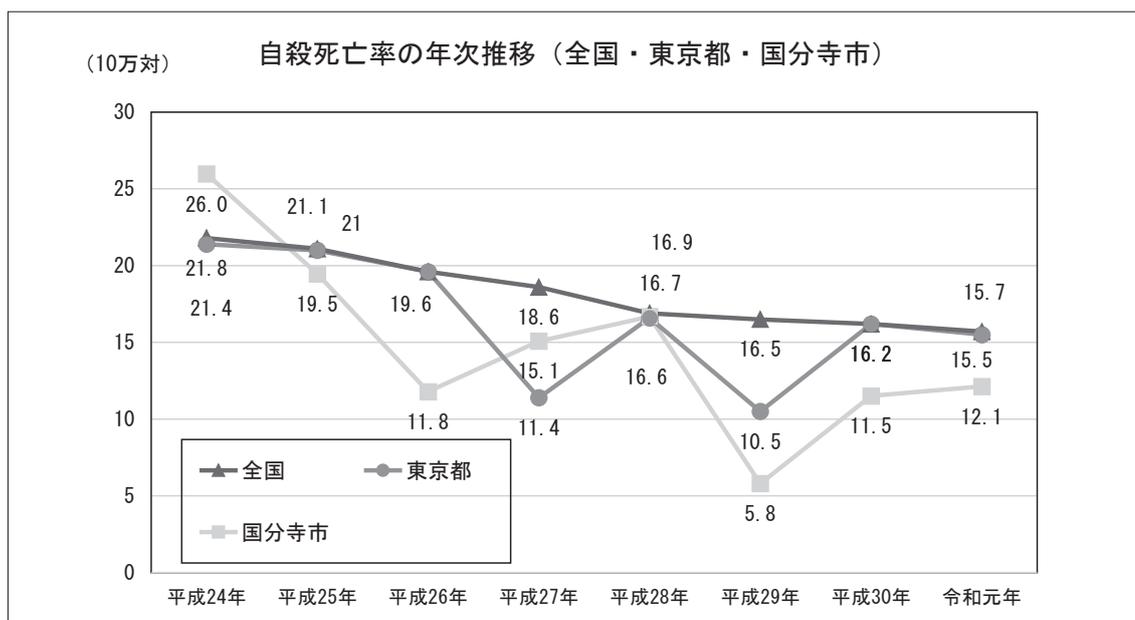
① 自殺者数・自殺死亡率の年次推移

全国における自殺者数は、この10年間にわたり減少しています。国分寺市の自殺者数は、隔年で増減しながらも概ね減少傾向にあります。

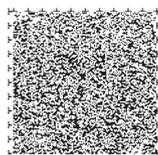


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

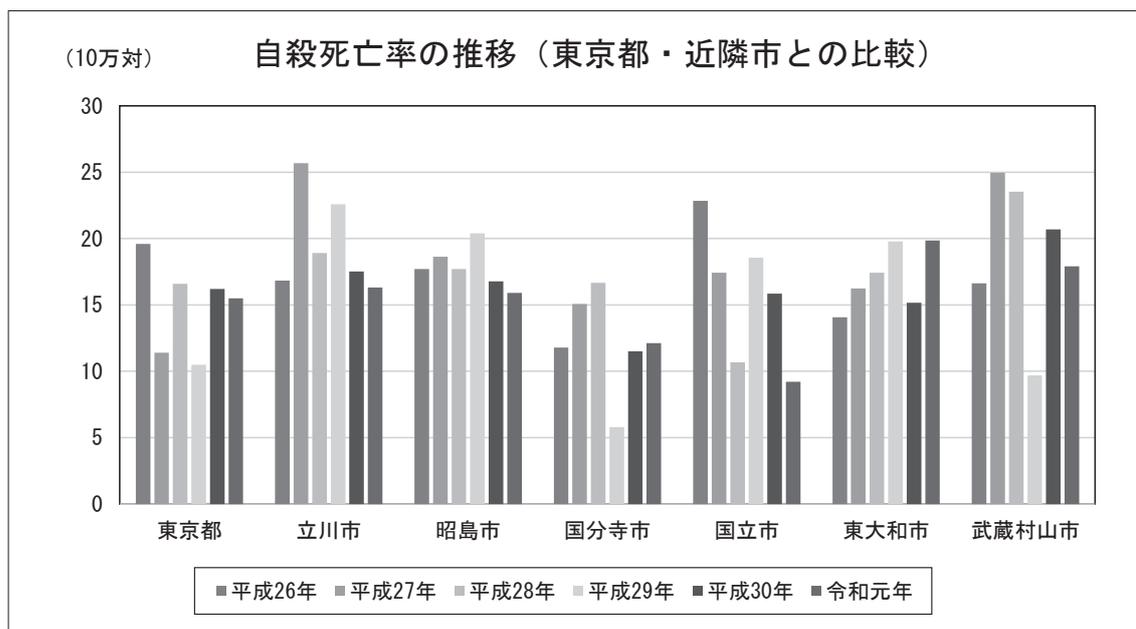
人口10万人あたりの自殺死亡率は、国分寺市は、全国や東京都と比較して、概ね低く推移しています。



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



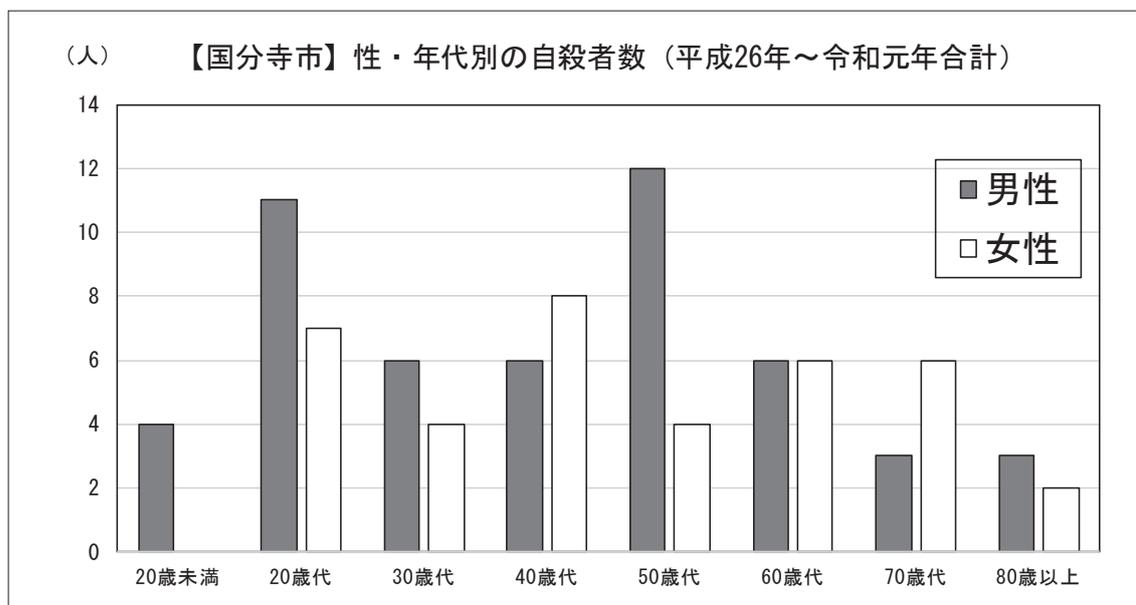
国分寺市の自殺死亡率は、東京都や多摩立川保健所管内6市で比べると、やや低い推移となっています。



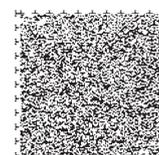
出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

② 性・年代別の自殺者数

男性は、50歳代の自殺者数が最も多く、ついで20歳代の自殺者数が多くなっています。また、20歳未満の自殺者もいます。女性は、40歳代の自殺者数が最も多く、ついで20歳代の自殺者数が多くなっています。

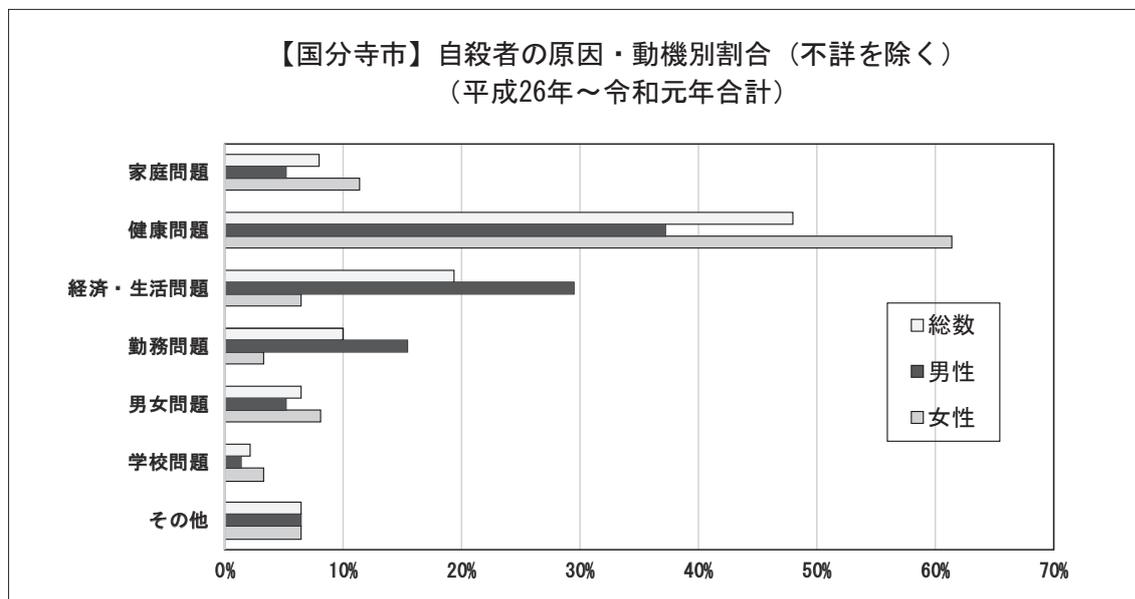


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



③ 自殺者の原因・動機の割合

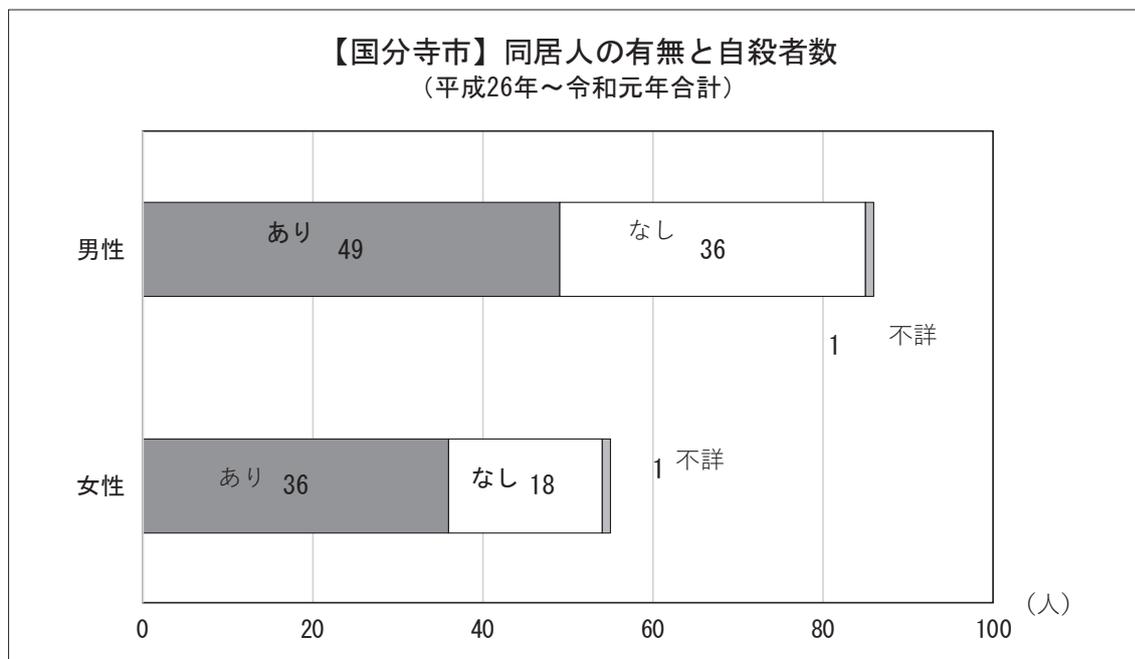
自殺者の原因・動機を見ると、総数の50%弱の方が「健康問題」が原因で自殺に至っています。男性では、①「健康問題」、②「経済・生活問題」、③「勤務問題」の順に高く、女性では、①「健康問題」、②「家庭問題」、③「男女問題」の順に高くなっています。



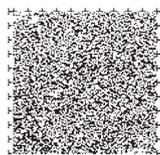
出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

④ 同居人の有無と自殺者数

同居人の有無と自殺者数を見ると、「あり」が85人、「なし」が54人、不詳が2人となっています。男女別でみると、「あり」は男性49人、女性36人、「なし」は男性36人、女性18人となっています。

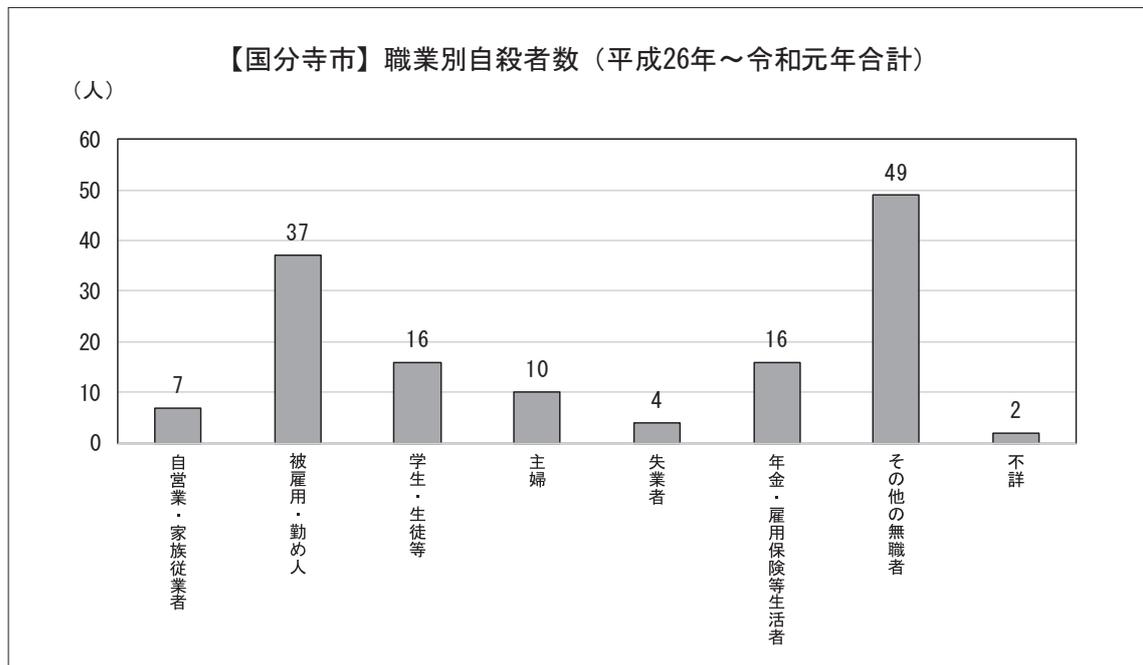


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



⑤ 職業別の自殺者数

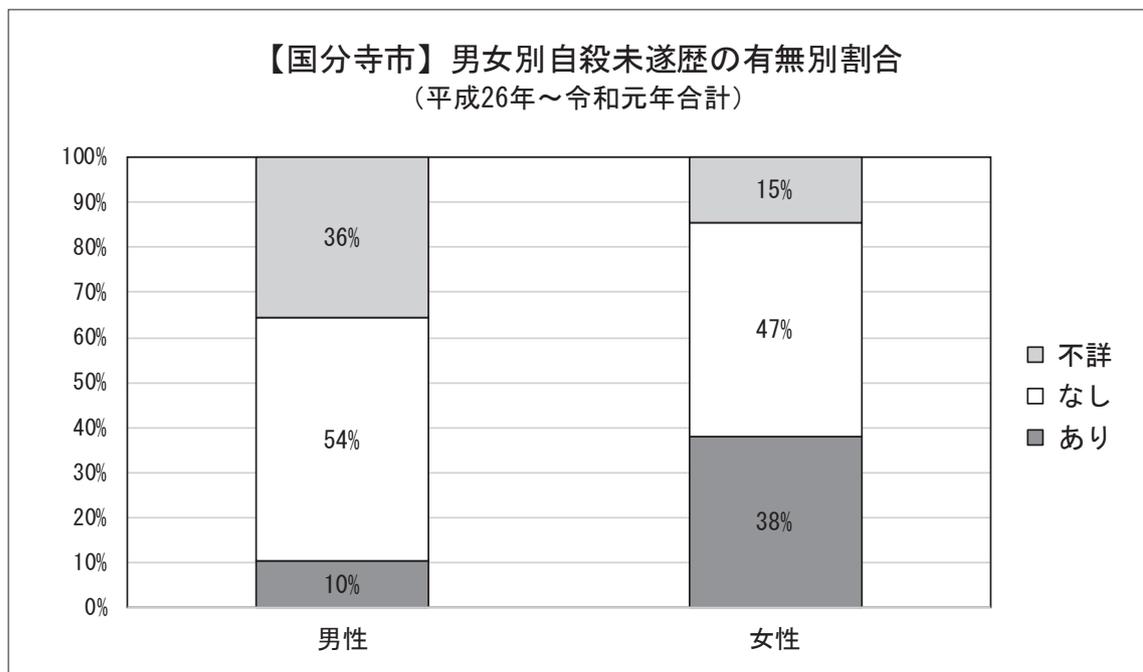
職業別の自殺者数を見ると、「その他の無職者」が49人と最も多く、次に「被雇用・勤め人」で37人となっています。



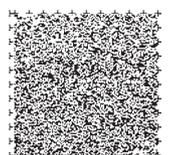
出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

⑥ 男女別自殺未遂歴の割合

自殺者のうち男性は10%に、女性は38%に自殺未遂歴があります。



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料



⑦ 国分寺市の自殺の特徴

自殺総合対策推進センターの分析による、平成26年から30年の5年間における国分寺市の自殺者の特徴になります。区分の1位は、60歳以上の無職の女性となっており、背景にある主な自殺の危機経路は、身体疾患・病苦からうつ状態となり自殺に至るケースです。また、40～59歳男性の割合も大きくなっています。

地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地，平成26年～30年合計））

上位5区分	自殺者数 5年計(人)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位：女性 60歳以上無職同居	8	11.0%	14.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位：男性 40～59歳有職同居	6	8.2%	9.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：男性 40～59歳無職独居	5	6.8%	225.2	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位：男性 20～39歳無職同居	5	6.8%	39.0	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】 就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位：女性 20～39歳無職同居	5	6.8%	19.0	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→ うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

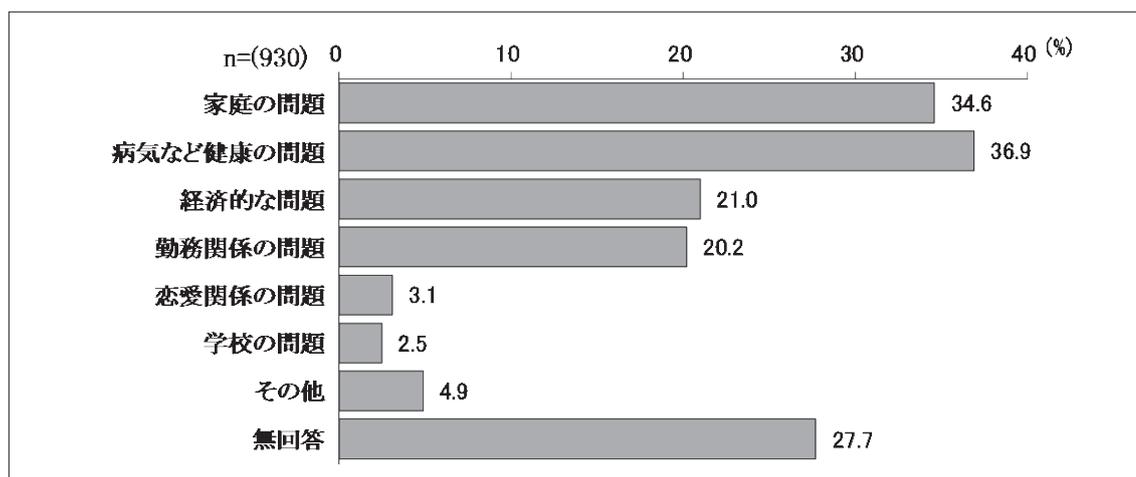
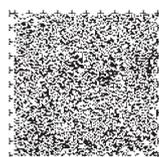
出典：地域自殺実態プロファイル（2019）

（2）国分寺市こころの健康に関するアンケート調査結果抜粋

市民のこころの健康やストレスとその解決方法、生きることの阻害となる要因の実態等を把握するため、令和元年度に無作為抽出した18歳以上の市民3,000人にアンケート調査を実施しました。930人から回答があり、回収率は31%でした。

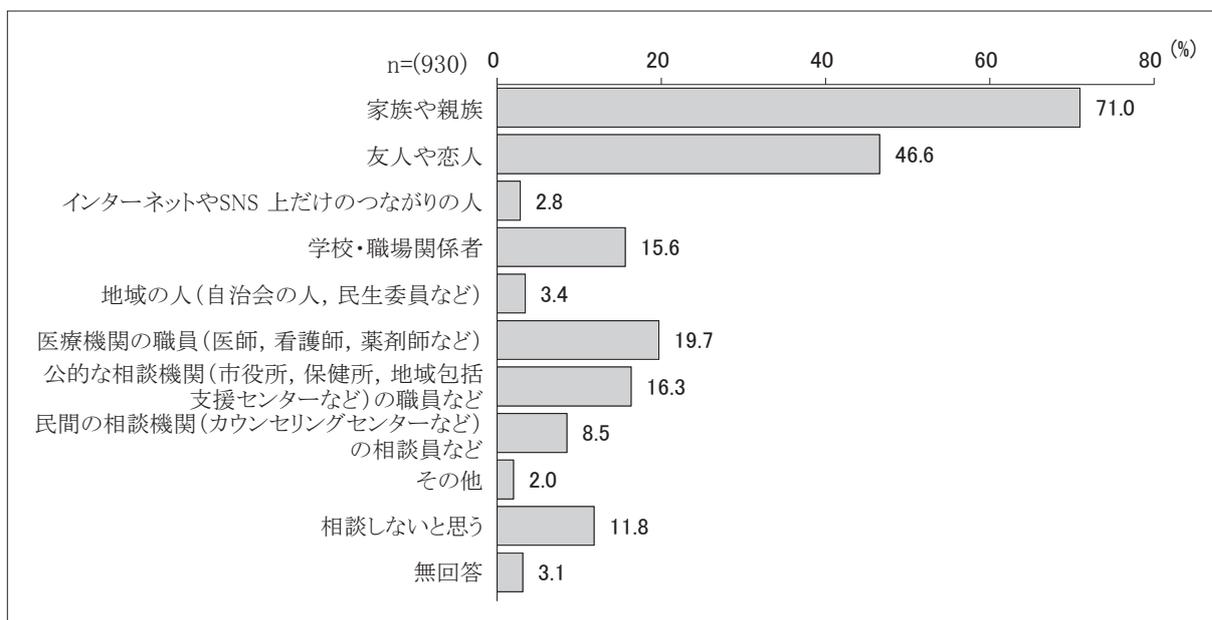
① ストレス等の原因

ストレス等の原因は、「病気など健康の問題」36.9%が最も多く、以下「家庭の問題」34.6%、「経済的な問題」21.0%、「勤務関係の問題」20.2%となっています。



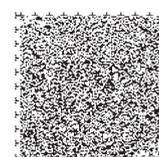
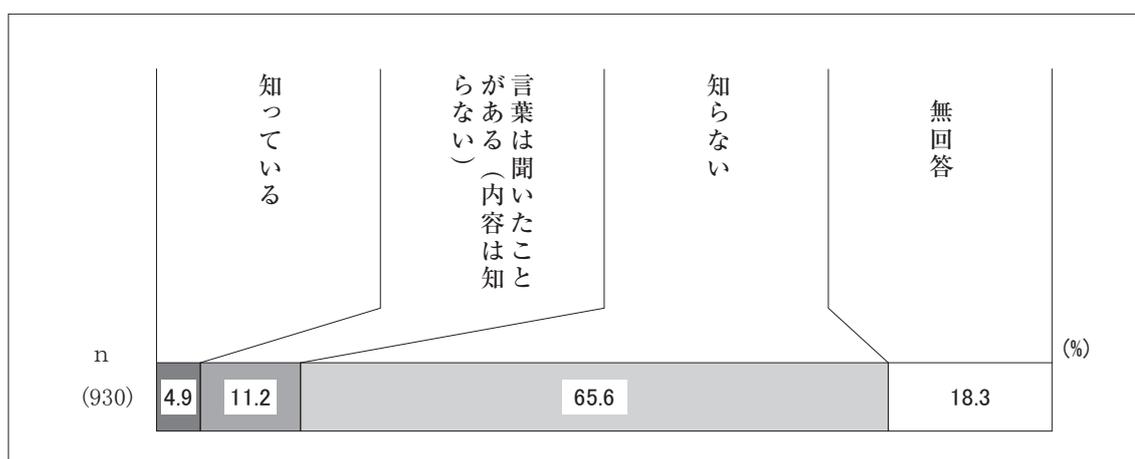
② 悩みやストレスを感じた時に相談したいと思う相手

悩みやストレスを感じた時に相談したいと思う相手は、「家族や親族」71.0%が最も多く、以下「友人や恋人」46.6%、「医療機関の職員（医師，看護師，薬剤師など）」19.7%、「公的な相談機関（市役所，保健所，地域包括支援センターなど）の職員など」16.3%となっています。



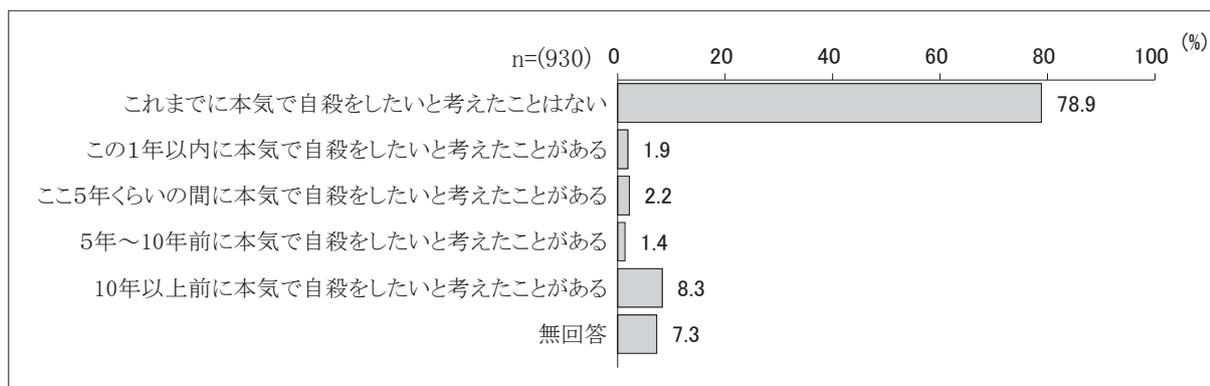
③ 「ゲートキーパー」の認知度

「ゲートキーパー」の認知度は、「知らない」65.6%、「言葉は聞いたことがある（内容は知らない）」11.2%、「知っている」4.9%となっています。



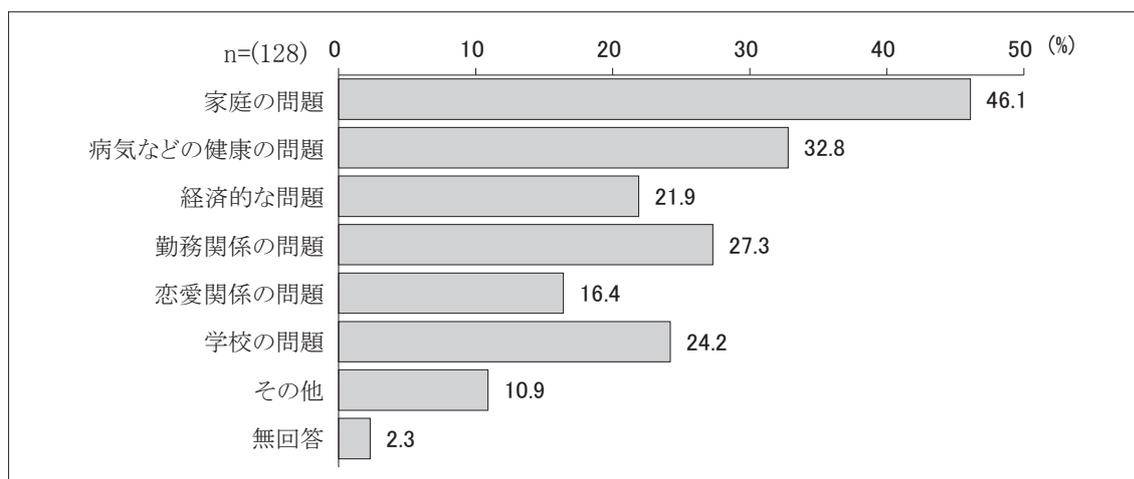
④ 本気で自殺をしたいと考えた経験の有無

本気で自殺をしたいと考えた経験の有無は、「これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない」78.9%が最も多く、以下「10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」8.3%、「ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある」2.2%となっています。



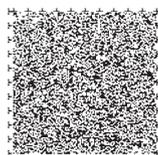
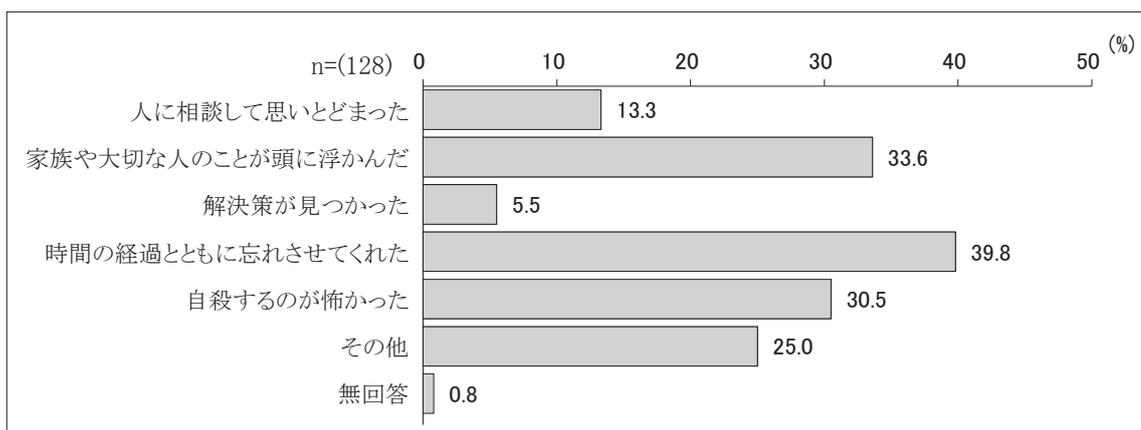
⑤ 自殺をしたいと考えた理由や原因

自殺をしたいと考えた理由や原因は、「家庭の問題」46.1%が最も多く、以下「病気などの健康の問題」32.8%、「勤務関係の問題」27.3%、「学校の問題」24.2%、「経済的な問題」21.9%となっています。



⑥ 自殺をしたいという考えを思いとどまった理由

自殺をしたいという考えを思いとどまった理由は、「時間の経過とともに忘れさせてくれた」39.8%が最も多く、以下「家族や大切な人のことが頭に浮かんだ」33.6%、「自殺するのが怖かった」30.5%となっています。



3 自殺対策における取組

(1) 自殺対策の基本方針

国の自殺総合対策大綱には、自殺対策の基本方針が示されています。本市では、その考え方に沿って、以下5点を自殺対策の基本方針として位置づけ、取組を推進していきます。

① 生きることの包括的な支援として推進

個人においても社会においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進します。

② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ包括的な取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

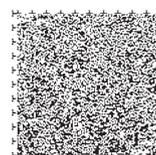
自殺のリスク要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ[※]等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い福祉や保健・医療等に関する各種施策と一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが必要です。

※性的マイノリティ：性自認（自己の性別についての認識をいう。）又は性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。）の在り方が多数者と異なる者をいいます。

③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、個人に問題解決の支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を有機的に連動させ、総合的に推進していくことが重要です。



また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

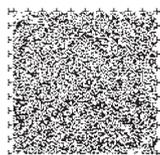
④ 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

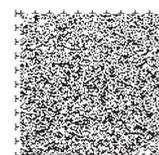
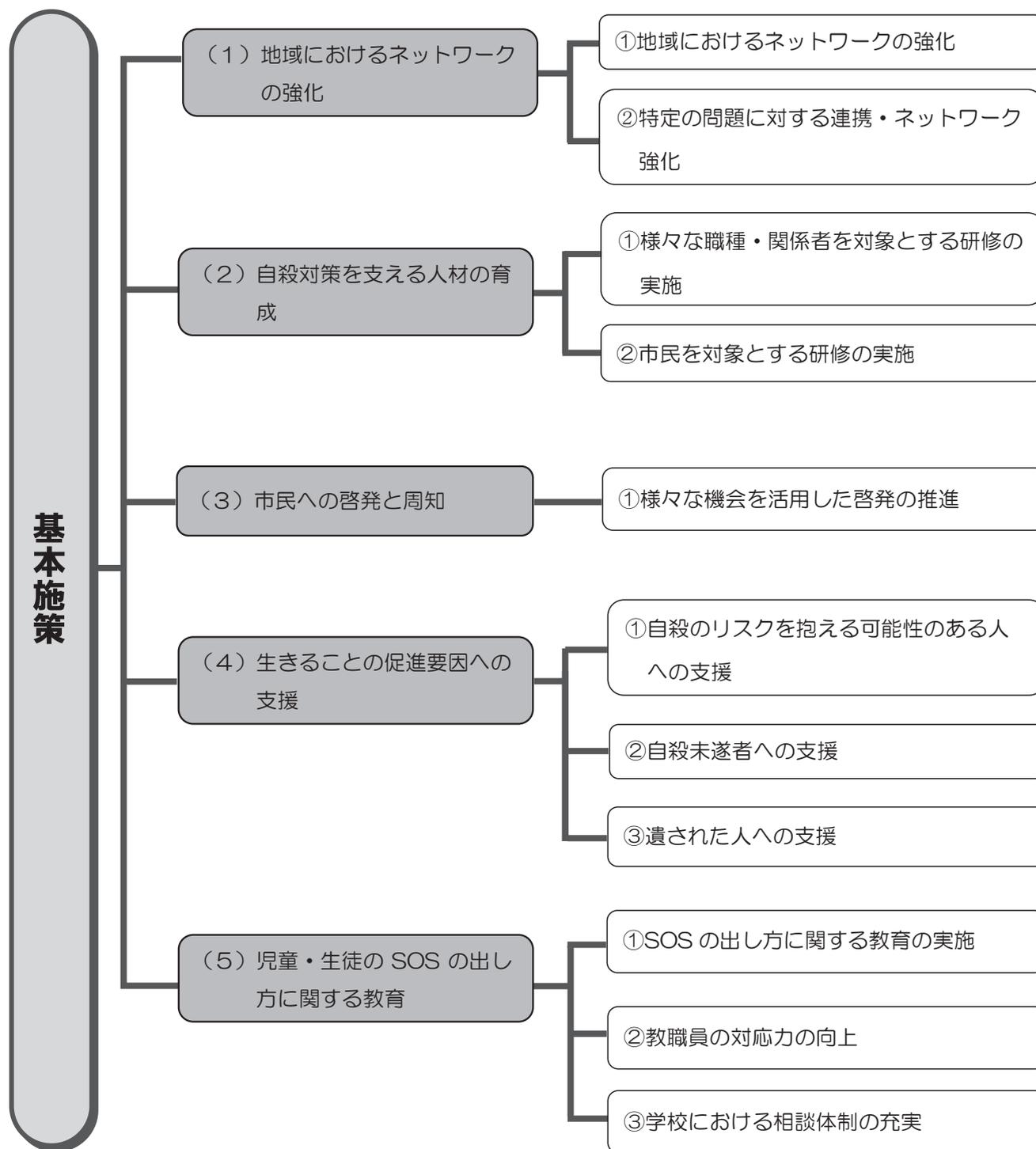
⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

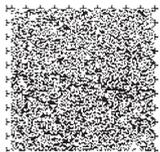
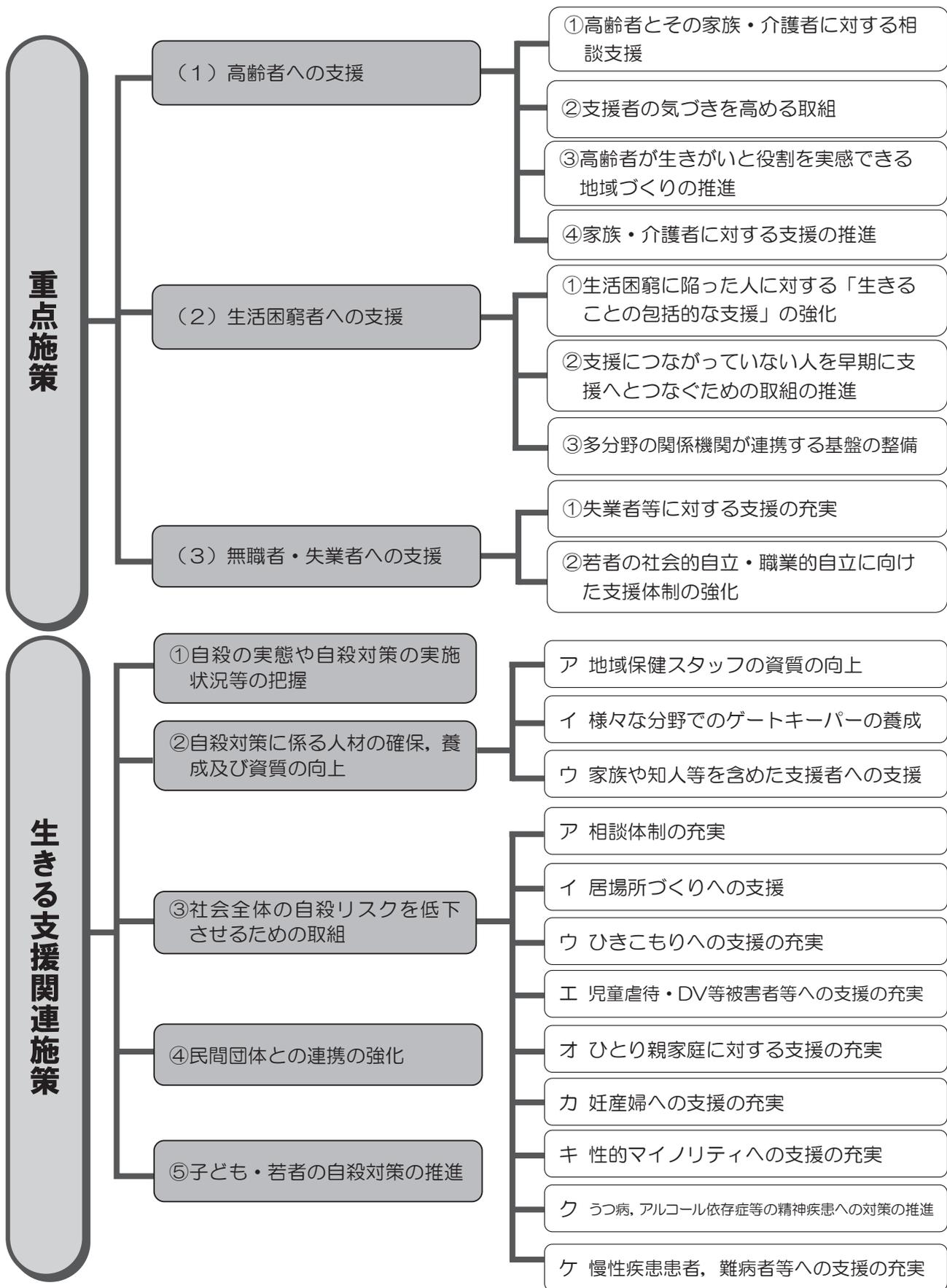
自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、市民が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。



(2) 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市の自殺の実態分析から優先的な課題として取り組む「3つの重点施策」、さらに、既存の事業を最大限活かすという観点でまとめた「生きる支援関連施策」という大きく3つの施策群で構成します。





(3) 基本施策

国分寺市において地域の自殺対策を推進していく上で欠かすことのできない基盤的な取組です。これらの施策を連動させて総合的に推進し、自殺対策の基盤を強化していきます。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で、相談者を各種相談内容に応じた専門機関に確実につなげるため、地域におけるネットワークの強化を図ることが取組の基盤となります。さらに、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組みます。

また、生きることの阻害要因につながるような問題の解決を目指して実施している庁内の会議が推進されることも自殺対策推進につながります。さらに、それらの会議体が自殺対策の一翼を担っていることが認識されるよう、必要に応じて市の自殺の実態や取組等に関する情報提供を行うなどして、地域で展開されているネットワークと自殺対策との連携強化を目指します。

① 地域におけるネットワークの強化

ア 地域福祉推進委員会の開催

「国分寺市自殺対策計画」は、「国分寺市地域福祉計画」と一体的に策定することから、地域福祉推進委員会においてその進捗状況を把握し、施策の方向性に沿った事業や取組の展開に努めます。庁内関係部署の緊密な連携や協力のもと、庁内横断的に自殺対策を推進します。

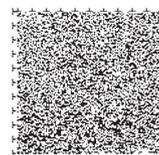
イ 地域福祉推進協議会の開催

市民及び地域の団体が推薦する委員が参加する地域福祉推進協議会を開催します。高齢・障害・子ども・権利擁護・再犯防止・自殺対策等に係る様々な課題の情報共有や意見交流を委員相互に進め、支え合いの地域づくりに向けた自らができる地域福祉を考えるとともに、つながりの強化を目指した取組を進めます。

② 特定の問題に対する連携・ネットワーク強化

ア 庁内会議の推進と自殺対策との連携強化

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する連絡会、高齢者虐待防止ネットワーク会議、障害者地域自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、生活困窮者自立相談支援事業連絡会議、ひきこもり等の若者支援事業に係わる若者支援地域ネットワーク会議等を推進し、自殺対策との連携を強化します。



基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域の自殺対策は、それを担う人材がいて初めて機能します。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる取組です。さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要です。いち早く市民のSOSに気づき、相談機関につなげられる人材の育成を強化していきます。

① 様々な職種・関係者を対象とする研修の実施

ア ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働など様々な分野や職種・立場において、悩み・自殺を考えている人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援や相談につなぎ、見守る役割を担います。

本市では、様々な分野の職員や関係者に自殺対策の視点を持ってもらうため、研修の受講を推奨します。

② 市民を対象とする研修の実施

ア メンタルヘルス講座

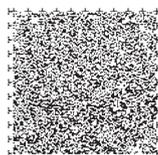
専門医等によるメンタルヘルスに関する講座を実施します。市民一人一人に精神面の不調についての気づきのポイントを理解してもらい、心の健康づくりや病気の早期発見・治療に結びつくような講座を実施します。

イ 出前講座

保健師等が、メンタルヘルスに関連した講座を行うため、出前講座を実施します。地区担当保健師が地域に出向くことで、安心できる相談先が身近にあることを市民に周知します。

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺を考えている人を適切な支援につなげるためには、市民が相談機関や相談窓口の存在を知っていることが重要です。行政としての市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。



① 様々な機会を活用した啓発の推進

ア リーフレット及び啓発グッズの作成と配布

各種相談機関や相談窓口をまとめたリーフレット及び自殺対策を周知するための啓発グッズを作成します。また、リーフレット及び啓発グッズは公共施設だけでなく、協力いただける市内の店舗等に配布し、市民への周知を図ります。

イ 自殺予防週間・自殺対策強化月間における周知

自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）に合わせて、ポスターやパネル等を活用し、自殺対策に関する普及啓発を行います。

ウ 市報・ホームページによる周知

市報やホームページ等を活用し、自殺対策に対する正しい知識や相談窓口の情報等の普及啓発を行います。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回ったときです。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、居場所づくりや自殺未遂者への支援等を通じ、「生きるための促進要因」を増やす取組を行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。市では、「生きることの促進要因」の強化につながり得る様々な取組を進めます。

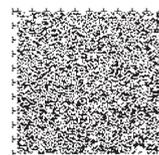
① 自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援

ア 居場所づくりへの支援

地域生きがい交流事業、認知症カフェ、地域活動支援センター事業、親子ひろば事業などの事業を実施し、孤立を防ぐための居場所づくりを支援します。

イ 相談体制の充実

市民相談、消費生活相談、子ども家庭支援センターや親子ひろばでの相談、障害者等に対する総合・専門相談、心の健康相談など市で実施している各種相談事業において、課題や悩みがあり自殺のリスクを抱える人への相談支援を行います。



② 自殺未遂者への支援

ア 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の1つです。事例に直接関わる機関同士が情報共有し継続的な支援を行うために、庁内及び関係機関との連携体制が強化されることを目指します。

③ 遺された人への支援

ア 遺された人への支援

各相談先の情報や相談会の開催等の関連情報を、ホームページや市報に掲載することで、自死遺族^{*}への情報周知を進めます。また、死亡届提出時や警察署等、様々な場面において遺族等が必要な情報や相談先を知ることができるよう、都や市のリーフレットの配布方法を工夫します。

※自死遺族：家族・親族を自殺により亡くした人

基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

自殺総合対策大綱には、学校が推進すべき自殺対策に資する教育について、以下3点が示されています。

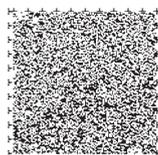
- 命の大切さを実感できる教育
- 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）
- 心の健康の保持に係る教育

学校では、この全ての項目に関する教育の推進に努めており、「SOSの出し方に関する教育」についても、計画的に取組を進めていきます。また、児童・生徒が、いじめ等の様々な悩みや問題を一人で抱え込むことなく、身近にいる信頼できる大人に相談ができるよう、学校における相談体制の充実を図っていきます。

① SOSの出し方に関する教育の実施

ア SOSの出し方に関する教育の実施

児童・生徒が悩みや不安を抱えたときに、教職員等に相談したり助けを求めたりすることなどを指導する「SOSの出し方に関する教育」について、市内公立学校全校が教育課程に位置付け、計画的に実施します。



② 教職員の対応力の向上

ア 校内における研修の充実

東京都教育委員会が作成したDVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」等を活用し、校内研修で適切な対応について協議するなどし、教職員の対応力の向上を図ります。

イ 長期休業明け前後の見守りの強化

自殺対策白書（令和元年版）では、児童・生徒の月別自殺者数は、学校の長期休業明け前後に増加する傾向があることが示されています。このことを踏まえ、長期休業日前の機会を捉え、悩みを抱えたときに助けを求めることの大切さについて指導を徹底します。また、併せて長期休業明けの見守りの強化にも努めていきます。

③ 学校における相談体制の充実

ア 学校における相談体制の充実

いじめ等の様々な悩みや問題を抱えた児童・生徒の健全な発育を支援するため、担任等を中心として組織的な対応を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、支援の充実を図ります。

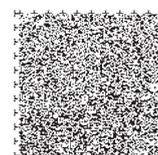
イ 相談窓口の周知

児童・生徒に相談窓口連絡先一覧を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがあるときは、身近にいる信頼できる大人や外部相談機関等に相談するよう伝えます。特に、中学生に対しては、SNSによる教育相談も活用できることを周知します。

(3) - 2 基本施策の事業一覧

【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

取組		事業名（主な取組）	担当課	実施状況
①	地域におけるネットワークの強化	地域福祉推進委員会の開催	地域共生推進課	継続
		地域福祉推進協議会の開催	地域共生推進課	継続
②	特定の問題に対する連携・ネットワーク強化	庁内会議の推進と自殺対策との連携強化	人権平和課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て相談室 生活福祉課 子ども若者計画課他	新規



【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成

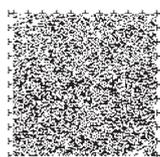
取組		事業名（主な取組）	担当課	実施状況
①	様々な職種・関係者を対象とする研修の実施	ゲートキーパー養成講座 ※ P139 参照（6）生きる支援関連施策 ②自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上 イ様々な分野でのゲートキーパーの養成	健康推進課他	継続
②	市民を対象とする研修の実施	メンタルヘルス講座	健康推進課	継続
		出前講座	健康推進課	継続

【基本施策3】 市民への啓発と周知

取組		事業名（主な取組）	担当課	実施状況
①	様々な機会を活用した啓発の推進	リーフレット及び啓発グッズの作成と配布	健康推進課	継続
		自殺予防週間・自殺対策月間における周知	健康推進課	継続
		市報・ホームページによる周知	健康推進課	継続

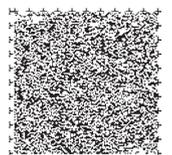
【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

取組		事業名（主な取組）	担当課	実施状況
①	自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援	居場所づくりへの支援 ※ P129 及び P139 参照 高齢者関係 ※ P139 参照（6）生きる支援関連施策 ③社会全体の自殺リスクを低下させるための取組 イ居場所づくりへの支援	高齢福祉課 健康推進課 障害福祉課 子育て相談室	継続
		相談体制の充実 ※ P139 参照（6）生きる支援関連施策 ③社会全体の自殺リスクを低下させるための取組 ア相談体制の充実	政策法務課他	継続
②	自殺未遂者への支援	自殺未遂者への支援	健康推進課	新規
③	遺された人への支援	遺された人への支援	健康推進課	新規



【基本施策5】 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

取組		事業名（主な取組）	担当課	実施状況
①	SOSの出し方に関する教育の実施	SOSの出し方に関する教育の実施	学校指導課	継続
②	教職員の対応力の向上	校内における研修の充実	学校指導課	継続
		長期休業明け前後の見守りの強化	学校指導課	継続
③	学校における相談体制の充実	学校における相談体制の充実	学校指導課	継続
		相談窓口の周知	学校指導課	継続



(4) 重点施策

平成26年から令和元年の間の国分寺市における自殺者の原因・動機の割合では、「健康問題」が47.9%、「経済・生活問題」が19.3%となっています。また、職業別の自殺者数を見ると「無職者」が最も多くなっています。

「国分寺市 自殺実態プロフィール（自殺総合対策推進センター作成）」においても「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」に関わる自殺に対する取組が喫緊の課題とされており、これらを本市における重点施策として位置付け、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的に対策を推進していきます。

今般の、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の日常生活に甚大な影響を及ぼしています。経済は、大きく停滞し、事業の倒産や仕事・住居の喪失、収入の大幅な減少に見舞われる方が増えています。その結果として、自殺へと追い込まれる方が増加しかねない状況にあります。そうした自殺リスクの高い方に対して、様々な取組や対応を行い、生きるための包括的な支援を実施していきます。

重点施策1 高齢者への支援

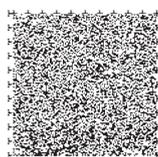
高齢者は、配偶者を始めとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や健康上の不安、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、自殺のリスクが高まる恐れがあります。さらに、団塊世代の高齢化が今後進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者の家族や、ひきこもりの中高年の子を高齢者の親が面倒を見る「8050問題」等、高齢者本人だけではなく、同居の家族にも絡んだ複合的な問題を抱えた世帯が増えることが予見されています。高齢者本人を対象とした取組のみならず、高齢者を支える家族等の介護者に対する支援も含めて、自殺対策の啓発と実践を共に強化していく必要があります。

具体的には、高齢者とその家族・介護者に適切な相談支援を行うことや、ゲートキーパー養成講座を通じて自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し、支援へとつなげること等が挙げられます。また、高齢者とその家族・介護者が、社会的に孤立することなく、他者と関わり、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることも重要です。

① 高齢者とその家族・介護者に対する相談支援

ア 地域包括支援センター事業

地域包括支援センターが地域における総合相談窓口として、高齢者とその家族・介護者に対して相談支援を行います。関係機関と連携することにより、高齢者の社会参加の促進と福祉の増進を図ります。また、家族・介護者に対して具体的な助言を行い、その心的負担を軽減します。



イ 生活支援体制整備事業

高齢者世帯の社会的孤立を防ぐとともに、地域における生活支援の担い手となることで、住民の生きがい創出にもつながる地域の支え合い活動を推進します。地域包括支援センターに配置した高齢者見守りコーディネーターが、高齢者と地域の社会資源を結び付けます。

② 支援者の気づきを高める取組

ア 相談窓口職員、介護支援専門員、介護保険料徴収担当職員への研修の実施

相談窓口職員、介護支援専門員、介護保険料徴収担当職員のゲートキーパー養成講座受講を推奨します。

イ 出張講座

地域包括支援センターが各担当区域において、地域住民や事業所向けに、メンタルヘルスのテーマを取り入れた出張講座を開催します。

③ 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

ア 地域生きがい交流事業

介護予防活動や創作活動を行う初心者向けの講座を開講し、集い、楽しみ、交流の輪を広げることで高齢者の生きがいづくりを促進します。

イ 住民主体の「集いの場」の設置

心身の活性化を目的に、住民が主体的にグループを立ち上げ、簡単で効果的な筋力トレーニングを行う「集いの場」の設置を支援します。

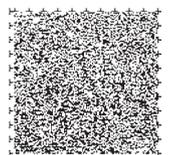
ウ 老人クラブ助成事業

地域の高齢者が集い組織されている老人クラブの運営費の一部を助成します。友愛・奉仕・社会貢献を掲げる老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいの創出を図ります。

④ 家族・介護者に対する支援の推進

ア 家族介護者交流会

地域包括支援センターが各担当区域において、家族介護者や地域の住民向けに、互いの交流を深めるための講座や懇親会を開催します。



イ 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座を実施し、市民に対して認知症の普及啓発を行います。認知症である本人及び家族や知人などの支援者の孤立を防止し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指します。

ウ 介護予防教室

地域包括支援センターが各担当区域において家族や地域の住民向けに、栄養・睡眠・口腔ケア等の講座を開催して、介護予防の意識づけを行います。

エ 認知症カフェ

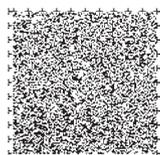
認知症の方やその家族の相談、情報共有の場として認知症カフェ（おれんじカフェ）の運営を行います。

重点施策2 生活困窮者への支援

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。第4回社会保障審議会生活保護基準部会（平成23年厚生労働省）において、生活保護受給者の自殺死亡率が全国平均より高いと報告されていることから、生活困窮者や生活保護受給者の自殺リスクは深刻であるといえます。生活困窮者や生活保護受給者に対しては、経済的な支援だけでなく、就労や心身面での疾患への治療等、医療や保健等の様々な関係者が協働し、包括的に支援を行っていく必要があります。

また、平成28年7月発出の厚生労働省通知「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」では、複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策が、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じて、しっかりと連携することが重要であるとされています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による事業所の休業等により、生活に困窮する方については、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として設置した「自立生活サポートセンターこくぶんじ」において、家計や仕事、生活上の困りごとなど幅広く相談を受け止めるとともに、庁内や関係機関と連携し、本人に寄り添った支援を進めていく必要があります。



① 生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化

ア 生活困窮者自立促進支援事業

自立生活サポートセンターこくぶんじを市内に在住する生活困窮者の相談窓口として周知するとともに、相談者ごとに作成する個別支援計画に基づき、自立相談、家計改善、就労相談、学習支援等を行います。

イ 生活保護扶助事業

生活保護法による保護の適正な実施を図り、生活保護被保護者の最低限度の生活を保障し、あわせて自立を助長します。

ウ 受験生チャレンジ支援貸付事業

低所得者世帯の子を支援し、修学の機会を確保するため、対象世帯へ学習塾等の受講費用及び高等学校・大学等の受験費用に必要な資金の貸付（受験生チャレンジ支援貸付）を行います。

② 支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組の推進

ア 滞納金等を徴収する職員への研修

滞納金等を徴収する職員のゲートキーパー養成講座受講を推奨します。

イ 民生委員・児童委員への研修の実施

生活に困窮し問題を抱えている市民からの相談を直接受ける民生委員・児童委員へのゲートキーパー養成講座受講を推奨します。

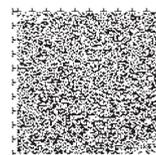
③ 多分野の関係機関が連携する基盤の整備

ア 地域福祉コーディネーター事業

地域福祉コーディネーターが身近な相談窓口としての周知を行いながら、地域に出向き、生活に困窮した人や課題を抱える人の早期把握に努めます。相談者等の個々の状況に応じて、生活福祉課及び自立生活サポートセンターこくぶんじ等の適切な支援機関につなげます。また、包括的な支援体制の構築のため、福祉分野のみならず、医療、雇用、教育、商工農業等、多分野の関係機関との連携に努めます。

イ 連絡会議の開催や庁内関係課・関係機関との連携強化

生活に困窮した人をできるだけ早く相談につなげるために、庁内関係課における情報共有・連携を図ります。自立に向けた支援を包括的に行うために、生活困窮者自立相談支援事業連絡会議を開催するとともに、関係機関との連携を強化します。



重点施策3 無職者・失業者への支援

本市の職業別自殺者数（平成26年～令和元年合計）では、他の職業と比較して、「その他の無職者」の自殺者が一番多くなっています。一般的にも、無職者・失業者は自殺のリスクが高い傾向があるとされており、市においても自殺者に占める割合が高い傾向があるため、総合的な支援を進めていく必要があります。

① 失業者等に対する支援の充実

ア 生活困窮者自立促進支援事業（再）

「自立生活サポートセンターこくぶんじ」において、離職者又は就労収入が減少した方への相談を行うとともに、相談者ごとに作成する個別支援計画に基づき、住居確保給付金を支給します。

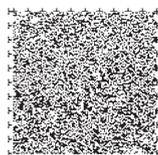
イ 就労支援に関する情報提供

就労を希望する方に、就労に関する情報提供及び職業紹介機関の案内を行います。

② 若者の社会的自立・職業的自立に向けた支援体制の強化

ア 若者支援事業

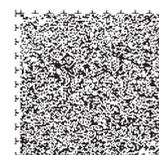
ひきこもり、不登校・中途退学、未就労等の社会生活を営む上で困難を抱える若者やその家族を専門機関等への早期の相談につなげるため、庁内関係課と各種専門的な支援を行う地域関係機関との連携強化を推進します。



(4) - 2 重点施策の事業一覧

【重点施策1】高齢者への支援

取組		事業名（主な取組）	担当課	実施状況
①	高齢者とその家族・介護者 に対する相談支援	地域包括支援センター事業	高齢福祉課	継続
		生活支援体制整備事業	高齢福祉課	継続
②	支援者の気づきを高める 取組	相談窓口職員，介護支援専門員，介護保険 料徴収担当職員への研修の実施	健康推進課 高齢福祉課他	継続
		出張講座	高齢福祉課	継続
③	高齢者が生きがいと役割を 実感できる地域づくりの推 進	地域生きがい交流事業	健康推進課	継続
		住民主体の「集いの場」の設置	高齢福祉課	継続
		老人クラブ助成事業	高齢福祉課	継続
④	家族・介護者に対する支援 の推進	家族介護者交流会	高齢福祉課	継続
		認知症サポーター養成講座	健康推進課	継続
		介護予防教室	高齢福祉課	継続
		認知症カフェ	高齢福祉課	継続

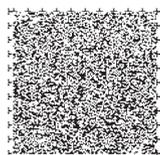


【重点施策2】生活困窮者への支援

取組		事業名（主な取組）	担当課	実施状況
①	生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化	生活困窮者自立促進支援事業	生活福祉課	継続
		生活保護扶助事業	生活福祉課	継続
		受験生チャレンジ支援貸付事業	生活福祉課	継続
②	支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組の推進	滞納金等を徴収する職員への研修	健康推進課 納税課他	継続
		民生委員・児童委員への研修の実施	健康推進課 地域共生推進課	継続
③	多分野の関係機関が連携する基盤の整備	地域福祉コーディネーター事業	地域共生推進課	継続
		連絡会議の開催や庁内関係課・関係機関との連携強化	生活福祉課	継続

【重点施策3】無職者・失業者への支援

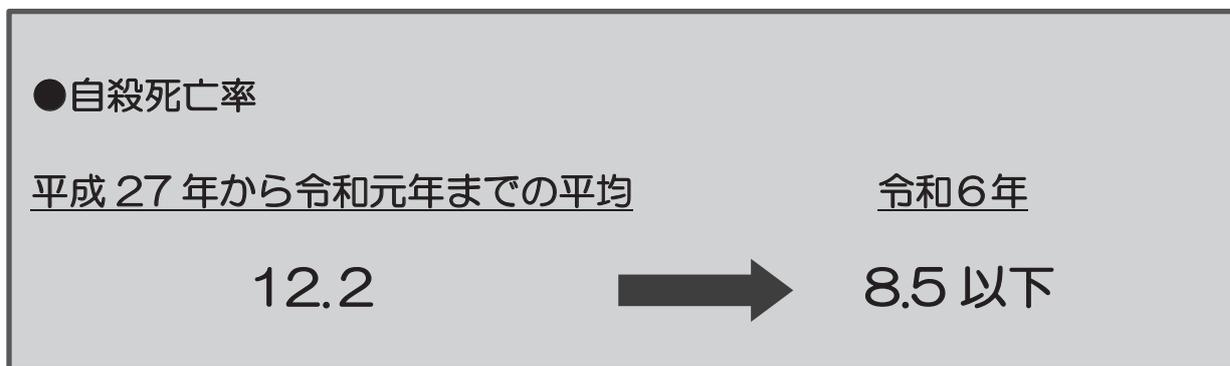
取組		事業名（主な取組）	担当課	実施状況
①	失業者等に対する支援の充実	生活困窮者自立促進支援事業（再）	生活福祉課	継続
		就労支援に関する情報提供	経済課	継続
②	若者の社会的自立・職業的自立に向けた支援体制の強化	若者支援事業	子ども若者計画課	継続



(5) 計画の成果指標

本市における計画の数値目標は、平成27年から令和元年までの平均を基準として令和6年までに自殺死亡率を30%以上減少させることです。その実現に向け、基本施策・重点施策について、取組を検証・評価する成果指標を設定します。

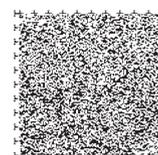
【全体目標】



【成果指標】

① 基本施策

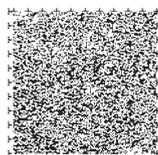
施策	成果指標	令和元年度 現状値	令和6年度 目標値
基本1	地域福祉推進委員会の開催	年5回	継続実施
基本2	市職員等のゲートキーパー養成講座受講人数	23人	60人
	(1) あなたは、自殺予防に関する「ゲートキーパー」についてご存じですか。 【以下(5)まで、出典：国分寺市こころの健康に関するアンケート調査】	「知っている」「言葉は聞いたことがある（内容は知らない）」 16.1%	30.0%
基本3	リーフレット及び啓発グッズの作成と配布	啓発グッズの作成配布	リーフレット及び啓発グッズの作成と配布の継続実施
基本4	(2) あなたは今後、悩みやストレスを感じた時に、以下の人に相談したいと思いませんか。	「相談しないと思う」 11.8%	5.0%



施策	成果指標	令和元年度 現状値	令和6年度 目標値
基本4	(2) あなたは今後、悩みやストレスを感じた時に、以下の人に相談したいと思いますか。	「公的な相談機関（市役所、保健所、地域包括支援センターなど）の職員など」 16.3%	25.0%
基本5	「SOSの出し方に関する教育」について教育課程に位置付け、授業を実施した学校数	小学校 10校 中学校 5校	小学校 10校 中学校 5校

② 重点施策

施策	成果指標	令和元年度 現状値	令和6年度 目標値
重点1	地域包括支援センター総合相談受付件数	26,649件	28,000件
	認知症サポーター数	6,406人	9,200人
重点2	生活困窮者自立促進支援事業 「自立生活サポートセンターこくぶんじ」 新規相談件数	339件	500件
重点3	生活困窮者自立促進支援事業 個別計画作成数	93件	100件
	若者支援相談受付窓口相談件数	26件	30件



(6) 生きる支援関連施策

① 自殺の実態や自殺対策の実施状況等の把握

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
1	自殺の実態や自殺対策の実施状況等の把握	自殺総合対策推進センターから提供される地域自殺実態プロフィールを活用し、本市の自殺に関連する現状や実態について、情報収集及びデータの蓄積を行い、自殺の実態把握を行う。また、これらのデータの把握・整理により、実態に即した各種施策の実施等に活用する。	健康推進課

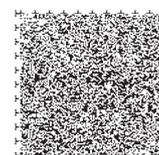
② 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上

ア 地域保健スタッフの資質の向上

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
2	保健師等への研修の実施	保健師等の地域保健及び産業保健に関わる職員について、自殺対策に関する研修の開催及び外部研修参加を推奨する。	健康推進課

イ 様々な分野でのゲートキーパーの養成

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
3	介護支援専門員への研修の実施	介護支援専門員のゲートキーパー養成講座受講を推奨する。	高齢福祉課
4	民生委員・児童委員への研修の実施	民生委員・児童委員のゲートキーパー養成講座を推奨する。	地域共生推進課
5	市税徴収担当職員への研修の実施	市税徴収担当職員のゲートキーパー養成講座受講を推奨する。	納税課
6	保育料徴収担当職員への研修の実施	保育料徴収担当職員のゲートキーパー養成講座受講を推奨する。	子ども子育てサービス課
7	介護保険料徴収担当職員への研修の実施	介護保険料徴収担当職員のゲートキーパー養成講座の受講を推奨する。	高齢福祉課
8	保健・福祉窓口職員への研修の実施	保健・福祉窓口職員のゲートキーパー養成講座受講を推奨する。	健康推進課



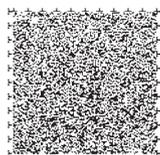
ウ 家族や知人等を含めた支援者への支援

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
9	メンタルヘルス講座 (再)	専門医等によるメンタルヘルスに関する講座を実施。家族や知人等の身近な支援者に精神面の気づきのポイントを理解してもらい、心の健康づくりや病気の早期発見・治療に結びつくようにする。	健康推進課
10	心の健康相談 (精神保健医療相談)	心の健康に関して、家族や支援者等も対象に、精神科医 (月1回)・保健師 (随時) が、保健、医療及び福祉に関する相談を行う。	障害福祉課
11	家族セミナー・個別相談会	若者の家族が当事者へのかかわり方を知り、相談を受ける機会をつくるため、家族セミナー・個別相談会を実施する。	子ども若者計画課
12	地域支援を考える研修会	若者支援地域ネットワークの支援者が地域支援のあり方を学ぶ機会をつくり、関係機関同士の連携強化を推進する研修会を実施する。	子ども若者計画課

③ 社会全体の自殺リスクを低下させるための取組

ア 相談体制の充実

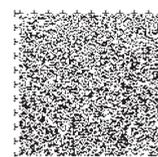
事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
13	特別相談事業	市民の日常生活上の諸問題、困りごとについて、各分野の有資格者等による相談を実施する。	政策法務課
14	市民相談事業	市民の日常生活上の諸問題、困りごとについて、問題解決のための助言や関係機関の紹介を行う。	政策法務課
15	男女平等推進センター事業	女性の悩みごと相談、女性のためのカウンセリング、女性法律相談を実施するとともに、各種相談窓口の周知を行う。	人権平和課
16	消費生活相談	消費生活に関する相談を受け付け、専門の相談員が解決のために必要な助言、あっせん等を行う。	経済課
17	地域福祉コーディネーター事業 (再)	地域福祉コーディネーターが身近な相談窓口としての周知を行いながら、地域に出向き、課題を抱える方の早期把握に努める。相談者等の個々の状況に応じて、関係機関等の支援につなげる。	地域共生推進課



事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
18	相談支援総合調整会議	健康部、福祉部及び子ども家庭部の相談支援業務担当部署等が、事例の共有等により職員の対応力を高めるとともに、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題等の複合的な課題や制度の狭間の課題への対応について検討を重ね、連携を強化し、重層的支援体制の構築を図る。	地域共生推進課他
19	小口事業資金融資あっせん事業	資金繰りに困っている個人事業主または中小企業者に対し融資あっせんを行い、利子の一部を補給し、支払った保証料の補助を行う。	経済課
20	子ども家庭支援センター事業	18歳未満の子ども及びその保護者等を対象に、子どもや子育てに関する相談、情報提供、助言、その他必要な支援を行う。	子育て相談室
21	親子ひろば事業	主に0歳～3歳の乳幼児及びその保護者等に対して、相互の交流を行う場を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。	子育て相談室
22	障害者基幹相談支援センター事業	障害者等に対して、総合的・専門的な相談支援を実施し、地域で安心して暮らせるようにする。また、地域の相談支援体制の充実を目的として、相談支援事業所への助言や研修等を行う。	障害福祉課
23	地域活動支援センター事業	障害者等に対して、健康、医療、福祉、生活の安定等に関する相談支援を行う。	障害福祉課
24	心の健康相談（精神保健医療相談）（再）	生活の中で起きる様々な心の問題に関する相談に精神科医師（月1回）・保健師（随時）が対応する。	障害福祉課

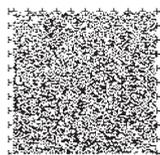
イ 居場所づくりへの支援

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
25	地域活動支援センター事業（再）	障害者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、相談支援や日中活動の場の提供等の支援を行う。	障害福祉課
26	親子ひろば事業（再）	主に0歳～3歳の乳幼児及びその保護者等に対して、相互の交流を行う場を提供する。	子育て相談室
27	地域の子どもの居場所づくりの推進	地域資源を活用して子どもの居場所づくりを行う。	子ども若者計画課



ウ ひきこもりへの支援の充実

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
28	地域福祉コーディネーター事業 (再)	関係機関との連携を強化し、8050 問題などひきこもりの問題を抱える世帯全体への支援につなげる。	地域共生推進課
29	地域包括支援センター事業 (再)	地域包括支援センターに配置している生活支援コーディネーターが高齢者と地域の社会資源等を積極的につなぎ、社会参加の促進と福祉の増進を図る。	高齢福祉課
30	住民主体の「集いの場」の設置 (再)	心身の活性化を目的に、住民が主体的にグループを立ち上げ、簡単で効果的な筋力トレーニングを行う「集いの場」の設置を支援する。グループに所属し、声掛けをし合うことで孤立を防ぎ、介護予防にも積極的に取り組むことができる。	高齢福祉課
31	地域生きがい交流事業 (再)	初心者向けの文科系・身体活動系など多様な講座を開講することで、集い、活動するなどの生きがいを創出し、介護予防活動のきっかけをつくる。	健康推進課
32	若者支援事業 (再)	ひきこもり、不登校、中途退学、未就労等に悩む本人・家族を専門機関等への早期の相談につなげ支援するため、関係機関との連携強化を推進する。	子ども若者計画課

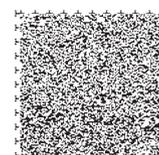


エ 児童虐待・DV等被害者等への支援の充実

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
33	DV対策事業	DV被害が深刻化する前に支援できるよう、相談しやすい環境を整える。また、関係機関と連携し、相談者が必要とする支援を行う。	人権平和課
34	児童虐待等防止事業	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」に基づき、児童虐待防止等の広報・啓発活動等を行い、虐待の早期発見、未然防止を図る。	子育て相談室
35	母子生活支援施設入所事業	生活上の問題で子どもの養育が十分にできない場合に、母子が入所することで、生活を再建し自立につなげる。	生活福祉課
36	母子・女性緊急一時保護事業	配偶者等からの暴力により、緊急に保護を必要とする母子又は女性を一時的に保護施設に入所させ必要な相談・援助等を行う。	生活福祉課
37	子ども家庭支援センター事業(再)	児童虐待の通告等を受付け、関係機関等との連携により児童虐待に対応する。また、要保護児童等に対する関係機関が行う支援の実施状況の把握、連絡調整等を行う。	子育て相談室
38	子育て世代包括支援センター事業(再)	妊娠期から子育て期において様々な理由で精神的不調を抱えている方に対して精神科医による相談を実施し、医療の必要性や今後の支援方針の検討を行う。	健康推進課
39	妊産婦新生児訪問事業	子育てに対して不安等を抱える家庭や児童の心身の発達に関して諸問題を有している家庭に対し、助産師による専門的な家庭訪問支援を実施し、安定した児童の養育を図る。	健康推進課

オ ひとり親家庭に対する支援の充実

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
40	児童扶養手当等支給事業	ひとり親家庭等からの申請を受け、該当者に対し手当を支給する。	子ども子育てサービス課
41	母子父子女性福祉資金貸付事業	ひとり親家庭及び配偶者のいない女性を対象として、経済的・社会的に安定した生活が送れるよう、子どもの修学に必要な資金等の貸付けを行う。	生活福祉課



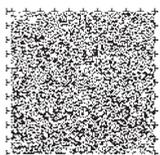
事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
42	ひとり親家庭自立支援給付金等給付事業	ひとり親家庭を対象として以下給付金を支給し、自立を促進する。 ①自立支援教育訓練給付金：就業につながる能力開発のために受講した指定教育訓練講座の入学料・受講料を給付する。 ②高等職業訓練促進給付金：就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関（通信教育も含む）において修業している場合、修業する期間（上限48か月）の生活を支援するための費用を給付する。	生活福祉課
43	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の方に対し保険診療による医療費の一部助成を行う。	子ども子育てサービス課
44	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行う。	子育て相談室

カ 妊産婦への支援の充実

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
45	子育て世代包括支援センター事業（再）	妊娠期から子育て期においてそれぞれの段階に応じた支援を切れ目なく行うことにより、心身の健康の保持・増進を図る。	健康推進課
46	妊産婦新生児訪問事業（再）	新生児・未熟児・妊産婦に対して個別に家庭訪問を実施する。育児不安を抱える母親、発達に気がかりのある児に対し、必要に応じて個別に再度家庭訪問し、不安の解消を図る。	健康推進課

キ 性的マイノリティへの支援の充実

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
47	人権施策推進事業	パートナーシップ制度を周知するとともに、多様な性自認又は性的指向の理解促進を図るための啓発を行う。	人権平和課
48	職員研修事業	正規職員の新規採用時に実施する新任職員研修において、市職員として性的マイノリティへの理解を深めるための研修を実施する。また、研修内容を全庁で共有できるように、資料の掲示等を行い周知を図る。	職員課 人権平和課



ク うつ病、アルコール依存症等の精神疾患への対策の推進

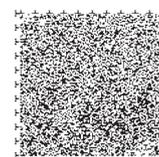
事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
49	心の健康相談(精神保健医療相談)(再)	精神科医(月1回)・保健師(随時)が、面談等を実施し、保健、医療及び福祉等に関する助言を行う。	障害福祉課
50	妊産婦新生児訪問事業(再)	訪問時に、妊産婦のこころの健康状態の把握や産後うつの早期発見に努め、適切な支援につなげる。	健康推進課
51	介護予防のための基本チェックリストの活用	高齢者が効果的な介護予防活動ができるように相談時に使用する基本チェックリストを活用し、うつに関する設問の得点が高い方を早期に発見し、集いの場につなぐ等の個別の支援を行う。	高齢福祉課
52	メンタルヘルス講座(再)	専門医等による依存症も含めたメンタルヘルスに関する講座を実施。精神面の気づきについてポイントを理解してもらい、心の健康づくりや病気の早期発見・治療に結びつくようにする。	健康推進課

ケ 慢性疾患患者、難病者等への支援の充実

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
53	母子保健関連等医療費助成に関する各種一般相談事業	慢性疾患等で療養中の児童及びその家族の日常生活上での不安や悩みの軽減を図るため、各種一般相談を居住地の身近な行政窓口で行い、保健・福祉の給付・相談体制を整え、市民の利便性を図る。	健康推進課
54	障害者相談支援事業	難病患者を含む障害者及びその家族に対して、療養上の相談支援を行う。	障害福祉課

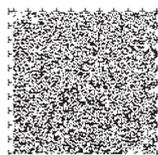
④ 民間団体との連携の強化

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
55	高齢者見守り事業	協力事業者(新聞販売店や金融機関等)と市が高齢者の見守りに関する協力協定を締結し、地域での高齢者等の見守り活動の充実を図る。	高齢福祉課
56	生活支援体制整備事業(再)	地域にあるNPO法人や民間事業者等、多様な主体の連携により、地域の高齢者の介護予防・生活支援サービス体制を整備する。	高齢福祉課



⑤ 子ども・若者の自殺対策の推進

事業名 (主な取組)		事業概要 (取組内容)	担当課
57	いじめ防止に関する取組の充実	「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例」及び「国分寺市いじめ防止基本方針」に基づき、市立小・中学校において「いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止に関する様々な取組を実施する。また、SNSの利用に関わるトラブル等、社会的な課題を踏まえた対応も充実させていく。	学校指導課
58	学校における相談体制の充実(再)	様々な悩みや問題を抱えた児童・生徒の健全な発育を支援するため、担任等を中心として組織的な対応を図る。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、支援の充実を図る。	学校指導課
59	不登校児童・生徒への支援の充実	市立小・中学校では、新たな不登校児童・生徒を出さないために、居場所のある学級づくりに努めるとともに、サポート教室を活用した個に応じた指導の工夫を行う。また、学校に登校できない児童・生徒には、トライルームの活用を促すなど、外出の機会や学習機会、人とのふれあいの機会を提供し、温かい雰囲気の中で社会性や自立心を養うとともに、集団生活への適応力を高め、学校復帰等を目指す。	学校指導課
60	生活困窮者自立促進支援事業(再)	「自立生活サポートセンターこくぶんじ」を設置し、相談者ごとに作成する個別支援計画に基づき、子どもの学習支援を行う。	生活福祉課
61	若者支援事業(再)	全ての若者が日常生活の中で抱く不安や悩み、様々なきっかけでつまづきそうになった時に、身近な地域の居場所や相談ができる環境を整えるため、地域の関係機関との連携強化を推進する。	子ども若者計画課



4 自殺対策の推進体制等

(1) 推進体制

当市では、以下の組織を中心に、自殺対策の推進と計画の進行管理を行います。

① 国分寺市地域福祉推進委員会

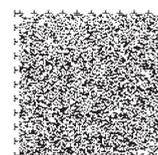
国分寺市地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進を図るため設置された、市の部長職及び課長職で構成された委員会です。

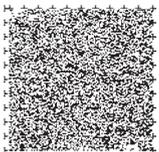
② 国分寺市地域福祉推進協議会

国分寺市地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進を図るため設置された、市民及び地域の団体が推薦する委員で構成された協議会です。

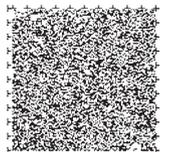
(2) 進行管理

この計画に基づく施策を着実に展開するため、施策の進捗状況を確認し、進行管理を行います。また、新たな課題等については、関係部局、関係機関等と連携しながら対応策等を施策の取組内容に反映させていきます。



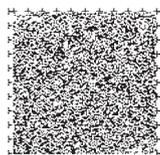


第4章 国分寺市再犯防止推進計画



目 次

第4章 国分寺市再犯防止推進計画	151
1 計画策定の趣旨等	151
2 計画の位置付け	153
3 計画の期間	153
4 施策の体系	154
5 施策の柱・重点課題	155
6 重点課題ごとの主な取組	156



第4章 国分寺市再犯防止推進計画

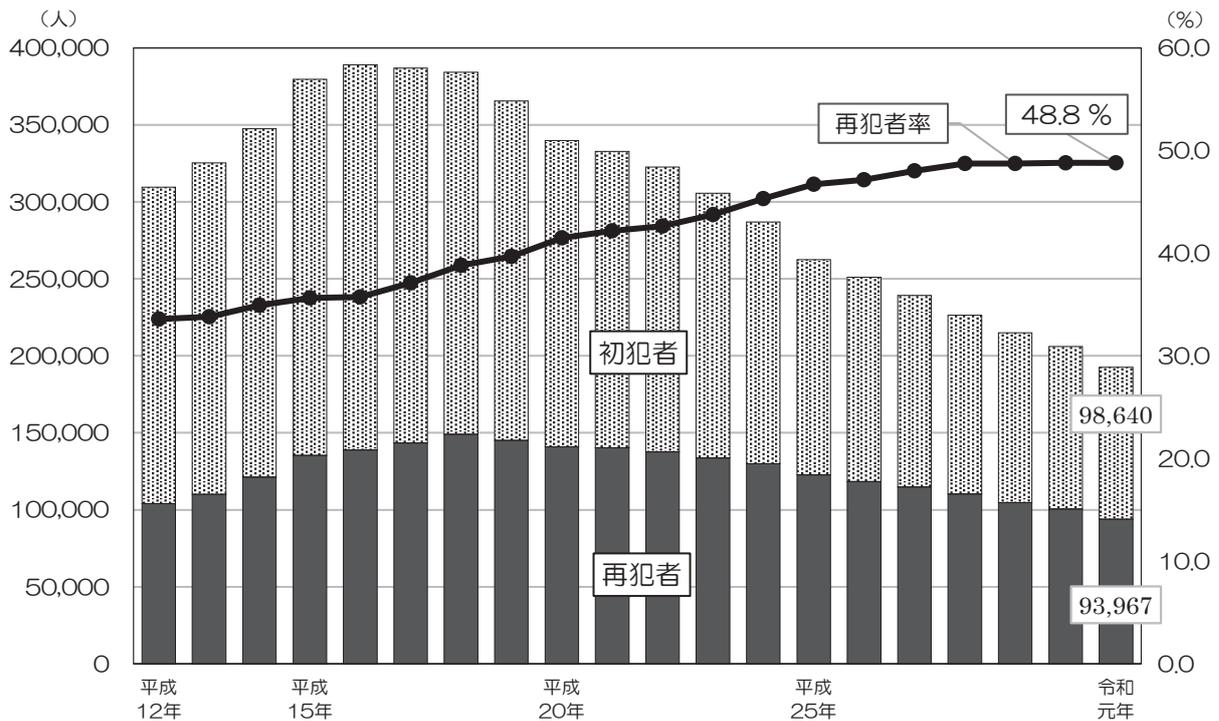
1 計画策定の趣旨等

国分寺市では、社会を明るくする運動や安全・安心な環境づくり、専門機関や団体等とのネットワークによる地域包括ケアの推進により、すべての市民が自分らしく生きるなかで互いに支え合い、住み続けたいと思えるようなまちづくりを推進しています。

我が国の刑法犯検挙人員は、平成16年をピークに減少する一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員（再犯者率）は増加が続き、犯罪を減らすために、再犯防止を推進する重要性が認識されました。

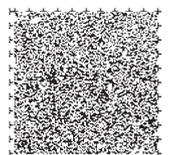
こうした中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、同法第8条では、「都道府県及び市町村は、再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されました。

刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移（全国）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

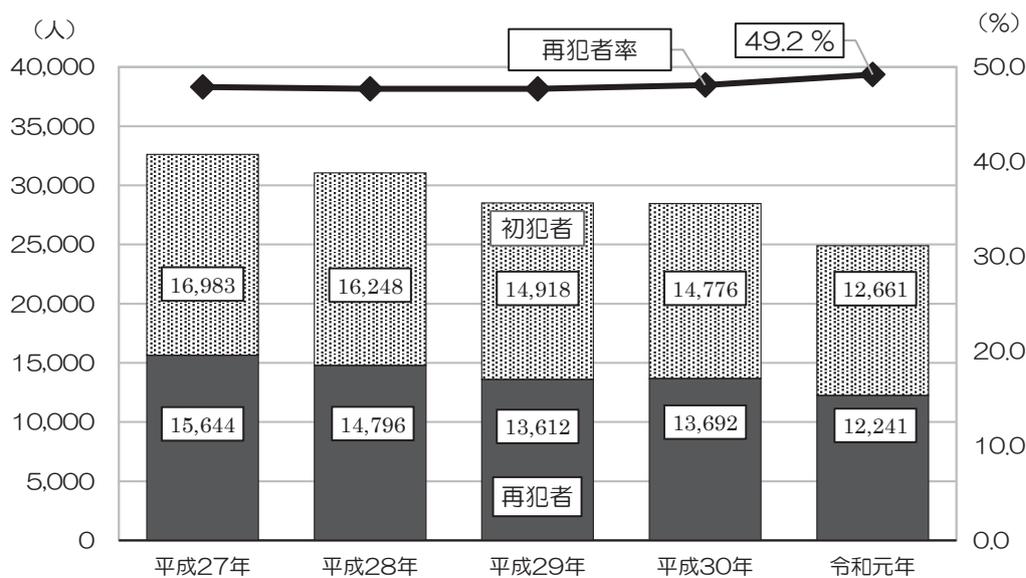
資料：法務総合研究所「令和2年版犯罪白書」より作成



東京都及び小金井警察署における刑法犯検挙人員は、いずれも減少傾向にある中、東京都の再犯者率は40%台後半で推移し、小金井警察署の再犯者率は40%台前半で推移しています。

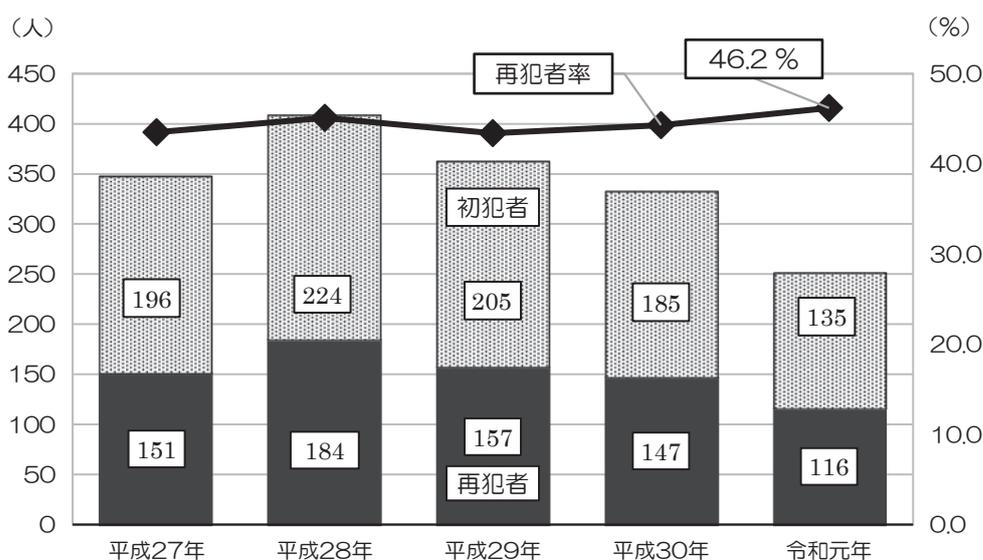
また、平成29年12月15日に閣議決定された再犯防止推進計画によれば、刑務所出所後2年以内に再入所した65歳以上の高齢者の割合は、全世代の中で最も高く、刑務所出所後5年以内に再入所した高齢者のうち約4割は、6か月未満で再犯に至っており、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

刑法犯検挙人員中の初犯者数・再犯者数・再犯者率（東京都）

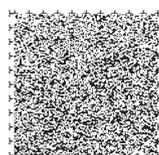


資料：法務省提供資料より作成

刑法犯検挙人員中の初犯者数・再犯者数・再犯者率（小金井警察署）



資料：警視庁提供資料より作成



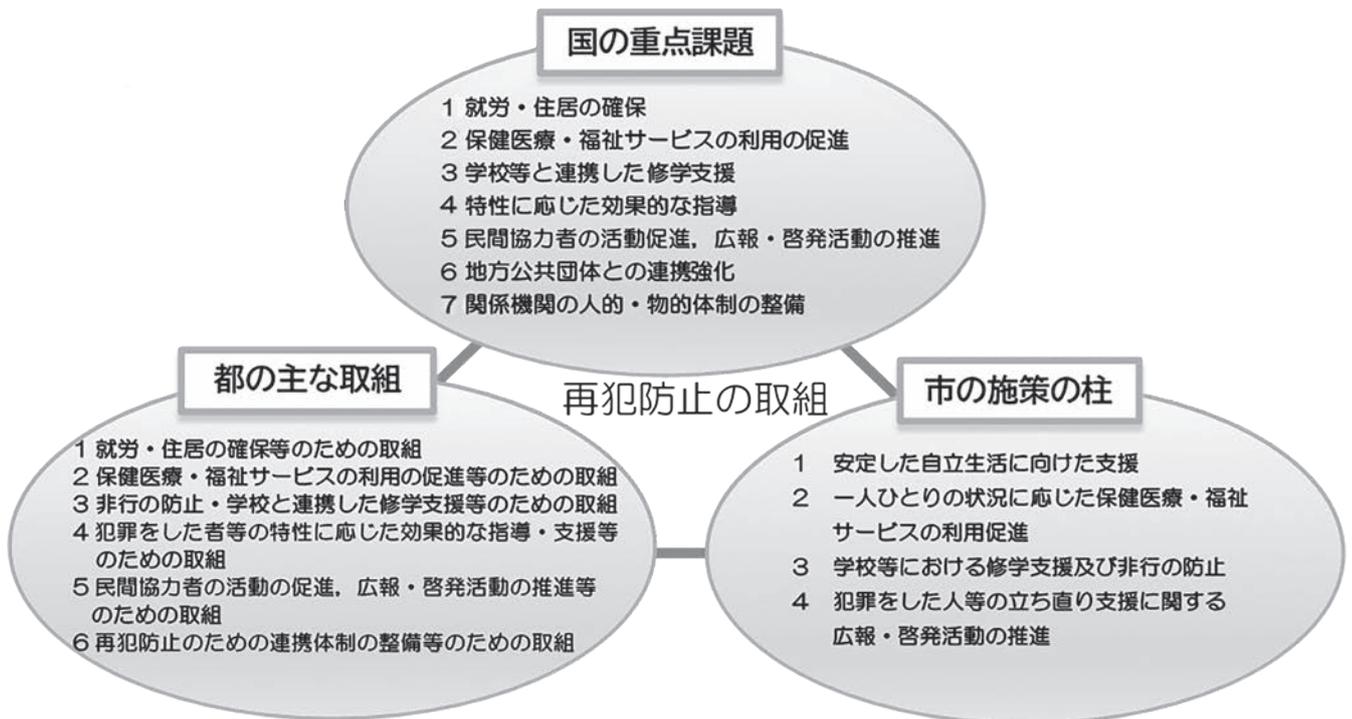
犯罪をした人等の中には、住居や就労先などがなく生活が不安定な状況のほか、高齢や障害など様々な生きづらさを抱え、円滑な社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する人がいます。

国分寺市は、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、受け入れることのできる地域を目指した取組により、だれもが共に認め、支え合い、安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けて、本計画を定めます。

2 計画の位置付け

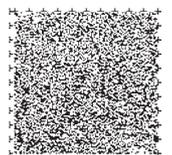
この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付け、国や東京都の再犯防止推進計画を勘案した、再犯防止に資する具体的な市の施策を示します。

また、地域福祉を推進するため、様々な分野の横断的な市の施策を示した地域福祉計画実施計画と一体的に策定し、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指します。



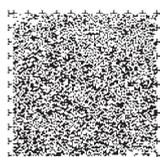
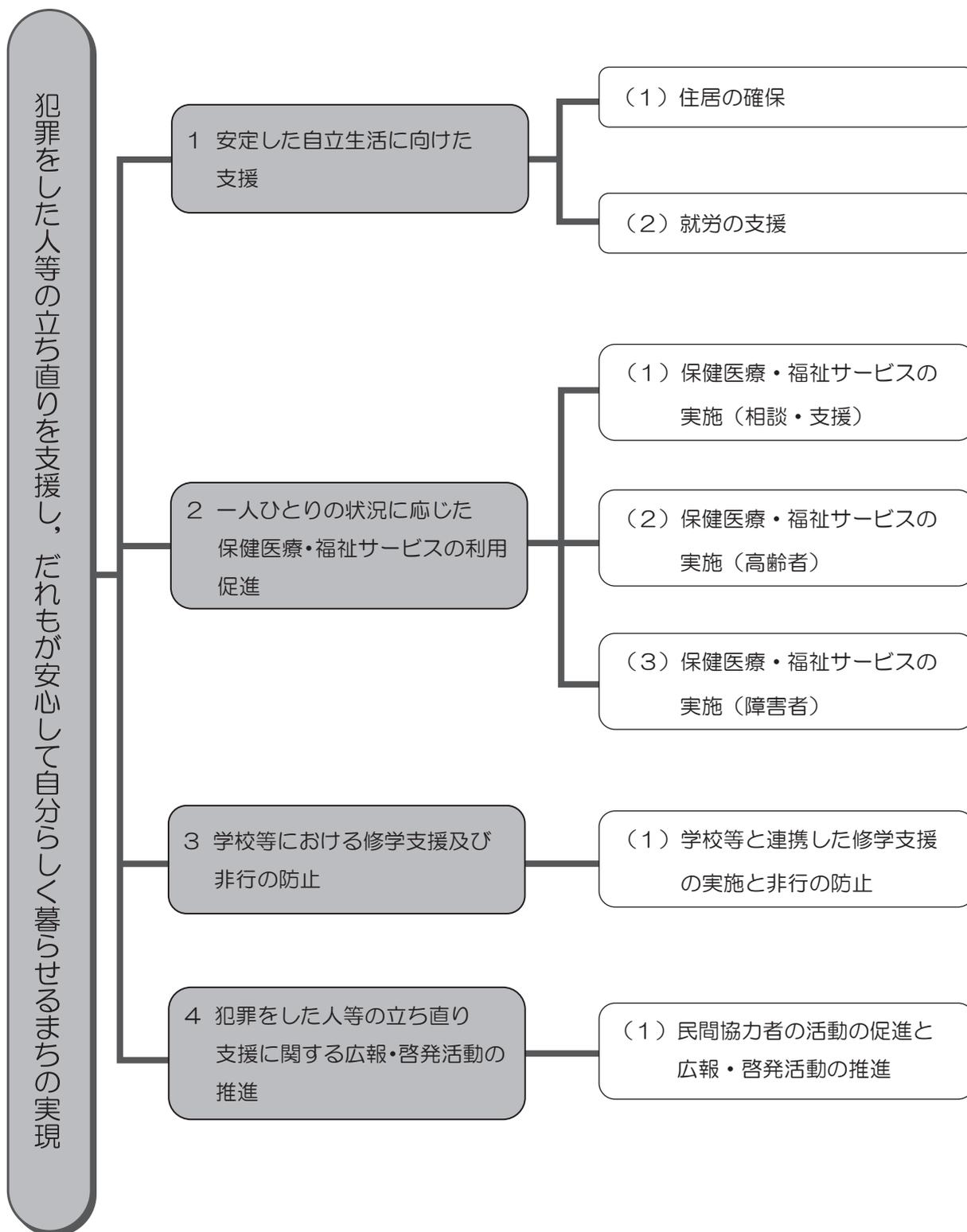
3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。



4 施策の体系

本計画は、国や東京都の再犯防止推進計画を勘案した四つの「施策の柱」に基づく、再犯防止に関する市の施策で構成します。



5 施策の柱・重点課題

施策の柱 1 安定した自立生活に向けた支援

(現状等)

平成25年の法務省調査によれば、再犯時の生活状況として、ホームレスなど安定した住居のない人が52.8%を占めています。また、様々な生きづらさを抱え、福祉的な就労などへの支援を必要とする人がおり、安定した自立生活を営むため、住居の確保及び就労支援の取組を進める必要があります。

(重点課題)

住居の確保及び就労支援の実施

施策の柱 2 一人ひとりの状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進

(現状等)

犯罪をした人等において、高齢や障害などの理由により保健医療・福祉サービスの適切な利用を必要とする状況があります。犯罪をした人等が地域社会の一員として社会復帰を果たすため、保健医療・福祉サービスにおける支援を円滑に進める必要があります。

(重点課題)

保健医療・福祉サービスの利用の促進

施策の柱 3 学校等における修学支援及び非行の防止

(現状等)

非行を防止し、子どもたちの健やかな育成を図るため、課題の解決に向けて学校及び関係機関が連携した修学支援を実施する必要があります。また、地域における子どもたちへの見守りなどを通じて、安全安心な環境づくりを進める必要があります。

(重点課題)

学校等と連携した修学支援の実施と非行の防止

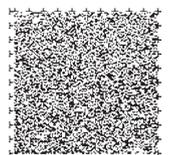
施策の柱 4 犯罪をした人等の立ち直り支援に関する広報・啓発活動の推進

(現状等)

犯罪をした人等の立ち直りを地域で支援する保護司など更生保護ボランティア等の活動について、市民への周知や理解を進める必要があります。また、犯罪等の防止及び犯罪をした人等を孤立させない活動を行う更生保護ボランティアの担い手の確保に向けた取組を支援する必要があります。

(重点課題)

民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進



6 重点課題ごとの主な取組

施策の柱 1	安定した自立生活に向けた支援
重点課題 1	住居の確保及び就労支援の実施

目指すべき方向性

- 犯罪をした人等の状況に応じた多様な住まいの確保を支援し、生活の安定に向けた取組を進めます。
- 自立生活を目指して、一人ひとりの特性に応じた就労支援を行います。

主な取組

(1) 住居の確保

● 生活困窮者自立相談支援事業〈生活福祉課〉

自立相談支援機関である「自立生活サポートセンターこくぶんじ」を設置し、生活に困窮する方の相談窓口として、関係機関と連携した生活及び就労に関する支援を行います。また、要件を満たす方に対し、住居確保給付金支給事業により就職活動期間中等の家賃相当額を支給し、住まいの確保を図ります。

● 高齢者住宅確保事業〈高齢福祉課〉

住まいに困っている低所得者のひとり暮らし高齢者に対して、市が借り上げた住居を提供し、生活の安定を図ります。また、都営住宅内に設置された高齢者住宅（シルバーピア）に生活援助員を派遣し、居住者の相談に応じ、緊急時の対応を行います。

● 障害者グループホーム等の整備〈障害福祉課〉

障害のある人が、地域で自分らしい生活を送るため、共同生活を営む住居の整備を行います。

(2) 就労の支援

● 就労支援セミナー等実施事業〈経済課〉

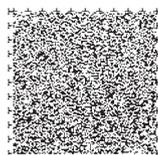
就労支援専門機関と連携し、幅広い内容の就労支援セミナー及び就職面接会等を開催し、就労確保に向けた支援を行います。

● シルバー人材センター事業〈地域共生推進課〉

高齢者の希望に応じた就業機会の提供・確保に取り組むシルバー人材センターに対する運営費の補助を行い、高齢者の技術・経験を活かした就労を支援します。

● 障害者就労支援センター事業〈障害福祉課〉

一人ひとりの適性・力量を把握しながら生活面の安定を図り、社会性、就労意欲及び職業能力の向上を目指した支援を一体的に行う障害者就労支援センターを設置し、関係機関と連携した事業主等への必要な助言や調整を行います。



施策の柱 2	一人ひとりの状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用促進
--------	------------------------------

重点課題 2	保健医療・福祉サービスの利用の促進
--------	-------------------

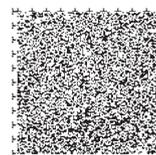
目指すべき方向性

- 保健医療・福祉サービスの利用について、一人ひとりの状況に応じた関係機関の連携による適切な支援を行い、再犯防止を推進する支援体制を構築します。
- 様々な相談への対応及び保健医療・福祉サービスの利用促進を図り、孤立することなく円滑な社会復帰を果たすための支援を行います。

主な取組

(1) 相談・支援

- **民生委員・児童委員事業〈地域共生推進課〉**
民生委員・児童委員は、行政や専門機関とのつなぎ役として地域の身近な相談相手となり、関係機関と連携した様々な業務を行います。
- **福祉の総合的な相談窓口の体制整備〈地域共生推進課〉**
総合的な相談支援、地域ネットワークの構築及び地域力強化の推進などに取り組む地域福祉コーディネーターを配置します。また、相談支援総合調整会議により担当部署間の連携を図り、総合相談窓口体制の整備を進めます。
- **生活困窮者自立促進支援事業〈生活福祉課〉**
「自立生活サポートセンターこくぶんじ」において生活上の様々な相談を受け付け、一人ひとりの状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行います。相談者ごとの支援計画により、就労支援、家計改善支援、住居確保給付金支給、子どもの学習支援などを行います。
- **権利擁護センター事業〈地域共生推進課〉**
権利擁護センターこくぶんじにおいて、苦情相談や成年後見制度の利用相談など、地域における福祉サービスを安心して選択し、利用するための支援を行います。また、認知症、知的障害及び精神障害などにより判断能力が不十分な方に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等を行います。
- **国分寺市若者支援地域ネットワーク会議事業〈子ども若者計画課〉**
子ども・若者が抱える生活環境や修学・就業等に関する課題に対して、多様な関係機関が相互にネットワークを形成し、その専門性を活かした支援の実施を図るため、「国分寺市若者支援地域ネットワーク会議」において情報交換と協議を行います。
- **生活保護事業〈生活福祉課〉**
生活保護法に基づき、生活困窮者に対する最低限度の生活を保障し、生活の維持向上及び自立に向けた支援を行います。



(2) 高齢者

● 地域包括支援センター事業〈高齢福祉課〉

地域包括支援センターは、地域における総合相談機能を持ち、高齢者や介護者等の相談に応じるとともに、保健医療の向上や福祉の促進のため包括的な支援を行います。

● 認知症カフェの運営〈高齢福祉課〉

認知症の方やその家族、地域の方が気楽に集まることができる認知症カフェを設置し、認知症や介護に関することなどの相談・情報交換ができる場を提供します。

● 認知症サポーターの養成及び支え合いの推進〈健康推進課〉〈高齢福祉課〉

認知症サポーターを養成し、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を行います。また、地域住民同士で支え合える環境づくりを進めます。

(3) 障害者

● 地域活動支援センター事業〈障害福祉課〉

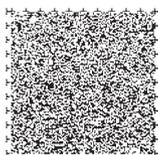
障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や日中活動の場の提供をはじめとして、必要な支援を行います。

● 障害者基幹相談支援センター事業〈障害福祉課〉

障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として障害者基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を行います。

● 精神保健相談事業〈障害福祉課〉

アルコールや薬物等の依存症を含めた精神疾患に係る相談を行います。様々な生きづらさにより日常生活に困難を抱え、安全で安心な場につながるなどの環境設定等が必要な人に対して、保健所、東京都立多摩総合精神保健福祉センターや医療機関等との連携を図り、必要な支援を行います。



施策の柱 3	学校等における修学支援及び非行の防止
--------	--------------------

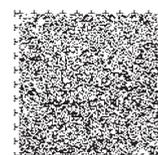
重点課題 3	学校等と連携した修学支援の実施と非行の防止
--------	-----------------------

目指すべき方向性

- 学校及び関係機関の連携による相談支援を実施し、課題の解決に向けた取組を行い、非行の防止を目指します。
- 地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支え、非行の未然防止に取り組みます。

主な取組

- **教育相談事業〈学校指導課〉**
教育相談室を設置し、電話相談及び来室した児童・生徒・保護者の様々な悩みや課題の解決に向けた支援を行います。また、電話による「いじめ110番」の相談を行います。
- **スクールカウンセラー事業〈学校指導課〉**
全小・中学校に、東京都の会計年度任用職員である東京都公立学校スクールカウンセラーを配置し、課題解決に向けた支援を行います。
- **スクールソーシャルワーカー事業〈学校指導課〉**
教育分野に関する知識や、社会福祉等の専門的知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを複数配置し、小・中学校への巡回により学校や関係機関との連携を図り、生活指導上の課題等を抱える児童・生徒への支援を行います。
- **国分寺市若者支援地域ネットワーク会議事業〈子ども若者計画課〉（再掲）**
子ども・若者が抱える生活環境や修学・就業等に関する課題に対して、多様な関係機関が相互にネットワークを形成し、その専門性を活かした支援の実施を図るため、「国分寺市若者支援地域ネットワーク会議」において情報交換と協議を行います。
- **青少年問題協議会事業〈子ども若者計画課〉**
地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の指導、育成等に関して、次代を担う子どもたちの健やかな成長を図るため、関係機関相互の連絡調整や、青少年を取り巻く諸課題の調査・審議を行います。



施策の柱 4	犯罪をした人等の立ち直り支援に関する広報・啓発活動の推進
重点課題 4	民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

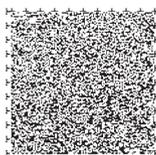
目指すべき方向性

- 民間協力者の方々の活動を促進するための支援を行います。
- 民間協力者や関係機関等の方々と連携し、更生保護に対する市民の理解と協力を得て、犯罪をした人等を孤立させることなく、立ち直りを支援する取組を進めます。

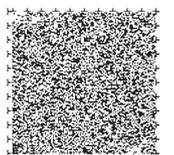
市及び民間協力者による取組

- **北多摩東地区保護司会国分寺分区事業〈地域共生推進課〉**
北多摩東地区保護司会国分寺分区に対する補助金の交付及び市役所内の事務局の設置を行い、更生保護ボランティアである保護司の活動を支援します。保護司会の会議の開催場所を提供し、保護司による保護観察対象者との面接場所の確保を支援します。また、保護司適任者の確保に向けた取組を支援します。
- **社会を明るくする運動事業〈地域共生推進課〉**
犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について地域の理解を深め、犯罪のない明るい社会を築くため、社会を明るくする運動を推進します。市内開催イベントに参加し、広報活動を行うほか、市内農地でのひまわり迷路作り及び一般開放を実施し、市内の小中学生を含む市民等が参加するひまわりコンサートを開催するなど、広報・啓発活動に取り組みます。
- **北多摩東地区更生保護女性会国分寺分区**
犯罪をした人等の立ち直りを支援する更生保護の活動や、青少年の健全な育成を目指した環境づくりに取り組みます。

※民間協力者 地域において更生保護を支える、保護司、更生保護女性会、北多摩東 BBS 会（Big Brothers and Sisters の略で、非行からの立ち直りや自立を支援する取組を行う青年ボランティア団体）など、民間ボランティアの方々です。

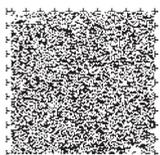


資料編



目 次

資料編	163
1 国分寺市地域福祉推進委員会設置規程	163
2 計画策定の経過	165



資料編

1 国分寺市地域福祉推進委員会設置規程

平成 27 年 11 月 30 日訓令第 28 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 14 号

平成 29 年 3 月 31 日訓令第 10 号

平成 30 年 3 月 30 日訓令第 11 号

令和元年 8 月 29 日訓令第 5 号

令和 2 年 4 月 17 日訓令第 8 号

(設置)

第 1 条 国分寺市地域福祉計画（平成 27 年 9 月 28 日策定。以下「計画」という。）に基づき、地域福祉の推進を図るため、国分寺市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

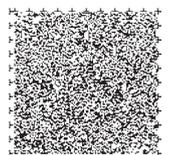
第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に基づく事業の進行管理及び評価に関すること。
- (2) 計画に基づく事業の調整に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 健康部長
- (2) 福祉部長
- (3) 子ども家庭部長
- (4) 政策部政策経営課長
- (5) 総務部防災安全課長
- (6) 市民生活部協働コミュニティ課長
- (7) 市民生活部人権平和課長
- (8) 健康部健康推進課長
- (9) 福祉部生活福祉課長
- (10) 福祉部障害福祉課長
- (11) 福祉部高齢福祉課長
- (12) 子ども家庭部子ども若者計画課長
- (13) まちづくり部まちづくり計画課長
- (14) 建設環境部環境対策課長
- (15) 教育部教育総務課長



(16) 教育部社会教育課長

(平成 28 年訓令第 14 号・平成 29 年訓令第 10 号・平成 30 年訓令第 11 号・令和元年訓令第 5 号・令和 2 年訓令第 8 号・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康部長、副委員長は子ども家庭部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成 30 年訓令第 11 号・一部改正)

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康部地域共生推進課において処理する。

(平成 30 年訓令第 11 号・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 28 年訓令第 14 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年訓令第 10 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年訓令第 11 号)

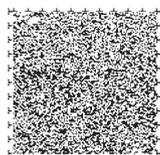
この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年訓令第 5 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

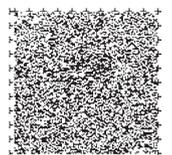
附 則 (令和 2 年訓令第 8 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

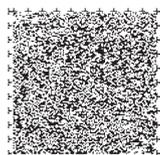


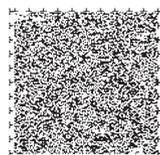
2 計画策定の経過

日時	主な内容	詳細
令和元年 7月9日	令和元年度第1回 国分寺市地域福祉 推進委員会	●国分寺市自殺対策計画(案)の概要, 策定日程及びアンケートについて
令和元年 8月6日	令和元年度第2回 国分寺市地域福祉 推進委員会	●国分寺市こころの健康に関するアンケート調査について
令和元年 10月4日 ～ 10月31日	【自殺対策計画】 こころの健康に関する アンケート調査	・調査対象：市内に住所のある満18歳以上の市民 ・発送数：3,000件 ・有効回収数：930件（有効回収率：31%）
令和2年 1月23日	令和元年度第4回 国分寺市地域福祉 推進委員会	●国分寺市こころの健康に関するアンケート調査結果について ●国分寺市自殺対策計画（案）に係る市の事業の棚卸しについて ●国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）・国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・国分寺市自殺対策計画・国分寺市再犯防止推進計画（案）（令和3年度～令和6年度）の策定について
令和2年 3月25日	令和元年度第5回 国分寺市地域福祉 推進委員会	●国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）・国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・国分寺市自殺対策計画・国分寺市再犯防止推進計画（案）（令和3年度～令和6年度）の策定について
令和2年 8月上旬 ～ 10月下旬	関係団体意見聴取	【国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）（案）】 意見聴取 1 団体実施 【国分寺市成年後見制度利用促進基本計画（案）】 懇談会 1 団体, 意見聴取 25 団体実施 【国分寺市自殺対策計画（案）】 意見聴取 1 団体実施 【国分寺市再犯防止推進計画（案）】 意見聴取 28 団体実施
令和2年 7月10日	令和2年度第1回 国分寺市地域福祉 推進委員会	●国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）・国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・国分寺市自殺対策計画・国分寺市再犯防止推進計画（案）（令和3年度～令和6年度）について



日時	主な内容	詳細
令和2年 10月7日	令和2年度第2回 国分寺市地域福祉 推進委員会	●国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）・国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・国分寺市自殺対策計画・国分寺市再犯防止推進計画（案）（令和3年度～令和6年度）について
令和2年 11月6日	令和2年度第3回 国分寺市地域福祉 推進委員会	●国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）・国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・国分寺市自殺対策計画・国分寺市再犯防止推進計画（案）（令和3年度～令和6年度）について
令和2年 12月15日 ～ 令和3年 1月15日	パブリック・コメント	<p>【国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見をお寄せいただいた方の数：1（個人0・団体1） ・お寄せいただいた意見の数：2件 <p>【国分寺市成年後見制度利用促進基本計画（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見をお寄せいただいた方の数：2（個人1・団体1） ・お寄せいただいた意見の数：14件 <p>【国分寺市自殺対策計画（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見をお寄せいただいた方の数：1（個人1・団体0） ・お寄せいただいた意見の数：6件 <p>【国分寺市再犯防止推進計画（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見をお寄せいただいた方の数：1（個人1・団体0） ・お寄せいただいた意見の数：7件
令和3年 1月26日	令和2年度第4回 国分寺市地域福祉 推進委員会	●国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）・国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・国分寺市自殺対策計画・国分寺市再犯防止推進計画（案）（令和3年度～令和6年度）パブリック・コメントの意見反映状況及び最終案について





国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）・
国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・
国分寺市自殺対策計画・
国分寺市再犯防止推進計画
（令和3年度～令和6年度）

発行日 令和3年3月

編集・発行

【国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）・国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・
国分寺市再犯防止推進計画】

国分寺市健康部地域共生推進課

〒185-8501 国分寺市戸倉1丁目6番地1

電話 042-325-0111（内線565・566） FAX 042-325-9026

E-mail chiikikyouseisuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

【国分寺市自殺対策計画】

国分寺市健康部健康推進課

〒185-0024 国分寺市泉町2丁目3番8号

電話 042-321-1801 FAX 042-320-1181

E-mail kenkousuishin@city.kokubunji.tokyo.jp

